

日野町議会第4回定例会会議録

令和7年9月定例会議

令和7年9月12日（第3日）

開議 9時00分

散会 18時05分

1. 出席議員（14名）

1番	錦 戸 由 佳	8番	山 本 秀 喜
2番	福 永 晃 仁	9番	高 橋 源三郎
3番	谷 口 智 哉	10番	加 藤 和 幸
4番	松 田 洋 子	11番	後 藤 勇 樹
5番	柚 木 記久雄	12番	中 西 佳 子
6番	川 東 昭 男	13番	西 澤 正 治
7番	野 矢 貴 之	14番	杉 浦 和 人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	安 田 尚 司
教 育 長	安 田 寛 次	政 策 監	河 野 隆 浩
総 務 主 監	吉 澤 利 夫	厚 生 主 監	山 田 甚 吉
産 業 建 設 主 監	柴 田 和 英	教 育 次 長	正 木 博 之
税 务 課 長	杉 村 光 司	企 画 振 興 課 長	大 西 敏 幸
交 通 環 境 政 策 課 長	小 島 聰 勝	住 民 課 長	増 田 武 司
福 祉 保 健 課 長	福 田 文 彦	福 祉 保 健 課 地 域 共 生 担 当 課 長	芝 雅 宏
子 ど も 支 援 課 長	森 弘 一 郎	農 林 課 長	吉 村 俊 哲
建 設 計 画 課 長	杉 本 伸 一	上 下 水 道 課 長	嶋 村 和 典
会 計 管 理 者	三 浦 美 奈	学 校 教 育 課 不 登 校 対 応 担 当 課 長	赤 尾 宗 一
生 涯 学 習 課 長	加 納 治 夫	生 涯 学 習 課 歴 史 文 化 財 担 当 課 長	岡 井 健 司
総 務 課 主 席 参 事	岡 本 昭 彦	学 校 教 育 課 主 席 参 事	音 羽 克 之

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 園 城 久 志 議 会 事 務 局 書 記 藤 澤 絵 里 菜

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

3番	谷口 智哉君
6番	川東 昭男君
9番	高橋源三郎君
1番	錦戸 由佳君
2番	福永 晃仁君
13番	西澤 正治君
4番	松田 洋子君
8番	山本 秀喜君
10番	加藤 和幸君

会議の概要

—開議 9時00分—

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

一起立・礼一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付のとおり、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

これより発言を許可いたします。

3番 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 改めまして、おはようございます。

私この場で一般質問をさせていただくのが9回目なんですが、毎回毎回もう口の中が渴くぐらい緊張しております、毎回毎回反省して、やり方を変えて、こういう言い回しのほうがいいんじゃないかというのをやるんですけど、やっている間にどんどんどんどん頭がこんがらがってきて、よく分からなくなってきたということもあります。

もうちょっと前段お話をすると、ここにこのスポンジがあるんですけど、毎朝、事務局の方がぬらして絞って、ちょうど湿り具合になっているんです。名前を湿潤器といって、湿気の湿に潤す器と書いて湿潤器というらしいです。ほかの議員の方もぜひよかつたら使って下さい。

ちょっと場が和んだところで質問させていただきます。

今回は2問させていただくんですが、今回の共通のテーマとしては、関係人口を増やすことによってまちの活性化につながるということを、1つ命題として質問させていただこうかと思います。

それでは、1問目、獣害被害減少に向けてできることは何かということです。

昨日も質疑で、猿の被害についてモニタリング調査について質問させていただいたんですが、今回は例として鹿やイノシシの被害を例にとってお話しさせていただきたいなと思います。

よく、特に今の時期、獣害の被害が多いということで聞きます。私も後で幾つか例は話はしようかと思うんですが、鹿に2反分ぐらい日野菜のちょうど本葉が出た頃に全部食べられた、気づいた頃にはもうなくなっているというようなことを2年

連續で経験したことがありますて、そういう思いをする人間を減らしていくためにも、今回の質問を機に、そういう獣害防止に携わる人が増えていけばいいなと思っています。

それでは、1問目、一問一答方式でさせていただきますので、まず最初の質問をさせていただきます。

昨日ちらっと出た、東近江地域鳥獣被害防止計画とはどのようなものなのか、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 3番 谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） おはようございます。

それでは、谷口議員から獣害被害の減少に向けた取組についてご質問をただいま頂いたところでございます。

東近江地域鳥獣被害防止計画につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、県や東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町の2市2町の獣害対策協議会やJA等により策定された被害防止計画でございます。被害の傾向を踏まえ、被害防止対策や取組方針等が定められております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、回答いただいたんですが、改めて確認させていただきたいんですが、被害防止計画とありますが、この計画自体は被害を少なくする、減少や縮小させるために立てられている計画として捉えて間違いないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） この計画につきましては、獣害をなくすために、そういうたニホンザルやニホンジカ、イノシシ等の捕獲を計画的に進めまして、農作物や生活被害を軽減させることを目標としているものでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 改めて確認させていただきました。

それでは、この計画に基づいて獣害対策を行っているということは昨日も確認させていただいたんですが、実際、近年の直近での被害額に関しては、どういうふうに推移しているか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 被害額につきましては、近年の推移といたしまして直近3か年でございますが、令和4年度が170万円ほど、令和5年度と令和6年度がそれぞれ約250万円となってございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 率直にお伺いしますが、この金額に関しては、昨日、後藤議員の質疑の中で数字をもってというような話があって、今も数字をもって説明はしていただいたんですが、この金額に関して、日野町ではそれは多い金額なのでしょうか、それとも、近隣と比べても少ない金額になるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 多い少ないというのは主観が入ったりするかもしれませんが、近隣との比較でいいますと、多いほうではないかなと感じております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、多いという認識でお答えいただいたんですが、そもそも被害の金額の多い少ない、私が聞いている金額というか被害の状況からいくと、これでもまだ少ないほうではないのかなと思いました。

昨日も例にいろいろ出させてはいただいたんですが、つい最近、直近あった例でいくと、鎌掛のある谷の奥の奥でウリボウが出ていると。ウリボウが毎日毎日、獣害の防止用にやっているワイヤーメッシュのフェンスの下を一生懸命ほじくっている。何とかしてくれと言われたので、私もわなの免許を持っているんですけど、私の箱わなを1基そこに仕掛け、もともとその担当というか箱わなを持っていける方がちょうど入院されていたので、その方の箱わなが閉じていたのでそれも開けて、ぬかをまいて、かかるようにしました。

そこで、ですから、箱わなを2基仕掛けましたと。そして、くくりわなも持っていたので、くくりわなも近くの木にくくって仕掛けました。全部で3つのわなを仕掛けたんですが、全然そこに入らなくて、最終的には稻刈り二、三日前に田んぼに侵入してしまったと。どれぐらいですかね、あれ、2坪ぐらいを荒らされてしまって、じゃ、どうなったかというと、そこはやっぱり荒らされているのと、臭いがついているので刈取りができないと。

ほかの部分を刈り取ってはいるんですが、じゃ、それを共済に申請するかというと、その面積だけだったら申請しないと。そういうような被害がすごい多かった。多いというか、そういうようなことで、泣き寝入りといえば泣き寝入りをしている農家さんがすごい多いと聞いています。家庭菜園に関しては、金額が表れないというようなことなので、この250万円には含まれない。

じゃ、何が問題かというと、何なのかなと。金額に関しては、どっちにしてもトータル面積だと、この数字が信憑性があるかないかというと、それしか表れないで信憑性がないとは言えないんですけど、全てを網羅しているものではない。じゃ、それで減っているとか増えているとかということの判断もすごいしにくいものじゃないのかなと思っています。

なので、改めて伺いたいのが、町として農産物の鳥獣被害というのは、町として

はどういう問題と捉えているのか、何が問題として捉えているのか。金額だけだと本当に判断しにくいと思うので、改めて鳥獣被害はどうして防止しなければならないかというのを教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 何が問題なのかというお話でございますが、農作物がやはり獣害に遭うという、そういったことが繰り返し起こりますと、生産者の方は丹精込めて作られた、そういったせっかくできた農作物が獣害に遭うことによりまして、すごく落胆されるという、そういうことはもちろんのこと、出荷ができないということになりますので収入の減少にもつながります。

そして、そういったことが繰り返されることによりまして、農業を続けようという意欲の減退につながることが一番問題ではないかと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 意欲の減退というのが問題だということを今おっしゃっていましたが、よくというか毎年、日野町の小学校6年生が議場見学に来られるんです。そのときに日野町のよいところってどこかという質問をしたりすると、自然が豊かなところであると。私もこの日野町の自然の豊かなところに引かれてはいますし、移住してきた方でもやはりそういった意見をよく聞きます。

その中でも、自然が豊かというと見える自然だけではなく、やはり触れて体験できる自然というのが大事なのかなと思っています。自分で農作物を作って、それを自分で収穫して、それを他人に評価してもらうような販売につなげたり、自分で食べるというのは、その自然に触れられる自然を一番体感できるものだと思いますし、日野町のアイデンティティーの根幹の部分でもあると思います。

それが、獣に悪気はないんです、悪気はないのは知っているんですが、無に帰すというかじゅうりんされるようなことをしてしまうと、やはり日野町のよいところが少なくなっていく。やる気がなくなるということが日野町のよさを感じられなくなっていくことにつながるのではないかなと思っています。

であれば、そういったことの被害者をなくすために必要なことは何だとお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 必要なことということでおっしゃっていました。なかなか難しい部分であるかなと思うんですけども、やはり私たち人間も含めまして、自然界の一部分であります。野生獣といえども命がある存在でございますので、野生獣と人とが、そしてまた農作物も含めて共存できる、そういうような適正な距離感といいますか、環境が保たれることができが一番よいのではないかなというふうに考えます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） もう少し踏み込んだ内容、難しいと言われたんですけど。共存するにしても、やはり野生獣が人間の領域に、あっちからすると獣の領域に人間が勝手に畠をしているという認識かもしれないんですけど、どうしても荒らされるとなると共生自体はしにくくなってくる。そうなると適度な距離感、適切な被害状況というか、もちろんゼロにすることは難しいとは思うんですけど、なるべく減らすためにはどうするべきだと考えられますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 被害を減らすためにできること、やはり、かつては人々が山の中に入りまして、いろんなものを取っておったというような時代もございました。最近、山にめっきり入らなくなつたことによりまして、獣と人との距離が近くなつたとも言われております。

また、山裾の草刈りとかができないままでありますと、やはり獣については安心した状態で農作物や集落のほうへ近づけてしまうというようなことがありますので、そういった、人々が、昔のようにとは言いませんけれども、山との共存もしていただきながら、そして、そういった山裾の草刈り緩衝帯と申しますが、そういったものをしっかりとしていただいて、獣とそれから人とのすみ分け、ここまででは人々が生活をしているエリアなんだ、人が踏み入っているというようなことを明らかにしていくというか意思表示をしていく、そういうようなことが大切なのはないかなと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、緩衝地帯を設ける、山裾の草刈りであったり伐採・伐木であったりをすることによって人と獣の世界の境界をつくるということをおっしゃいましたが、実際それを推進して、どこかの地域でモデル地域としてやってしたりとか、そういったことをすることによっての補助を出してきたということって、実例としては日野町ではあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 実際ございます。近年で言いますと、奥之池さんのほうでも実施いただきました。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） もう少し、その奥之池さんの実情というのを詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 山裾のところを、道際、田んぼ際から大体5メートルぐらいのところを、生い茂っている状況の物を伐採いたしまして、見通しを非常によく

するというようなことで、獣が寄りつきにくい、そういうような環境を整備いただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） これに関しては、効果があるとかというよりかは、実例があるのであれば、今、ほかの地域に今後何か計画を持って進めていくようなことをされる計画はあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 現在のところ、具体的な集落等の計画はございません。集落のほうからご相談いただいたときに、そういうメニューもあるということでのご提案をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今の最初の、集落での境界をつくるということ自体は、東近江地域鳥獣被害防止計画に何か計画として載っているものなのかなと思って、今、質問させていただいたんですけど、もちろんそれは大事だと思うんですが、捕獲等への取組であったりワイヤーメッシュの防護柵の取組は書いてあったんですけど、こういったことを推進するよりも、日野町としては草刈りを進めていくということに重点を置いていくということで理解してよろしいんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） いわゆる獣害防止策の一例として挙げたものでございまして、いろいろなメニューがございます。おっしゃるように、東近江地域の計画におきましてはワイヤーメッシュの延長ができるだけ延ばしていくことや新規捕獲者の取得に努めていくということを明記はしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 理解したというか、ある程度、ワイヤーメッシュ設置の一環としてでも草刈りの、草刈りというか境界を設けていくということをしているという理解なのかなと思ったんですが、違いますか。

話の肝として、肝としてというか、この質問の趣旨として、集落の中で、特に今すごい境界が曖昧なところで日野菜を作っているので、みんなでそういったところを草刈りしようぜという話ではなくて、やはり畑の周りであったり道路際であったり川際であったり放棄地、放棄地というか荒れている畑の周りの草刈り、誰も管理しなくなったところの草刈りをしようというような動きで、長野日野菜生産団地振興会の中ではしてはいるんですけど、獣害を減らすために山裾をみんなで刈ろうぜみたいな動きも話も空気もなかつたので、それよりも免許の保有者を増やそうとかというような話は出ていたので、そこが町の姿勢と耕作者での温度差というのがあるのかなと思ったんです。

だから、どういうふうに獣害防止を進めていくかということをもう1回確認したかったんです。そうすると、課長からは免許保有者の話ではなくて草刈りとか伐木の話があったもので、それだったらもうちょっと私の周りでも聞くんじゃないのかなと思ったんです。

改めて伺いますが、今後、日野町で、免許保有云々よりも境界、下草刈りとかを進めていくような方向で進めていくんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 草刈り、いわゆる緩衝帯につきましては1つのあくまで例でございます。人と獣の境界をはっきりさせてすみ分けをする。そして、獣というのは見通しがよいところにつきましては、自分の身を守ることはできませんので非常に警戒して寄りつきにくいという、そういう特性を利用したものをいわゆる緩衝帯として整備することによって、寄りつきにくい環境をつくるということを申し上げさせていただいたところでございます。

もちろん、日常の草管理につきましては、議員おっしゃるように、良い作物を少しでもしっかりと作って収穫していこうということであれば、日常のそういった周辺での草刈りというのは有効でもあるかなというふうに考えますし、獣害でいうと、しっかりとそういったわな、そしてまた獣による捕獲のほかに、そういう防護柵を設置して侵入させないというようなことの取組も重要でございます。

そしてまた、そういったワイヤーメッシュとかによります防護柵をした、そのさらに向こう側には緩衝帯というようなものを設けまして、人と獣のすみ分けをしっかりと、なかなか寄りつきにくい、ここは自分たちが生きにくいなというふうに獣に思わせることが大切でございます。

そしてまた、一方、集落等への、あるいは畠、田んぼへの侵入等もある場合には、集落の中で追い払い等のことの活動をしていただくことも重要ですし、ここへ来たら追い払われるということを覚えさせないといけないというふうになりますし、そもそも入ってきても食べるものがない、あるいは、食べようと思っても囲われていて食べられないというふうに思わせるような囲い込みをするのも非常に有効だということでございまして、総合的にいろいろやっていただくことが大事かというふうに思っております。

そのために、集落にお邪魔をして集落点検をして、どこに弱点があるのかということを皆さんと一緒に確認しながら、そこの地域の獣害防止力を高めていくことが必要かというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 理解させていただきました。集落点検をしながら集落ごとにどのようなお話をされたんですが、また私の体感で申し訳ないんですけど、やはり当

事者でない、みんながみんな当事者意識があるわけでもない中で、集落ぐるみで追い払いであったり囲い込みであったり、昨日のおじろ用心棒の話でもないんですけど、みんなで守ろうということになると、非常にやっぱり難しいところってあるんじやないのかなと。

その中で、最後のほうの質問にはなるんですけど、やはりわな捕獲や銃器による捕獲による当事者を増やすことによって、追い払いというか、私も鹿のわなをかけていて思うんですけど、何頭か捕つたらあまりやっぱり、どういうんですか、寄りつかなくなるというか、そこにある一定期間、そういったことで暗に捕獲が追い払いにつながる部分もあるんじゃないのかなと思ったときに、やっぱり設置数というのが多ければ、そういった間接的な追い払いにもつながるのかなと思いました。

ただ、わな捕獲、私はわなしか持っていないのでわなの話にはなりますが、箱わなをかけるにしても、やはり日常的な管理というのはすごい負担ではあります。1回1つかけると、そこに餌をまいて、かかっているかかかっていないかを日常的に見に行くと。結構、鹿も中に入ってしまうと、ストレスやほかの要因で中で亡くなってしまっている場合があるので、それを1週間も置いておくと今の時期でも十分腐敗して、周りにまた違う影響を与えることがあるので、徹底した管理をしていかないといけないんですが、私、今、箱わな3基、くくりわな3基で、どちら辺中心にかけているかというと、長野の日野菜を作っているところ周辺にかけています。

どうしてかというと日常的な管理がしやすいからで、ほかの地域になると、ほかの谷の奥になると日常的に行かないで管理しにくい。ということを考えると、やはり免許の保有者というのを増やしていくかなければならないのではないかと思うんですが、それに関してご意見を伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） いわゆる捕獲者、免許の保有者が一定数増えることは、有害の捕獲にやっぱりつながっていくものということで有効であると考えます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） であるならば、やはり保有者を増やすために何らかの補助金を活用して。理由としては最初に言ったとおりです。日野町のよいところを守っていくため、日野町での活力につなげるため、日野町に住み続けたいと思うためにはすごい大事な施策だと思いますし、はっきり言って、やっていることは動物に対する殺生です。殺生ということ、命を奪ってしまうということ、そして自分たちの生きがい、食、生きるためにそれも必要であることを認識してもらうためには、より多くの人にそういった当事者になっていただくことは大事だと思うんですが、日野町では狩猟免許の取得に関しての補助というのは何かされているんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 免許取得そのものに対する助成はしておりませんけれども、新規捕獲者の確保の施策の1つといたしまして、狩猟免許を取得する際の狩猟免許試験予備講習会というのがございます。この受講費を東近江地域鳥獣被害防止協議会から助成しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） じゃ、もう率直にお伺いします。狩猟免許に対しての取得の費用というのは、補助金として設ける考えというのは、過去にも、今まで検討や実施というのはなかったんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 免許取得に係る助成につきましては、過去にそういった議論がなされたと聞いたことはございますが、やはり個人の資格となることから、そういうことに対する補助はどうなのかという観点で助成に至らなかったというふうにも聞いておりますし、今後につきましても当面の間はそういう考えでいくのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 考え方を確認できたというのは1つかなと思います。今の流れで行くと、個人の資格になるものに対しての助成というのが日野町の見解ではちょっと出しにくいというような話でした。

ちょっと方向性を変えて、同じ農林課の話なので聞かせていただきたいんですが、今回の一般質問は日野菜に関する質問をお二人されているので、私の出る幕というのはないなと思ったんですが、今年の春作から日野菜の生産に関してはさらなる補助金の制度ができるようになりました。あれはやはり個人の利益になるものだとは思うんですけど、ちょっと簡単に、その補助金のあらましと、それを制定した理由ということを教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 議員がおっしゃいます補助金につきましては、昨年度、G Iの日野菜が鎌掛の加工場への出荷が極端に少なかったということで、生産するにつきましても非常に苦労されたということがございました。そういった日野町の日野菜を鎌掛の加工場へ直接出荷いただくことを目的として補助をするということで、JAが出荷された日野菜を買取りされる価格と同額を補助するものでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 要は、生産者を増やして、生産量を増やして、日野町のブランドを守っていく、日野町の宝を守っていくということが動機であると。それに対し

て国からの補助金も出るからだとは思うんですけど、私が今回の質問を通して言っているのは、やはり獣害を減らすということも日野菜の生産振興にももちろんつながりますけど、日野町が一番大事にしている自然であり農である部分というのを守るためにもすごい大事な仕事だと思います。

今後、今は個人の資格に関しての補助ということでは切られていますが、この前、夏休みというかお盆に実家に帰ったんですけど、30年前には聞いたことのない熊の被害というのも出ていました。今、30年前には聞いたことのない鹿であったり猿であったりイノシシというのがあると、また10年後、20年後、30年後にはここら辺でも普通に聞くような話になるかもしれません。

そういったことにならないように、日野が魅力的なまちであり続けるためにも、早い段階のうちにそういった保有者を増やしていくという機運づくりというのは大事だと思いますので、今後検討していただければと思います。

これで1問目を終わらせていただきます。

それでは、2問目、2つ目の質問をさせていただきます。児童育成支援拠点事業の支援がより届きやすいようにするためにを質問させていただきます。

前回の6月定例会議の厚生常任委員会でも調査・研究をさせていただいたんですが、本年度より始まった児童育成支援拠点事業について質問させていただきます。

まず最初に聞きたいのが、この児童育成支援拠点事業を活用できる子どもの対象となる条件を教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 谷口議員から、2問目の児童育成支援拠点事業についてご質問いただきました。

まず、この児童育成支援拠点事業というのは、地域における子どもと家庭の総合的な相談支援の拠点をつくることを目的としまして、国により令和6年度、昨年度から創設された事業でございます。日野町では今年度、令和7年度から取組を始めたところでございます。

この事業の創設の背景といたしましては、子どもが直面する課題が複雑かつ複合化したことにより、子どもの個別のニーズにきめ細かに対応する居場所というものが需要になってきたということがございます。

先ほど質問いただきました条件という形の答えにつきましては、対象となる条件等につきましては、家庭における様々な事情により養育上の不安や困難さを抱える小学校から高校生の学齢期の子どもたちで、学校や自宅以外に居場所を求める児童を対象という形でしております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 最初にその対象となる条件を教えていただきたいということを

伺ったんですが、実はこの質問、考えるときに非常に私迷いました。こういったサービス、サービスというか行政が用意したものを利用している、こういった拠点に通うということは、周りから見ると、今の言葉を借りると、養育上の不安や困難を抱える子が行っている、あそこに行っている子はそうだと言われると、変な差別につながったり利用を自粛してしまうんじゃないのかなというようなことにつながるのではないかと思って迷いました。

ただ、皆さんのがこの事業をこの質問を通して知つてもらうことによって、もしかしたら、周りにこういった子がいるよ、こういった家庭があるよと、もしかしたら自分のところがそういったことになっているんじゃないのかというような気づきにつながって、さらに、子どもが健全な教育を受けられる育成状況にあるというような状況につながるのであればと思って、今回、質問させていただきました。

が、今の回答だけを見ると、養育上の不安や困難さを抱えるということがどの程度のレベルなのかというのがすごい分かりにくいなと思います。もう少し具体的なお話を聞かせていただければと思いますので、お答えいただきたいです。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 具体的な、分かりにくいということでしたので、例えばなんんですけども、今、全国的な流れといいますか風潮といたしまして、例えばご飯につきまして、基本的に温かいご飯とか、そういうのは普通に食べられる家庭はもちろんあるんですけども、時々そういったご飯を食べさせられていないご家庭がございましたり、これは家によって習慣的なものもございますが、お風呂のほうにも時々しか入れなかつたり、そういった家庭も本当に今もあるかもしれないんですけども、毎日お風呂に入れていなかつたりとか、家庭事情により本当に各家庭によって差といいますか状況が異なるということが、今、全国的な課題というか、そういうところも見えてきた中でのこういった事業の開始ということで思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 言いにくいですよ。いや、今、ご飯だけの例を取られてしまうと、うちも3食温かいご飯というとちょっと難しいなとか思つていて、ただ、言いにくいのは、具体例を出しても切りがないとは思ひますし、そこに当てはまる当てはまらないというのもあるとは思ひんですけど、こういった対象となる子がこういった行政支援を受けられない状況のまま大きくなっていくと、どのような弊害が考えられますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 弊害、リスクということで答えさせていただきますと、まず、子どもの学習面等におきましてやはりちょっと困難さがございまして、

そういったことが早期に対応、発見ができなかったり、そういった子どもさんの学習意欲の低下ということにつながることもあります。そしてまた、安心して過ごせる環境や人との関わりが欠如すると、自己肯定感や信頼感が育ちにくくなるというようなことも考えられるかと思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） それで考えられるリスクというのはすごい大きいものだと思います。自己肯定感が育ちにくくなる、それこそ自己実現というのを追い求めない子どもが出てくるとかということってすごい大変なことだと思います。

先月の話にはなりますが、8月9、10、11日にわたむきホール虹でお化け屋敷をやっていて、私は自分の子どもと、あと近所の知り合いの子と一緒に行かせていただいたんですが、どういうんですか、楽しんで怖がってくれているというか、すごいいい反応を見たなというような、子どもたちの恐怖の表情というか満足した表情というのを見せていただきました。

ただ、これって結構やっている側からすると大変なことなんですね。ここにもメンバーがいますけど、町長もお化け役で出られたというような話で聞いていますけど、準備をしたりとか全部ボランティアで長時間拘束すると、やはり継続がしがたいものなのかなと思ってはいるんですけど、それでもやっていただいたことにはすごい感謝させていただいている。

この子たちが大きくなったときに、ああ、昔あんなことやってたな、今度は、あればなくなったから悲しいなではなく自分たちでやってみようかみたいな、そんな子どもたちが増えたらいいなと思っています。

もう1つ話をすると、もう1つ2つ話をさせていただきたいんですけど、今度10月25日の土曜日に同じわたむきホール虹の駐車場を会場にサウナのイベントがあるんですけど、その発案者は日野高校生です。それを大人の立場としてお手伝いさせていただくんんですけど、高校生が夢として語ったことを実現するということは、すごい、それが実現するというのは、別に手前みその話でありますけど、すごいいまちだなと思います。

それは私だけの話ではなくて、役場をはじめいろんな大人たちが協力しているからできることであって、そんなすばらしいまちを実感しながら次の時代の日野町をつくっていく人を育てていくことにつながるのかなと思いました。

片や、もう1つ話をさせていただくと、私からこの列から後ろの日野町議会の話ではあるんですけど、日野町議会も私すごいいろんな発言を許していただいて、今、地域振興対策特別委員会で委員長というのをさせていただいているんですけど、周りの議員の先輩方であったりほかの委員の方、事務局をはじめ本当にいろんな方に支えられながら、多様な意見を言わせていただきながら、何とかかんとか形になっ

て進めているような状態です。

やはり、周りの環境、社会であったりグループであったり、そして近くにいる大人たちが、そういった背中を見せてくれる、支えてくれるということが、子どもたち、自分よりも若い世代の次の世代を育てるにつながるのかなと思います。

片や、先ほどの条件の話でありますけど、子どもたちから、自己肯定感が低い子どもたちが増えるとか、ちょっと例に出すと、ヤングケアラーであることが当然だと思った環境にいる子どもたちだと、そういったことに目が向く子どもがやっぱり少なくはなっていきます。そのためには、そういった形で支援、公的な支援というのにつなげて、なるべく今のことでのいっぱい、だからほかのことできませんみたいな大人も子どもをつくらないのが、こういった事業の根幹にあるものだと思っています。

では、そういったお話を踏まえてもう1回立ち戻りたいんですけど、この事業の概要、そういった子どもがどういうふうにそこに行って、どういうサービスを受けた結果、どのように育つかというのを聞かせて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 改めまして、概要ということでご質問いただきました。

この事業の概要といたしましては、子どもたちが安心して過ごせる居場所を開設しまして、子どもの健全な成長をいろんな大人や地域全体で支えることを目的といたしまして、生活習慣づくりのサポートや、また、宿題、学習面の見守り活動のサポート、それから食事の提供、悩み相談、そしてまた、保護者の方へも様々な相談支援、また情報提供、情報共有をしていきたいというふうな取組でございます。学校や園、それから日野町子ども家庭センターなどいろんな関係機関との連携を図っていきたいと思っております。

私のほうにつきましても、今、谷口議員と思いは同じで、今回のこの事業で、やっぱり様々な大人たちと子どもたちが本当に一緒に話す、向き合うということは本当に今、時代として大切なことかなというふうに思っています。本当にそういうことが子どもたち、いろんな大人と会うことでこれから子どもたちが生きていくコツというか、そういうことを学んでほしいなと。その辺が昔と違って薄くなってきたなというふうには感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 森課長と思いが共有できたことを確認できたことを大変うれしく思っています。が、実際そこの運営状況というのはどういうふうになっているのか。特に最後、学校や園、子ども家庭センターなどとの連携も図ってまいりますとありました。町で把握しているその事業、支援事業の対象となる子は何人いて、

何人ぐらいの方が今現在利用しているんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今現在の運営状況といたしまして、今年度、令和7年度から開始させてもらいました事業でございまして、いろいろ委託先の事業主さんと協議やらを重ねながら、一応、本格的にはこの7月から委託契約をさせていただきまして事業を開始させてもらたということでございます。

そんな中で、今現在、約11名の子どもさんが利用いただいております。基本的には保護者さんのほうから申込みいただきまして、そういった委託先さんのほうへおつなぎさせてもらいまして、その中で子どもたちは生活いただいているというような状況でございます。

なかなか、始まったばかりというところもありまして、町内の関係機関との連携について、今それぞれ周知いたしながら、事業の周知をさせてもらいながら、対応を今しているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 先ほどの質問の中で、対象者が何人いてというような話をさせていただいたんですが、そこに関しての回答を頂けないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） すみません、もれでいました。対象者ということでございます。例えば、先ほども言いました養育環境等に課題を抱える家庭や学校にちょっとその居場所がないというような児童を対象者としておりまして、それが小学校から高校、学齢期のお子さんを対象しております。

町のほうでいろいろ養育が必要なご家庭やというところとかその辺の情報共有をさせていただきながら、現在11名をそこの施設のほうで見てもらっているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） Nというか分母に関しては答えられないという判断でよろしかったでしょうか。もし答えられない数字であったら、その旨言うてもらったらそれでいいかなと。私も結構、気を遣って質問しているので。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 確かに、全体数というのは把握はできておりませんが、そういった、あまり、養育環境に問題があるというような方は本当に大きく、よく言うグレーゾーンと言われるような範囲内で、その中で子どもたちの見守りがこれから必要、それを予防するというような形になりますので、今のところその全体数の把握としては、はっきりとした数字としては持っておりません。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） どちらかというと、把握していますが答えられませんという回答のほうがうれしかったなと思いました。把握できていないとなると、先ほど7月から立ち上がったというようなお話がありましたけど、ざくっと私も2年目3年目の議員の感覚から行くと、昨年の10月には予算要求していますよと。そして、予算は3月議会で通っていますよと。4月からの年度が変わりますよと。で、7月から運用していますと。この7月からの運用が始まった原因も1つ知りたいですし、それだけの期間があつて把握していない原因というのは何だったのか、その2点に関して一緒にお答えいただけますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） まず、7月からの事業スタートとなった経過といたしましては、委託先の事業所さんのほうでのそういった人材の確保という形で、準備期間という形で、そういった支援いただけるスタッフさんの人を集めていただくというようなことで、時間の調整をさせていただいたということはございます。

それから、人数把握といたしましては、そもそも、先ほど谷口議員おっしゃっていましたように、町のほうでこの家庭にはこういった支援が必要だよねという形としては持つてはいるんですけども、それ以外の方々については本当にこれから関係機関と連携いたしました中で、この児童育成支援拠点事業の活用が必要だということを共有した上で、これからつなげさせていただきたいなというふうなことを思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 開設については理解させていただきました。人数把握と利用の促進に関してなんですが、先ほど保護者の方から申請書を書いていただいてみたいなような話だったんですけど、例というか先ほど私も冒頭に話はさせていただいたんですけど、それを役場に行って、こういう状況なので保護者が申請書を書くということは非常に現実的ではないような、さっき言ったように、うちはこういう家庭だと周りに人がいる中で言うことが、どれだけ親からするとハードルが高いかということを考えると、現実的ではないような制度だなと思うんですけど、そこら辺というのは、その11名の利用者さんは皆さん書いているんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 議員のおっしゃるとおり、確かに保護者さんがわざわざ役場に出向いてというような形は本当に申請しにくい状況ではございます。その中で、まず、先ほども言いました、学校や保育園などいろんな関係機関とその保護者さんがつながっているところから保護者さんにお話をいただきまして、つないでいただくという形はまず取れると思います。

ただ、今現在の11名につきましては、要対協ケースの中で町が支援が必要という

ことで判断した方々についての利用という形で、今現在その11名を対応してもらっている状況でございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、要対協ケースというワードが出ましたが、いわゆる要保護児童地域対策協議会で名前の挙がっている子に関しては、保護者さんからの申請がなくても活用というか利用ができるということで理解してよろしいのかなと思っています。

ただ、やはりそこから行くと、保育園や学校との連携をしたとしても、先ほど私が質問したように、そもそも分母が把握できていないというのはすごい大きいことかなと。先ほど獣害の被害だったら250万円という数字がありました。近隣と比べられますみたいな話はあって、年間の推移も分かるということだったんですけど、そういうデータもお持ちではないんでしょうか。全くもうゼロの話なんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） その対象者の全数把握というのは本当に今現在はできていないのが本当のところでございますが、ただ、今言いましたように、今、学校や園、それから高校も含めまして、町のほうもそこの関係機関とは連携を図っている中で、今回、事業周知もさせていただきながら、今後そういう事業の必要性が必要な児童を確認させていただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 全国平均の話からいって、人口で割っても数字は出るとは思うんですけど、ある程度の仮説として、それぐらいは内包しているんじゃないかという仮説を基に始めるのも普通のスタート地点かなとは思ってはいます。

そうでないと、拠点が多いのか少ないのか、利用者が多いのか少ないのかも分からなくて、先ほどの獣害の話と同じ、体感だとすごい多いけど、実は金額に表すと少ないとか、事業を今後していく上でも、曖昧な分母の下にやっていかないといけないと目標設定がしにくいようになるんじゃないのかなと思いますので、ぜひそこは設けていただきたいかなと思います。

それでは、もうそろそろ最後のほうに入ってはいくんですけど、先ほど学校や保育園等との連携ということがありましたが、私の娘の話も踏まえて話をしますと、学校の先生、特に担任との関係がうまくいっていないと、学校としての門は全部塞いでしまうというようなこともあると思います。そういう家庭の事情を学校の先生、もちろん役場の窓口に行ってうちはこうだと説明する人も少ないとと思うんですけど、日常的な信頼関係をつくることによってそういう家庭の事情を拾うことってできるのではないのかなと。

それこそ親御さんであれ近所であれ、すぐに児相に電話するということも増えてきてはいますが、本当に信頼を置いて話をするというのは、今、地域の中でのつながりが段々薄くなっている中で、やはり保護者さんが安心してそういった不安を話ができるところ、もしくは子どもから日常の常識を違和感なくヒアリングできるような場所が必要だと思いますが、それに関していかがでしょうか。第3の居場所というか、そういうことを増やしていくことが必要ではないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 谷口議員おっしゃるとおり、本当にそういった様々な方々からの子どもへの関わりということは本当に私も大事だと思っております。もちろん学校、園はもちろんのこと、やはり日野町は今、公民館というところもございますし、そういった地域の方々が様々なイベント、催物を考えていただきまして、子どものために考えていただきまして、実際、日野町の中でも動いていただいているということは本当に私も感じておりますし、ありがとうございます。

本当に、今回の第3の居場所という形で、子どもの児童支援拠点事業を始めさせてもらっていますけども、それ以前から、学童につきましてもそういう役割を果たしてもらっていますし、本当にその辺の日野町内のいろんな支援機関と今後、子ども家庭センターと連携しながら、今後もこういった子どもたちの未来のためにということで、いろんな方々と出会いの場を設けていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） これから、詳しく話をしてもだんだんだんだん細かい話にはなっていくので、今、こども食堂や子育てサロン、そこに民間の方が携わっている場所というのは多いと思います。役場でやっぱりそういった声を直接吸い上げることができないということであれば、既存の学童であったり学校であったり保育園との連携を強化するとともに、さらにそこで合わなかつた子、親を広げていくために、そういった場所を増やしていく支援をしていくというのも1つの役場の仕事だと思います。

それは直接支援するだけではなくて、県社協と協力し合う、町社協と協力し合ってこども食堂を増やすというのも1つですし、そういった、本当に子どもも親も多様性というのがあるので、ここでは合わなくてもここがあるよというようなことができるような場所をつくっていく動きを見せていただきたいな、そして、それが来年度からの動きにつながればいいな、そして未来を描ける子どもたちが増えていけばいいなと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、事前通告に基づき、日野町急傾斜地崩壊危険区域の草刈り作業について、一括方式により一般質問をさせていただきます。

人口減少、少子高齢化の中、地域自治の担い手や役員の成り手不足が深刻化しています。今、多くの自治会や農業組合などで地域活動の維持が大変な状況になっています。特に地域の広範囲の草刈り作業については、近年、若者がいない、人手が足りないと言い続けながらも、みんなで頑張って草刈りを続けているのが現状です。

私の住む豊田4区では昨年度から、急傾斜地の約3分の1の草刈りは作業があまりに危険なため、とうとう放置せざるを得なくなりました。ところがこの夏に、その放置した急傾斜地の下の建物につる草が屋根全体に覆いかぶさり、大変な状況になりました。建設計画課に相談する中、一時的な対応ということでその部分の除草作業をしていただきました。区長は大変助かったと胸をなでおろしていますが、残る広い範囲の急傾斜地の対応については随分心配しています。

その場は急傾斜地崩壊危険区域に指定された広範囲の傾斜地の一部であり、地域全体は防草シートやコンクリート張りの足場のない斜面が多くあります。これまで町への行政要望を通じて、約20年かけて少しずつ防草シートを張っていただいたところです。現在ではシートの劣化、めくれにより、その間から草が生え、つる草が覆っている箇所が多くを占める状況となっています。

豊田4区ではこれまで、防草シートやコンクリート張りの足場のない斜面はフェンスにロープをくくりつけ、命綱にしながら作業をしてきましたが、高齢化とともにさすがに危険でできなくなりました。

現在、町のほうでも対策を検討していただいているが、この問題は豊田4区だけの問題ではなく、人口減少と超高齢化も相まって、多くの自治会の活動や機能の低下につながる問題ではないかと思います。草刈り作業は当然そこに住む住民が力を合わせてすべきものと思っていますが、こうした危険な箇所については町で対策をお願いできないものかと、以下についてお伺いします。

1点目に、現状について、日野町の急傾斜地崩壊危険区域の件数がどれぐらいあるのか、地域別に教えて下さい。なお、砂防事業や治山事業における人家の影響を受けるところがあれば、事業別に併せてお願いします。

2点目に、日野町の急傾斜地崩壊危険区域等の草刈り作業について、町はどのような見解を持ち、今まで進められてきたのか。地元からの相談や要望はなかったのか。また、現状における県や町の対応についてお伺いします。

3点目に、今回の豊田4区のような事象は他の地域ではありませんか。これまで急傾斜地崩壊危険区域等における工事は従来、コンクリート枠の中に草の根を張ら

す工法や景観対策で種子をまくなどの工法により施工した、いわゆる草刈り作業が困難な足場のない箇所は町内に散在していると推測しますけれども、現状と対応をお願いします。

4点目に、日野町急傾斜地崩壊危険区域等の草刈り作業については、現場確認の上、基準を定めて地域指定制度を策定して、町の責任で対応してもらえないか、見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは急傾斜地の草刈りについてご質問を頂きました。

1点目の、急傾斜地崩壊危険区域の件数については、町内で47地区の危険区域が存在しており、工事で整備した件数が、東桜谷地区で65件、西桜谷地区で3件、南比都佐地区34件、必佐地区で31件、日野地区で5件、西大路地区で18件の合計156件の工事が実施されております。

また、治山工事については町内で68件の工事が実施されています。

砂防事業では砂防堰堤の整備が43件ありますが、河川の上流部で工事がされており、家に近接する箇所はございません。

2点目の、急傾斜地崩壊危険区域の草刈りについては、急傾斜事業の整備が家の裏で整備される事例が多く、家の方に管理いただいている状況です。

地元からの草刈りに対する要望については、以前に植生工法で整備した地区で、飛んできた種子の影響により草の繁茂がひどくなり、草刈りの要望を受けた事例がございます。

現状における県や町の対応については、急傾斜施設の一部が破損するなど修繕が発生した場合には、随時、修繕対応している状況です。

3点目については、町で急傾斜の工事を整備した件数が156件あります。そのうち、のり枠工法で整備がされた箇所が46件ございます。整備がされたことでのり面は安定勾配が確保され、小段が設けられることで一定の足場が確保されますが、豊田4区のように、現場の条件によっては足場がない箇所も存在しております。まずは状況を調査し、危険な箇所を確認したいと考えております。

4点目については、現在、町では整備された箇所の管理状況については把握できておりません。まずは急傾斜地崩壊危険区域の管理状況を把握し、整理を行った上で町の対策を検討してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問をさせていただきます。

別紙、私の一般質問の資料を確認いただきたいと思います。国土交通省のホームページの内容です。確認する意味で読ませていただきますと、急傾斜地の崩壊によ

る災害の防止に関する法律第3条に基づき、関係市町村の意見を聞いて都道府県知事が指定した区域です。急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地は、1つ、崩壊するおそれのある急傾斜地、傾斜度30度以上の土地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの、2つ目に、1に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようするため、一定の行為制限がある土地の区域とされています。

また、中段から、急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限が列記されています。そこには草刈りの行為制限は記載がありません。非常に危険なところであるということだと思います。

答弁では、危険区域に指定された箇所が日野町では47集落に156か所、さらに治山事業において86か所の工事がされ、これまでのり面を植生工法で整備されたところは草刈りを続けてきたということです。まずはそのことを共有したいと思います。

そこで、1点確認をさせていただきたいのですが、県のホームページでは、法に基づく対策工事は、高さが10メートル以上の地区については県施工の国庫補助事業を、また、高さが5メートル以上の地区においては市町村施工の県費補助事業を進めていますとあります。急傾斜地危険区域に係る日野町における県施工箇所と町施工箇所のそれぞれの件数とこれまでの対策について教えて下さい。

2つ目の質問ですが、この質問は、急傾斜地の草刈り作業をどうするのか、相談、要望への町の対応についてお尋ねをしている項目です。町の見解では、工事における修繕については責任を持つが、草刈りは個人や地元でお願いしますということになります。この解釈でよいのか、お伺いします。

草刈りについては、急傾斜事業の整備は家の裏で整備する事例が多い、そのために家の人人が管理しているということについてですが、急傾斜地の草刈りは地域ではしていないという認識でよいか伺います。

また、地元からの草刈りの要望については、植生工法を受けた地区から受けた事例があるという答弁ですので、事例は何地区からですか。県・町への要望、相談はありませんか。

3点目の再質問ですが、この質問は、豊田4区の事例はほかにないかと、足場のない箇所についてお尋ねしています。去る8月22日午後4時から、豊田4区の急傾斜地の下の屋根に覆いかぶさった危険な現場に建設計画課職員5人に来ていただき、除草作業をしていただきました。平日で地元の役員がそろわない中、大変ありがとうございました、感謝しているところです。

杉本課長にも当日お世話になりましたが、そのときの現場の危険度や草刈りが可能かどうか、率直な感想をお聞かせいただきたい。

また、こういった、豊田4区と同様に足場のない箇所も存在している。まずは状

況を確認するという答弁についてですが、今から調査していただくことも大事ですが、急傾斜地を実施した件数が156件で、そのうち、のり枠工法が46件、工事内容から小段が設けられているなど分かっておられるのですから、これまでの行政懇談会や要望や相談などから現場も把握されているのではありませんか。足場のない地区が何地区、何か所あるのか教えて下さい。

次に、4つ目の質問ですけれども、再質問です。この質問は町の責任で制度をつくっていただけないかということでお尋ねしています。答弁では、「現在、町では整備された箇所の現状や管理状況について把握できていないので、整理を行った上で町の対策を検討します」であります。現場を調査していただき、検討をお願いしたいとは思いますが、現在、草刈りができない箇所で町の責任において草刈りをされている箇所はありますか、お伺いします。

以上4点、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より再質問を頂きました。

まず、1点目の、県と町の件数というところでございます。町内で県が施工された件数につきましては51件ございます。町で施工した箇所につきましては156件でございます。対策としましては、現場の条件に合わせた対策工法で整備がされているという状況でございます。

2点目の、町の解釈というところでございます。

急傾斜の草刈りにつきましては、個人敷地の中に施設が整備されるというようなことが多いところでございますので、個人や地元に作業をいただいていると認識をしております。地域ではしていないのかというような認識でございますが、以前より豊田4区さんでは草刈りをいただいているところは認識しておりますところでございます。ほかの地区でも、道路ののり面の草刈りと併せて、同時に急傾斜地の草刈りをされている箇所があるかと思っておりますが、具体的にどこがされているかというところまでは把握ができないところでございます。

次の、事例が何地区あるのかというところにつきましては、町内でそのような地区が1地区ございました。県や町への相談につきましては、急傾斜ののり面についてというところはそんなに相談があるということではないんですが、町道ののり面やのり面が大きいところにつきまして、防草シートが張られたところで年数が経過していくと、シートが弱ったというところの中で草が繁茂して、その対策を要望されたという事例はございます。

3点目の質問です。

まず、私が現地に行かせてもらったときの感想というところでございます。

その日は大変暑い中での作業となりました。地元の方も大変協力いただきまして、

誠にありがとうございました。当時の作業の私の感想としましては、4区さんの斜面につきましては下にブロック積みの斜面がありまして、その上にのり枠の斜面がある、そののり枠の上に防草シートが張っているというようなところでございまして、のり枠の防草シートの斜面を降りていったような形で作業に入りましたので、大変シートの上がどうしても滑りやすいような状況でございますので、滑ってしまうと下まで落ちてしまうというようなことで大変危険を感じたところで、来た者にも慎重に作業するようにというような中で作業を実施したというところでございます。

町内の足場のない箇所というところでございます。

急傾斜の対策工法の中では設計基準がありまして、整備工法によっては小段の必要のない工法もございます。斜面がきついというようなことなり山の斜面というようなことでは必要ないところもあります。そのような中で、一定、安定勾配でありますと小段が整備されますので、そのようなところで小段が整備されると、その小段で草刈りの足場になったり維持管理の面で足場ということで確保されることになります。

このようなことで、のり枠工法の46件のうち3件がのり枠のない工法で整備をした。2地区で3件、小段のない方法で整備された箇所がございます。

しかしながら、現場によっては、整備年度が古いことや、豊田4区さんのように段階的に工法が違って整備されたということで、小段があっても狭く、足場として確保されていないような状態になっている箇所があるのではないかかなというふうに考えておりますので、このようなことから、まずは現地の状況を確認させていただきたいというふうに思っております。

4点目の、町で草刈りを行っている箇所はあるのかというところにつきましては、1か所、町で対応しているところはございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 再々質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、現状の認識を共有したいというふうに思います。急傾斜地崩壊危険区域について町と地元が共有すること。また、多くの現場がある中、県施工は県が、町施工は町がそれぞれ管理責任があるのではないかというふうに思います。

答弁では、県施工は51件、町施工は156件であります。対策としては、現地の条件に合った工法で対策が実施されているとのことで理解はさせていただきますが、草刈りについては県はノータッチで、全て町に任されていると伺いました。そのノータッチで町に任されていいのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

次に、2点目については、町における急傾斜地の草刈りは個人の敷地であること

が多く、個人で管理をしている、地域での草刈りは豊田4区以外の急傾斜地の草刈りについては具体的には把握できていない、足場のない急傾斜地の植生工法による事例は1地区とのことです。現状がよく分かりましたので、この2番目については答弁は結構です。

3点目の、豊田4区の事例はほかにないか、足場のない箇所の対応についてですが、足場のない箇所については、先日、建設計画課長さんをはじめ、お世話になった豊田4区の急傾斜の作業について、杉本課長は、危険に感じ慎重に作業したと今、答弁いただきました。ほかの若手の職員さんも防草シートに滑りながらも、屋根に上って作業をいただき、危険な作業を慎重にしていただきました。

私も何とか役に立てないかと思い、草刈り機を持って現場に行きましたが、急斜面で草刈り機を使えず、防草シートで滑るなど、改めて自らの年齢を再確認したところがありました。

また、町全体では、急傾斜工事の設計基準による小段を設けて、維持管理を考慮した足場が確保されている現場がほとんどで、のり枠工法46件のうち3件は小段のない工法で整備されているとの今の説明です。

今までの答弁をお聞きしますと、いわゆる足場のない急傾斜地は、のり枠工法で整備されたうち小段のない3件は草刈りや維持管理が困難な場所であると、また、豊田4区の急傾斜地は特殊なケースであると、そのことを認められたと理解してよろしいか、お伺いします。

4点目ですが、答弁では町で草刈りをしている箇所が1か所あるとの答弁です。この1か所とほかに同様の条件で危険な箇所があった場合、町はどのような理由でできないのか疑問が出てきます。私は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された現場を確認した上で、基準を定めて、ここの地域はできない、危険だという、そういう指定をしてしていただきたいというふうに思うんですけれども、再度見解を求めます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より再々質問を頂きました。

まず、1点目の、県の管理というところでございます。

県の施設につきましては県で管理のほうをいただいております。町が草刈りを請け負っているということではなくて、県のほうで管理をいただいているところでございます。状況について県に聞かせていただきますと、急傾斜ですので、山の斜面にありますので、山から木が倒れてきて県の施設が壊れたりするとか、そういうことがありますと県で対応のほうはしているということでございますが、草刈りについては施設のある、その個人さんでしてもらっているのが現状ということで、県で草刈りをしている事例はないというようなことで報告を頂いております。

3点目の、4区さんの現場の状況ということでございます。

豊田4区さんの急傾斜地、特に今回の現場につきましては、先ほども説明しました、ブロック積み工法の上にのり枠工法がありまして、そののり枠工法の表面に防草シートを張ったと、過去から要望があった経緯の中でしてきたことかとは思うんですが、そうしたことの中でシートを張っているところについては草は生えてはないんですけど、その隙間からつる草が出て、その表面の上にかぶっているというような状況であります、特殊な現場であるというふうに建設計画課のほうでは認識しているところでございます。

4点目の、基準や地域の指定ということでございます。

町としましては、基準を定めるにも、まずは現地の状況を確認し、状況を把握したいというふうに考えております。町内の急傾斜事業につきましては、整備された年度は昭和50年代から平成10年代にかけて大半が整備されております。年数がかなりたっているような状況でございますので、当時の状況と管理の状況とかも変わってきてていると思いますので、現地を確認した中で状況を把握して、一定の整理ができればというふうに思っております。この整理の中で一定の基準ができればというふうに考えておりますので、現地の調査のほうからまず進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） いろいろ質問させていただきましたが、県は草刈りを実施されている箇所はないというふうに述べていると。つまり特殊な例ということを県も認めているということになるのではないかなど。町も豊田4区の急傾斜地はブロック積み工法の上にのり枠工法があり、さらにそこに表面に防草シートが設置されていると、これは特殊な現場であるというふうに町も認識されているという答弁でした。

また、4つ目の再質問で、町で草刈りをしている箇所が1か所あるとの答弁がありました。その1か所も豊田4区同様に特殊な現場であるというふうに解釈しています。

もう私のほうから質問はできませんので、最後に要望を申し上げたいと思います。

豊田4区の急傾斜地崩壊危険区域は県も認める特殊な現場であることから、町による草刈りをお願いしたいと思います。また、現在、町が実施されている1か所と同様に、危険な箇所として指定していただきたい。さらに今後、町による現地確認の結果に伴い、基準を設けて制度をつくっていただき、ほかにもないかも併せてお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分から再開いたします。

－休憩 10時27分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、通告に基づきまして2問質問させていただきます。

まず、1つ目は、メロディーチャイムから流れる曲をシーズンに合わせて変えてはどうかということで質問させていただきます。

この質問をする前に、1点お断りをしておかなければなりません。

といいますのは、令和元年の6月議会において、私の一般質問の中で、防災行政無線の活用状況についてということで3点質問しています。この中で3点目に、防災無線の空いている時間帯を使ってメロディーチャイムを鳴らしている件について質問しています。この3番目の質問は、メロディーチャイムの曲目が30年間変わっていないように思いますが、四季に合わせて曲を変えてはどうかということで質問しています。

これに対して答弁では、曲は4局鳴らしてサイレンも吹鳴していると。曲は各地域において決定いただいたおり、区長会等で要望があれば対応するとの答弁をされています。

しかし、現実は、区長は毎年変わっておられまして、区長の多くはこのことを知らないと思います。区長会から曲目の変更の申出はないのではないかと思いますし、この質問以来6年が経過しますけども、区長会から曲目の変更について、今までに申出があったのかどうか、お尋ねします。

次に、区長会から要望がないので今までどおり同じ曲を流しているというのであれば、区長会に要望を聞くとか、あるいは、それをしないのであれば当局から進んで曲目の変更を考えて、定期的に変えていただくという姿勢があればと思うのですが、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

また、私としては次のような要望をさせていただきたいと思います。

それは、西桜谷地区の場合ですけども、毎日午前10時と午後3時と午後6時の1日3回、メロディーチャイムが流れています。ところが、実は担当課に確認しますと12時にも鳴っていますということで、1日4回鳴っているということになるんですけども、それで、午前10時は「歓びの歌」が、そして12時には「ウエストミンスター・チャイム」、これは学校のチャイムと同じなんですけども、これが流れていて、午後3時には日野町が生んだ日本の作詞家、細川雄太郎氏作詞による「あの子はたあれ」の曲が流れています。また、午後6時には「夕焼け小焼け」が流れています。

参考までに申しますと、このメロディーチャイムというのは、今からもう36年前になりますけども、平成元年に時の政府であった竹下内閣が行った「自ら考え自ら

行う地域づくり事業」といって、いわゆる通称ふるさと創生1億円事業により設置されたものです。日野町では住民からアイデアを募集されて、選考委員会で選ばれた結果、これに決まったと聞いています。

この事業ではほかに、松尾公園にあるカリヨンベルの設置や平成8年に開設された町立図書館の建設事業への基金としても、この1億円は使われているということです。

このメロディーチャイムは、西桜谷地区では平成元年以来、曲があまり変わっていないように思いますが、どうでしょうか。ほかに曲はあると思いますが、その曲を季節によって変えてはどうかと思います。

また、日野町には細川雄太郎氏が作詞された「綿向山賛歌」とか「ちんから峠」などもありますので、そうした曲も流してはどうかと考えます。私は「綿向山賛歌」の歌が好きで、先日行われました日野町平和祈念式典でも日野少年少女合唱団による「綿向山賛歌」を聞かせていただき感動しました。

それで、ずっと長年同じ曲が流れているように思うんですけども、私は年に一度は、さらにできるならば季節に合わせて、四季に合わせて折々の曲を流してはどうかと思いますが、この辺はどうでしょうか。いろいろな曲を聞くことで、人によって好みの曲が流れてくることは気持ちのよいものですし、また、曲にバラエティーがあるということも町民に知っていただけるのではないかと思います。

そして、最後に、もう先に要望を述べさせていただくわけですけども、新しい曲の組み込みが容易にできるのであれば、先ほど申しました「綿向山賛歌」とか、あるいは同じく細川雄太郎さんの作詞の「ちんから峠」とか、さらに「青い目の人形」「日野小唄」など日野町にまつわる曲なども流していただければと思います。

また、それ以外にも、参考までにメロディーチャイムとしてふさわしい曲を幾つか例に挙げましたので、参考資料を見ていただければと思います。

以上に関して当局の考え方をお聞かせ下さい。お願いします。

議長（杉浦和人君） 9番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 日野町防災行政無線のメロディーチャイムについてご質問を頂きました。

1点目の、区長会からの曲目変更の申出については、これまでございません。

次ですが、メロディーチャイムの曲目については、同報系防災行政無線は主に災害時等の情報伝達を目的としていますが、機械やスピーカーが正常に稼働しているか確認するとともに、不具合があった場合には早期に対応できるよう、毎日決まった時間に試験放送でメロディーチャイムを放送しております。

同報系防災行政無線の更新のタイミングで各公民館に意見を聞いた選曲として

おり、現時点で変更する予定はございません。

最後の、日野町にまつわる曲を流すご要望については、現在のメロディーに慣れ親しんでいる方も多いと思われる所以、まずは区長会をはじめ、公民館や地区運営委員会など、地域の中で一度ご協議いただくようお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ただいま答弁いただきましたことから、防災行政無線の正式名称は同報系防災行政無線ということですが、私は略して防災行政無線と呼ばせていただきます。

それで、ただいまの説明では、この防災行政無線は主に災害時等の情報伝達を目的としているもので、メロディーチャイムを流しているのは機械やスピーカーが正常に作動しているかどうかを確認する意味で流しているとの答弁でございました。よって、毎日決まった時間に試験放送、テスト放送ですね、としてメロディーチャイムを流しているということでございました。

また、流している曲については、この装置の更新のタイミングで各公民館に意見を聞いて流しているとのことですが、それでは、再質問として4点お尋ねします。

まず、1点目としましては、メロディーチャイムの装置の中には全部で何曲ぐらい曲目が収納されているのか教えて下さい。

また、いろんな曲目が収納されているのなら、今流れている曲目以外の曲はなぜ流さないのか。流さないなら、それらの曲は結局日の目を見ないまま埋もれてしまうことになりますが、私はもったいない話だと思います。せっかく収納されているのであれば、ぜひほかの曲も町民の皆さんに聞いていただければと思うのですが、どうですか。

次に2点目ですけども、この装置の更新のタイミングで各公民館に意見を聞いて選曲しているとのことですが、まず、この装置の更新時期は何年に1度の間隔でされているのかお尋ねします。

次に、公民館に聞いて選曲しているとのことですが、公民館長とかあるいは主事に聞いて選曲されているのか、それとも、公民館を通じてその地域の住民の意見を聞いて選曲されているのか、その辺の状況をお尋ねします。

3点目として、曲目を変更する場合、役場の担当職員ができるのか、それとも、納品業者の専門知識を有する技術者が必要なのか、伺います。もし役場の職員で簡単に曲の変更ができるのであればそんなに手間はかかるないと想いますので、答弁では曲を変更する予定はないとのことですが、曲が幾つも収納されているのになぜ変更しないのか、その辺の理由を聞かせて下さい。

最後に4点目として、曲目については区長会はじめ地区の中で協議されるようお願いしますということですが、昨年度、私、実は蓮花寺の区長を預かっていました

けども、メロディーチャイムの曲目に関しては全く話は出てきませんでした。収録されている曲目すら分からぬという状況ですので協議もできないかと思いますが、各公民館に収録曲目の一覧表を配付していただければと思います。

また、今までに曲の変更について意向を尋ねられたことがあるのかどうかについてもお伺いします。もしないのであれば、一度公民館を通して、あるいは町の広報ひのを通してでもいいと思いますけども、住民の皆さんに意見を伺うことも必要ではないかと思うんですが、担当課の考え方をお聞きします。

以上4点、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、メロディーチャイムの放送に関連して4点ほど再質問を頂戴いたしました。

1点目の収納曲目数、2点目については更新時期と意見聴取の方法、3点目、町の職員でも曲の変更が可能であるかどうか、最後に、曲の変更について広報紙や住民からの意見聴取について、この4点かと理解させていただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目の、収納されている曲目数でございますが、現在9曲収納されております。うち西桜谷地区では4曲、先ほどおっしゃいました曲が流れているところでございます。

2点目の更新時期につきましては、このシステムは当初、平成元年に通称ふるさと創生1億円事業で導入されておりまして、以降、直近1回しか更新しておらないんですが、令和2年度末に機器の更新を行っております。

そのタイミングに合わせた意見徵取につきましては、導入前の試運転時に各公民館長宛てに依頼を行っておるところでございます。ただ、依頼の主たる目的が、この試運転の時期に実際に鳴らすことによって音がハウリングしていないかとか途切れがなく不具合なく曲が流れているかという確認が主目的でございまして、それに合わせて、鳴らす吹鳴時間を決定いただくのと曲の選択をいただく確認を行っております。

一旦、公民館長宛てには依頼しておるんですが、それ以降、地域にどういう形で下ろされたのか公民館だけで判断されたのかまでは、当町は把握しておらないところでございます。

次の3点目の、町職員でも曲の変更が可能かどうかにつきましてでございます。現在収納されている9曲につきましては、すぐにでも変更は可能でございます。それ以外の議員いろいろご提案いただいた曲につきましては、一旦、専門業者に委託しまして、曲をコンピューターにインストールしていただく作業になりますので、一定の費用がかかってくるかとは思っておりますが、現在の9曲だけはすぐにでも

変更することは可能でございます。

最後に、曲の変更について住民の意見を聞かなかつきましたは、先ほど町長答弁にもございましたが、メロディーチャイムの吹鳴は、あくまでこの機械が正常に動作されているかという確認をするためでございます。主たる目的が災害時の情報伝達手段、町からの情報をスピーカーで流すことによって住民に伝えることを目的としておりますので、それ以外の空いている時間には曲を鳴らすことによって動作確認という意味も含めておりますので、やはり決まった時間に決まった曲が流れていることが適正かと思っておりますし、また、地域住民の皆様がふだん流れている、なれ親しんだ曲と思っておりますので、町としては現時点では変更する予定は今ではございません。

ただ、地域から時間を変えてもらいたいとかこの曲に替えてもらいたいというご要望等がございましたら、町のほうも対応させていただきたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ただいまの答弁の内容はよく分かりました。それで再々質問をさせていただきたいと思いますが、ただいま9曲が収納されているということでしたけども、参考までに9曲のタイトルを教えていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま再々質問で、収納されている9曲についての、どんな曲かという再々質問を頂戴いたしました。

順次申し上げます。今の学校のチャイムである「ウエストミンスターの鐘」、そして「夕焼け小焼け」「野ばら」「歓びの歌」「われは海の子」「ムーンリバー」「エーデルワイス」「恋は水色」と「あの子はたあれ」です。この曲は当初導入のときに業者から提供いただきましたCDのリストに含まれている曲をそのままコンピューターに入れておる状況でございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 最後に要望ですけども、添付書類に何曲か挙げさせてもらいましたけども、全国の他市町でもこのメロディーチャイムは大変人気がありまして、インターネットで調べてみると、多くの自治体がメロディーチャイムを定刻に流しておられるということが分かりました。また、曲目についても様々な曲を流しておられるということがインターネットで分かったところでございますので、ちょっと報告とさせていただきます。

それでは、続いて2問目の質問をさせていただきます。松尾公園にあるカリヨンベルを大谷公園に移設できないかということで質問させていただきます。

参考までに、カリヨンベルというのは複数の鐘を組み合わせてメロディーを奏でる屋外用の大型楽器のことです。このカリヨンベルが松尾公園に設置された経緯については1つ目の質問でも触れましたけども、このカリヨンベルの設置場所を松尾公園から大谷公園に移してはどうかというふうに提案させていただきます。

なぜそう思うかというと、平成元年には、先ほど言いました通称ふるさと創生1億円事業が実施された当時としては松尾公園に設置することが最善の策だったようすけども、それは将来的に松尾公園を多くの町民が利用されるだろうとの予測があったからではないかと思います。しかし、現実はそれほど利用されていないよう私は思うんですけども、多くの町民が集まる場所といえばやはり大谷公園になるわけですけども、その一角に移せば多くの利用者に聞いてもらえるのではないかと思うからです。

曲目が30曲あると聞いていますけども、これも季節にふさわしいメロディーを流すことによって季節感が出せるし、公園の利用者もスポーツでの緊張感をいつとき和らげることができるのではないかと思います。また、大谷公園らしくスポーツに関係のある曲を流すのも1つの演出かとも思いますし、例えば「栄冠は君に輝く」という曲とか甲子園の高校野球で流れている曲なども好まれるのではないかと思います。こうした曲もまた追加していただければありがたいと思いますが、以上提案しますので、当局の考えがありましたらお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 松尾公園のカリヨンベルを大谷公園に移設できないかというご質問を頂きました。

松尾公園のカリヨンベルについては、定刻の時間になるとベルの音色で曲が流れ、公園や近隣施設を利用される方、近隣の住民の方に時刻をお知らせしております。平成元年に設置されてから年月がたち、今では松尾公園のシンボル的存在となり、多くの方に親しみを持っていただいているものと考えております。今後も松尾公園のカリヨンベルとしての利用を継続していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ただいまの答弁では、松尾公園に設置のカリヨンベルは、公園や公園の近隣施設を利用されている方、また、公園の近隣にお住まいの住民の方に時刻をお知らせしていて、特に公園のシンボル的存在となっているとの答弁でございました。ということは、移設は考えられない、移設はできないというふうに受け止めさせていただきました。これは担当課の方針である以上、私がこれ以上移設に関して言うことはできないというふうに思います。

それで、曲目に関して再質問をさせていただきます。

曲は1日4回、10時と12時と3時と5時、夏場は6時かも分かりませんけども、

に流れているわけすけども、曲目はそれぞれその時間で異なる曲のことですが、その4曲を年間を通して流しておられるのか、それとも四季とか月によって変えておられるのか、その辺の実際の状況について教えて下さい。

また、保守点検も必要だと思うんですけども、何年かに一度されているのか、その辺を教えて下さい。お願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 高橋議員より再質問を頂きました。

曲目に関して、年間を通して流しているのか四季や月によって変えているのかというところでございます。カリヨンベルにつきましては四季に合わせて曲を変えているというような状況でございます。

ただ、現在ちょっとカリヨンベルのシステム、中に入っているシステムの調子が悪いというのか、ちょっと故障しているような状況もありまして、時間どおりにはきちっと鳴っておるんですけど、ちょっと四季がずれて曲目が流れているという状況も確認しておりますので、ちょっと修理については検討しているようなところでございます。

保守点検の状況につきましては、定期的ではないんですが、不具合が発生しますと、その都度、修理対応というような形をしているところでございます。

設置されてから現在までに更新した内容としましては、曲の流れる基盤の更新、それと共に内蔵されています時計の修理、そしてベルを鳴らすところのコイルの交換というようなことで対応しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 最後に要望になりますけども、提案かも分かりませんが、このカリヨンベルの一番小さなベル、一番上についているベルですが、あるいは音の出る模型的なものでもいいと思いますけども、それを1つ、例えばわたむきホール虹のロビーなんかに展示していただいて、子どもたちがこれを見て、あるいはそれに触って音色を聞くことができるような演出といいますか工夫ができないかと思いますけども、もし担当課としてそういうことについてご意見がありましたら教えてほしいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 高橋議員より再々質問いただきました。カリヨンベルのベルを、小さいやつを取って、それをわたむきホール虹に設置してはということ、もしくは模型を置いてはというようなことでご質問を頂きました。

ベル1つ取ってしまうとカリヨンベル自体が音程が変わってしまうので、なかなか取るのは難しいかなというところでございます。また、わたむきホール虹に音が鳴るものを設置しますと、ホール自体の会議室を使われているとかイベントがホー

ルであるというときに音が鳴ってしまうと、そういうような問題もあるのかなというところの中で、音が鳴るものを置くのはちょっと難しいのではないかというふうなところは考えておりますが、少しでもカリヨンベルを周知する方法はないのかというようなご提案かなというふうに思っておりますので、これから松尾公園の公園の整備を計画しておりますが、カリヨンベルについては公園に残すような形で計画しておりますので、周知の方法につきましては研究のほうをしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ご回答、よく分かりました。せっかくカリヨンベルがありますので、できれば子どもたちに、日野町の子どもたちに親しみを持って接していくだくというか聞いていただきたいというふうに思うわけでございます。

そういう意味では何らかの演出をしないといけないのではないかと思った関係で質問をさせていただいたわけですけども、今後ともこのカリヨンベルが鳴り続けますことをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 1番、錦戸由佳でございます。お昼が近づいてまいりましたが、少しづらく、お付き合いお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

食育は幼少期からの取組が大人になってからも食習慣に与える影響が大きく、健康な体と精神を育む源です。成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することは大変重要なと思います。

町では、学校給食に地場産物を活用したり郷土料理や行事食を提供し、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることができ、食を通じて高い教育効果が得られると思います。令和3年3月に制定された第4期日野町健康づくり・食育計画、また、今年度制定された日野町環境基本計画にも、食について様々な観点からその重要性や今後町が目指すものについて示されています。

そこで、子どもたちへの食のあり方について、一問一答方式で伺います。

まず、1つ目、各保育園・幼稚園、小中学校それぞれにおける食育の重点的な学習内容はどのようなものか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君の質問に対する当局の答弁を求めます。

学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） ただいま錦戸議員からご質問いただきました、各保育園・幼稚園、小中学校それぞれにおける食育の重点的な学習内容はどのようなものかにお答えをさせていただきます。

学校園では、食育基本法、それから、今、錦戸議員からもお伝えいただきました

第4期日野町健康づくり・食育計画、そして今年度策定された日野町環境基本計画、こちらの中に基づき、子どもたちの健康な成長、豊かな人間性を育むため、各教育段階に応じた食育の推進というものを狙いとしています。

保育園・幼稚園・こども園では食べる楽しさの体験、基本的な食事マナーの習得を重点に、小学校では食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、地産地消を意識づけながら調理体験や地域との連携を大切にすることを重点に、中学校では食と健康の関係性を理解し、持続可能な食の在り方、食料輸送によるエネルギー消費やCO₂排出量により環境負荷を測る指標となるフードマイレージ、食料自給率など、これらの視点を養い、献立計画、食材選択、食費計算等も含んだ調理体験を通して、個人の自立に向けた食習慣形成ができるようにすることを重点としております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいま、各教育段階に合わせて子どもたちのために教育を進めていただき、大変、親としてはありがたく感じております。

今、様々な重点を置いている学習内容をお答えいただきましたが、その中で食育を効果的に進めるための具体的な取組を教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） 続きましてご質問いただいた件ですが、4点お伝えさせていただきます。

まず、1つ目は、給食を活用した食に関する指導です。食材表示や食事にまつわる話を教育委員会のほうから各学校のほうへ配っておるのですが、それを使って校内放送で紹介したり、季節の食材や行事食を各校で実施したりして、食への興味を育んでいます。

2つ目は、給食に地元の食材を使用する地産地消メニューの導入です。

3つ目は、栄養教諭による食育授業の実施です。町内の小中学校に在籍する栄養教諭が小学校を巡回し、学年に応じた食育学習の支援を行っています。

4つ目は、地域の生産者との連携による農業体験学習の実施です。田植や稻刈り、野菜栽培、収穫などの支援をしていただきながら、子どもたちが自分たちで育て、収穫し、食するという一連の体験から、命の尊さ、食の大切さを学んでいます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 町内では小学校、各幼稚園・保育園が各地域ごとにありますが、学校で実際に取組されている中身があれば、ちょっと教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） 学校のほうですが、それぞれの地域の特色を生かして、例えば、どの学校でも行っておりますが、田んぼの子学習、これまでの田植・

稻刈り体験活動、そして農業委員さんとのタマネギ栽培・収穫体験活動、そして茶摘み体験と茶葉を使った料理の試食活動、日野菜の栽培・収穫体験活動など、これは各校によってその特色を生かして行っております。地域の方の協力を得ながら特色ある体験学習を推進しています。

子どもたちはこれらの体験活動を通して、身近で栽培されている食物に興味を持ち、自分たちが育てることで好き嫌いなくおいしくいただく、そして、様々な食材、料理というものに興味を持っていくという、そういう気持ちを培っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 子どもの食育として、地域と様々な連携をした取組をしていただいている大変助かっておりますが、そちらのほうの成果といいますか、子どもたちが気持ちを培っていくには継続的な取組が必要だと感じます。地域の特色を生かした体験活動をした子どもたちの反応はいかがでしょうか。また、振り返りの時間や、この体験を子どもたちが生かせる場所などはあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） ただいまご質問いただいた成果ですけれども、子どもたちはこれらの体験活動をした後に、地域にはこんな食材があるんだ、こんな料理があるんだということで初めて知るということと、それに対して、とてもおいしかった、そして、自分たちでも例えば作ってみたいとか、もっとほかにはどんな料理があるんだろうというようなことで興味を持ってくれています。

これらの体験を通してなんですけれども、ただ体験するだけではなくて、これらについては総合的な学習、低学年でしたら生活科、そういった部分で調査活動を進めて、発表の場というのが各校それぞれあります。一例を言いますと、学校のフェスタという中で、それらの調べた内容を地域の方々へ発表するというような場も設けたりしております。そういった成果、そして取組というものがございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） せっかく地域の方々に協力を得ていますので、今後も子どもたちと地域の方々が体験の後もつながりを持てるような、地域の子育て力を高めるような活動をしていただけたらと思っております。

次なんですけれども、今現在の学校教育の食育における一番大きな課題を教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） ただいま、課題についてご質問を頂きました。

この学校園における食育の推進というものは一定の成果を上げておりますけれども、この食育での学びが学校園だけの知識にとどまっているところがあります。生活習慣として定着しづらい傾向がございます。また、食品ロスや環境配慮など持

続可能な食育への意識が、ふだんの生活の中に十分浸透できていない面も見られます。

食育は生きる力を育む教育の根幹です。教育の枠を超えて、家庭、地域、学校・園、そして行政が一体となって取り組んで、子どもたちが健全な食生活を実践できるように推進してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいま、食品ロスや環境配慮など、生活に十分浸透していない面が見られるということが、それが課題ということだと感じました。そうすると、意識を今後そういうふうに向けていただくために、どのような取組が必要だと感じられますか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） 今、学校・園だけの知識というふうにお伝えさせていただきましたが、こちらのほうを例えば保護者、それから地域に向けて広報していく、そして、子どもたちが学んだことを家で保護者に伝えたり地域へ戻って伝えたりという、そういったことを伝えながら、学校だけの知識にとどまらず、地域の中で広めていけるように努力をしていくことがまず1つ。

そしてまた、地域のほうに働きかけながら、そういったことを、例えば公民館活動であったりとか、地域の行事の中で少し取り上げていただけるような学校からの働きかけ、教育委員会からの働きかけといったものも進めていけたらというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいまは住民さんへの周知や地域の方々へのアピールのほうをしていきたいということですけれども、日野町のホームページを見ていただきまると、「食育」というホームページの枠があるんですけれども、そこには4つほど載っておりまして、「ひのベジ計画」というものと「ひのみんなの食堂」というものと「動く！みんなの食堂プロジェクト」というものと、先ほど申しました日野町健康づくり・食育計画という4つが載っております。

その中でも一番古いものだと、2022年5月19日に公開されております「ひのベジ計画」というものが3年前のものになるんですけれども、こちらの更新などがされないとなかなか周知もできませんし、もうちょっとホームページをうまく使って、学校のそういう、せっかくやっている地域との取組ですので、そういうものをホームページに載せて、成果などを住民の方にアピールする方法は考えられませんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 「ひのベジ計画」につきましては福祉保健課のほうで

所管しておるところでございます。これにつきましては、町内の飲食店さんですとかにご協力いただきて、1日の野菜350グラムを取れるような形で、1回の食事でどれだけの野菜が提供できるかということを、メニューの作成までをちょっと考えていただいたものでございます。

なかなか更新にあたりましては、企業さんとか飲食店さんとちょっとまたお話しをさせていただかなあかんというふうに思います。ただ、ホームページを有効に使うということは常に課題として挙げられているところでございますので、今のご意見を伺いながら、どういうことができるかを考えていきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ぜひホームページも活用いただきまして、食育のほうをアピールしていただきたいと思います。

それと、同時に「ひのこどもタウン」のLINEのほうも活用していただけたらと思いますが、子ども支援課長、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ご提案ありがとうございます。そのとおり、「ひのこどもタウン」のほうにおきましても、そういった周知のほうに協力してまいりたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 食育には様々な今、大きな課題もありますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次は、学校給食が地域循環型社会の構築に貢献できるのではないかと考えますが、町としてはいかがお考えか、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 日野町の学校給食では、子どもたち自身が、自分が食べるものについて、生産者さんや食物の内容について、興味・関心を持つことから食育が始まると考えております。その中で地場産品の提供にも力を入れております。

一方で、給食での残渣は生ごみ処理機で堆肥化して、その堆肥を役場の玄関で住民の方に配布しております。このことから、学校給食が地域の中での循環の仕組みの1つになっているというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいまは堆肥化されているということをお答えいただきました。その活動の内容の認知度というものはどの程度あるのか、また、子どもたちは学校の給食の残渣が堆肥化されているということを子どもたちは知っているのか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 堆肥化につきましては、小規模校ではほぼ残渣が出ておりませんので、後半のご質問でも頂戴しておりますが、ごみとして処理しております。いわゆる堆肥化の機械を置いていますのが中学校と小学校のみですので、あるところはそこを具体的に子どもたちに伝える機会には伝えておりますが、その実物がないところはなかなか子どもたちに伝えてもイメージができないので、そういうことの大切さは食育の中で伝えておりますが、具体的な機会を見てということはないです。

あとは、町民の方にはいわゆる堆肥化したものを置いているところに少しPOPを作つてご説明とかもさせていただいていますので、もう少し大々的にできるといいなというふうに思うんですが、今のところはご覧いただいたあの程度のもので啓発しているというところです。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 再度質問ですけれども、堆肥化は役場の1階のどこにあるのか教えていただきたいんですが。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 堆肥化したものは定期的に学校から栄養士が回収してきて、それを袋に分けて、そこの袋に分けたものを出納室の前辺り、ちょうど正面玄関を入つてショーケースがある一番右側のほうに、若干臭いもしますので衣装ケースに入つて、中にビニール袋に小分けして入れていますので、住民の方はそれを取つていただいて、畑に散布していただく方法とかもペーパーを置いて、それをご活用いただいております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 丁寧に場所の説明ありがとうございます。ぜひ活用いただけるように住民さんにもお知らせしながら使っていただけたらと思います。

残渣から生まれた堆肥を利用して栽培された野菜を純日野産としてアピールしてもいいのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 今は試行的に、せっかくできた生ごみ処理機での堆肥を住民の方にお配りしているというだけですので、そこがもう少し生産とつながると、子どもたちの給食という意味でも、いわゆる循環型ということが給食事業の中で見えてくるので、また研究させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 今、小学校のほうではあまり残渣が出ていないというふうにお答えいただいていますが、残渣は堆肥化されていることが分かりましたので、ここからは給食から出る食品残渣について伺いたいと思います。

食品残渣と食べ残しというのはどのくらい出ているのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 食品残渣につきましては、学校によっても異なりますが、先ほど、すみません、私の答弁がややこしかったので、小学校では少ないと申し上げたのではなくて、小学校でも多い学校はあります。大規模校では比較的多いという意味です。学校によって異なりますが、下処理排廃棄量、いわゆる調理中に出でくる野菜くずは、規模の大きな学校ですと1か月に100キロから180キロ程度です。また、規模の小さな学校ですと15キロから35キロ程度となります。これがいわゆる調理中に出でくる野菜くずの残渣の部分です。

これと別に、残渣、いわゆる食べ残しにつきましては、多い学校ですと1日に1人18.3グラム、少ない学校ですと0.9グラムになります。ですので、かなり差があるということです。食べ残しにつきましては学級によって量も変わりますので、給食での指導とか声かけというのも今は大切にしております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 給食を食べる年齢だったりとか学校の規模によっても変わることですけれども、残渣の主な処理方法、処理に要する費用とかが分かりましたら教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 残渣の内容につきましては、子どもたちの日頃からの食生活の課題もありますので、苦手なメニュー、比較的やはり、最近、魚とかが家で食べられているご家庭が特に子どもさんの小さい家では少ないので、具体的にはもう魚の日とかは、魚の中身にもよるんですけども、食べ残しが多いようなことも現場から聞いています。そういう苦手なメニューの日は残渣が多く出る。

あとは煮物でありますとか、やはり家庭とリンクしているので、家庭の中でそういう味覚が養われていると給食でもそこも食べられるんですけど、やはり核家族でお母さんお父さんも忙しくて食生活がだんだんと変化してきていると、時間をかけて調理をする物が減っていると、そういうものについては、やっぱり時間かけて作るものについては、食べ慣れないということで味覚が発達していないということから残渣が出る傾向にあります。

残渣の処理につきましては生ごみ処理機で堆肥化しております、生ごみ処理機のない小規模な学校ではいわゆる一般のごみとして処理しております。

費用としましては生ごみ処理機の保守点検料が年間36万円程度、これ2台分です。中学校と小学校で、機械によっても違うので、保守点検料がこれぐらいかかるということで、処理機のない学校ではごみの処分料が発生しているということです。

以上です。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 生ごみ処理機のある学校とない学校があるのでちょっと比較は難しいと思うんですけれども、コストを比較された場合、生ごみとして捨てるのと堆肥化するのでは、どちらのほうが町にとってよいのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 生ごみ処理については、コスト比較という点ではなかなか厳しいかなと思います。それよりも、その生ごみをどういうふうに循環させるかという点で処理機を入れている。なぜかといいますと、その機械が大変高うございます。その機械の導入経費を考えると、職員の手間、そこに入れるとか分別するとか、あとそれを攪拌させるとか、それをまた小袋に分けて住民の方にお渡しする手間はもう度外視しても、その機械の導入コストがやっぱり高いですでの、そこで小規模校では今、導入していない。

ある程度ごみがないと、そういうふうに生ごみ処理の機能が果たせないという中でやっておりまますので、今は大規模校2校だけになっております。以前、別の校にもあったんですが、日野町は給食を、大変やっぱり調理員が頑張って作ってくれておりますので、いわゆる食べ残しが少ないということで、十分な生ごみ処理機が機能するだけの残渣が出えへんというような状況で、今、日野小学校と中学校の2校になっております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 調理員さんも大変苦労していただいて、いろいろ様々な工夫をしていただいていることに、大変、日頃から努力していただいており、大変感謝しております。

残渣は他市町に比べると、多分比較すると少ないのかなと今のお話で分かりました。工夫をされている取組や活用方法の中で、どのような内容のものが成果として出ているのか、学校として出ているのか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 生ごみはご指摘のとおり、他市町に比べるとやっぱり日野は少ないかなというふうに。給食センターで一括されていますと、いわゆる食缶に残った汁も含めて全部センターのほうに残ってきて残渣になりますので、容量はやっぱり多なるんです。

ただ、日野町は自校方式でしておりますので、汁を捨てて、みそ汁ですと汁の分は流して、その分の残った具材だけが残渣として残るという中で、一概に比べるのは難しいんですが、やはりよそから転任してこられた先生方のご感想を聞いたりとかしていると、やっぱり日野の給食はおいしいとおっしゃって下さるので、そういう意味では残渣が少ないかなと認識しております。

そこをどういうふうに工夫しているかということなんですが、やはり日頃から栄養士とか調理員がメニューの工夫とか調理方法の改善などをやっているということです。この夏休みも、調理員も新しいメニュー検討をしたときも、私も一緒に参加させてもらったんですけども、やはり子ども目線でちゃんと考えて下さるので、例えば日野菜を入れたメニューの開発でも、日野菜の切り方がどうかとか下味のつけ方がどうかとか、もうちょっとこういうのを入れたらどうかとか、食べやすさとか、どういうことでそのメニューが子どもたちにより受け入れてもらえるかというような工夫とか研究をやっぱり調理員、栄養士が一生懸命になってしてくれているので、その部分というのはやはり子どもたちの食べ残しが減る1つの大きな理由かなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 食育の取組は小さい頃からの食習慣がそのまま大きくなってしまって出でることがほとんどだと思っております。他市町では残渣が多いというので悩んでおられる他市町がほとんどだと聞いておりますが、そういうところでも園児からチャレンジ、取り組めるものに特化した取組をされているところがたくさんありますし、1口チャレンジというもので、1口食べたらシールを貼るとかそういう物を作つてみたりとか、野菜を花形とかかわいい星形に調理員さんが工夫して切つていただいて、全部花形にするわけではないんですけど、1つ2つ花形にして、今日は誰に花形が当たるのかなというふうな感じで、園児に楽しみを持って食に興味を持つていただくという取組をしているところもあります。

そうすると65パーセント残渣が減っているという研究結果も出ておりますし、アメリカとかのデータによりますと、昼休みを給食の前にしているという取組もされたりとかすると、65パーセントとか残渣が少なくなるというデータも残っております。

日野町では各学校から、毎月1回ほどリクエスト給食というのを取り組んでいたりしております、子どもたちの好きなメニューをみんなで選んでいただいて、それを給食に反映していただいているという取組をしていただいているが、そこで、そういう取組もすごく大事ですし、子どもたちは喜んで給食を食べて楽しみしておりますが、そういうのをまた工夫されてしていくと、どんどんと残渣が減っていくのかなと思っております。

また、メニューとか食育の面でデジタルサイネージとかを使いながら可視化した食育に取り組んでいるところもありますので、そういうところも考慮していただけたらと思っております。

あと、残渣が残る理由として、喫食時間が短いから残渣が出ているというのも残渣が多くなっている理由と挙げられていますので、もし、なかなかすぐは難しいと

思いますが、子どもたちの楽しみとしまして、コロナのときは結構閉鎖的に給食を食べていましたので、また楽しみの1つとして、何か月に1回でもいいですので、ロング給食時間というのを設けていただいて、みんなで給食を楽しむという時間も取っていただける日が来ればいいなと思っておりますので、また考えていただけたらと思っております。

次は、そういう日野菜とか地場産物を今、給食のメニューに取り入れていただいているんですけれども、今後、農業の衰退が懸念されるということは私も考えているんですけれども、学校給食に与える影響というのはどの程度と予測されているか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 地場産活用を積極的に進めている中で、農業従事者の方の衰退というのは大きな影響があるというふうに考えております。町内でも野菜の生産者の方の減少によります対策としまして、これまで各学校へ野菜は決められた日に決められた数を納品いただいたんですけども、そこがなかなか、生産者さんが減ることで1人の生産者さんが何校も配らなかんというご負担を回避するために、2学期からは拠点校に納品いただくように改善したところです。

それでもやはり微調整があって、今度は生産者さんが持っていくことと用務員さんが取りに行くことと、野菜だけではなくてほかの食材も拠点校に、小規模校の用務員さんは取りに行っていただいているので、2学期に入っても日々その微調整をしながら、今、進めているというような中で工夫しております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいまは配送の部分とかの負担を軽減するということでお話ししていただきましたが、生産者が減るということは野菜の取れる量が減るというのも考えられるかなと思うんですけども、生産者が減ることに対しての影響はどのようなものができるかという、給食に対してどのような影響があるか、今後そういう特色のある地場産物の特化したメニューを今後町が維持できるのかというのを心配しているんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 確かに生産者さんが減りますと、学校給食に、今はJAを通じて生産者さんに提供していただいておりますが、そこが厳しくなってくるというところは予測されます。そういう意味では農林課さんでありますとかJAさんとも連携しながら、農業者さんの育成でありますとか、学校給食もメニューを先に決めておりますので、今もやっているのは、この時期にはこういうものをご提供いただきたいというのを事前にJAを通じて生産者さんに連絡、お届けすることで、生産者さんはそれを見て作って下さるとか、そういうような具体的な様々な、生産者

の方が学校給食に提供していただきやすいような取組を進めてまいれたらなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 日野町の給食は安心・安全な給食というふうにいつも教育長もおっしゃっておられますので、ぜひ地場産物を活用して、地域も活性化できるような給食づくりに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

メニューの改善、工夫のほうは、先ほどいろいろな調理員さんの工夫ということでお教えていただきましたが、海外メニューとか他県のご当地メニューというのも給食では結構多く今出てきているんですけども、子どもたちにとってとても魅力的で、いろんな地域のいろんな県の特徴のあるメニューを頂いているんですけども、それはすごくよい経験になっているなというふうに感じているんですけども、調理員さんのほうの負担とかいうのは、そういうのはどうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） やはり手の込んだメニューの日は調理員もそこにやはりエネルギーと能力と気持ちも込めて作っていますので、それを負担かというと、負担か負担じゃないかというと、少し、負担というか頑張らなあかん日になっているかなというふうには思います。

ただ、先ほども申しましたように、やっぱり子どもたちにとって安心・安全な給食とバランスを鑑みながら給食を提供するという意味で、調理員、栄養士が本当に一丸となって、今、一生懸命みんなで意見を出し合いながら給食を作つて下さっていますので、そういう意味でいうと、そこに大変感謝しておりますし、その力が大きいなというふうに思います。

ですので、調理員のほうから「こんなメニューを出して困る」とか「こんな大変なことをせんといて」とかいうようなことは一切出ておりませんので、むしろそこに気概というか働きがいを持って取り組んで下さっているかなというふうに思います。

先ほどもちょっとと言いましたけども、今年度も新メニューの検討を行う試作会も実際には夏休みにあって、その中でも本当に活性化する議論を私も実際に聞かせていただいて、それも会計年度の方も含めていろんなご意見を言われるということの中で給食が作られてんねんなというのがよく分かりましたので、そんな中で給食は提供していただいているので、今後もそんないろんなメニューの工夫とか子どもたちが興味を持って食べられるメニューの提供に、調理員さんも栄養士さんも一緒になって取り組んでいただけたらなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 本当に日野町の子どもたちは給食に恵まれ、調理員さんにも恵まれた環境で育っているので、とても親としては安心感があって、とてもうれしく思っておりますが、日野町のメニューでも「給食だより」というものをいつも発行していただいているけれども、その中には今月はこの野菜を使うとか季節の野菜を載せていただいて、なるべく季節の野菜、旬を感じる給食というのに取り組んでいただいているんですけども、今、野菜を食べる、好きな子は好きなんですけども、ちょっと苦手だなという子どもさんもおられて、家でも食べないし、給食だけでも食べるという子どももいるんですけども、スーパーではいつでもどの時期の食材でも今売っている状況で、旬というのがあまり感じられない状況になっていますので、なるべく、日本では四季がありますので、そういうものを大切に、旬を大切にして子どもたちが季節を感じられる給食というのを子どもたちにも知っていただいて、親にも知っていただけるような情報発信をもう少し頑張っていただけたらなと思っています。よろしくお願ひいたします。

続きまして、調理員さんの負担のほう、今、作業の面での負担とかでおっしゃつていただいたんですけども、職場環境として、今年の夏はとても暑かったです、その辺で給食調理員さんの職場環境の面での負担というか、そういうのがなかったかどうか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 調理員さんの働く環境についてということなんですが、私が以前、教育委員会にいた頃は、調理室にエアコンをというような要望があったような時代から、順次、給食室もいわゆる今の給食基準を満たしている給食調理室になってきたということで、空調環境も整うようになってきました。

昨年度も西大路小学校の環境を整えたところなんですが、ですので、順次そういうような環境は整えているところですが、ご指摘のとおり、近年の夏の暑さ対策でいいますと、やはりどうしても火を使う、それから湯を使うという職場ですので、そういう面ではそこのご負担は若干あろうかなというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 給食調理員さんは時間が決められておりで、かなりせっぱ詰まって、暑い中頑張っていただいて子どもたちに給食を提供していただいているんですけども、今年はすごく暑かったので、その部分はどのような対策をされて涼しさを確保していたりとか、給食が、腐らないというかそういうのはどのような感じで対策をされていたのか、分かれば教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 調理員さん自身の暑さ対策は、保冷剤を首に巻くとか、それこそ保冷剤を脇に入れるとか、そういうような、個人で対策を、全体の環境以上

の部分は個人で対策いただいている。

給食の調理については、もちろん瞬間冷却機も整備していますので、そこが適正に出せるようにということは細心の注意を払ってしていただいているので、暑さによって食品が腐敗するようなことのリスクは低いかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） あともう1点なんですけれども、給食調理員さんがもし体調不良とかになりますと、家族が体調不良であっても、ご自身が元気でも多分休んでいただかないといけない状態だったりとか、いろいろ、いろんな病気の検査とかいろいろ細かく細心の注意を払って給食を毎日作っていただいているんですけども、もし休みを急遽取られるとなった場合、どのような対策、対応をされているのか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 日野町ではスポット調理員さんという、臨時でその日にお入りいただける、もしくは先を見て、子どもの授業参観の日でどうしても休みを取りたいときに代わりに入って下さる調理員さんということで、10人近い方に登録いただいていて、その方に連絡して代わりに入ってもらっているというような状況です。

ただ、充足しているかというと、調理員も年代層がそろっておりますので、子どもさんが風邪を引いたりとか、学校の授業というのが重なりますので、今もスポット調理員の募集を継続してしているところでございます。ぜひそういうところも啓発していただけだと、教育委員会としてもありがたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） スポット調理員さんに、今日は休みますので誰か代わりに来ていただけないかという連絡というのは、どのような感じでされているのか、分かれば教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 登録いただいているスポット調理員さんも、毎月ちゃんと検便を出していただいている、登録していただいている、連絡先をお聞きしていますので、もう緊急時になりますので、基本的には学校の正規の調理員からスポット調理員さんとアポイントメントを取って、連絡を取って調整する这样一个になっております。

実際には、入られた実績については教育委員会に実績が上がってき、教育委員会からその分の謝金をお出しするというような形になっております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいまの、調理の代表をされている方が代表してその方に、スポット調理員さんに連絡を取っているということなんですかでも、聞いた話によりますと、スポット調理員さんには各休む個人個人が連絡を取って、スポット調理員さんに朝に電話をかけて、「私が休みますので、どなたかお願ひできませんか」というお願ひをされているとお聞きしているんですけど、その状況はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 基本的には、先ほど申しました各校の正規の調理員がするというふうに依頼しているところですが、やはり急に子どもさんが熱を出してとかになると、時間帯もあったり、もう既に学校給食が始まっていて、会計年度の方やと時間が遅かったりするので、その自分の出勤時間の調整とかがあると、調理員さんが携帯持って調理はできていない時間、もう既に連絡がつかない時間とかですと多分かけたりとか、ケース・バイ・ケースでその方が頼まれていることもあるかというふうに思います。その中で何とか給食に間に合うように現場で整えているということです。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） そうなってきますと、スポット調理員さんはもう少し人数がいたほうが、町としても調理員さんとしても現場が回るので、そのほうがありがたいという解釈でよかったです。なので、もうちょっと募集要項など、また、何回も言いますけれども、ホームページとか広報とかそういうので、もう少し調理員さんが増えていただけるように啓発していただけたらと思います。

続きまして、その調理室が指定避難所となっている、各学校にあるんですけども、それは町としてどのように考えているか教えていただきたいです。

また、そこが災害時に利用できる設備や食材の状況はどのようにになっているか、お答えいただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま指定避難所の面からご質問を頂戴いたしました。

まず、回答させていただく前に、日野町の地域防災計画に記載せてある内容なんですが、米飯の炊き出しに關しましては、各小中学校の給食室利用を基本とし、当該施設に属する調理員等が炊き出しを行うという文言が地域防災計画に記載されております。

これを踏まえまして、指定避難所であります小中学校に給食室があることで大人数の調理を行うことができまして、避難者への温かい食事の提供ができることから、災害発生時には非常に有効であると考えております。

なお、食材のストックはないため、地域の皆様の協力による食材の持ち寄りや町の備蓄品、応援物資等で対応したいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 日野町には、そうすると、指定避難所になる学校がたくさんありますし、給食室がその1校ずつにありますので、大変有利で、何かもし有事の際には利用できるということで、大変安心させていただきました。

日野町の地域防災計画にはしっかりととした細かいマニュアルというか、災害が起きたときどのように職員が動くかというのも載っておりますので、それを生かしていただいて、ぜひ災害時にも給食室が使えるようにしていただきたいと思っております。

2024年の元旦に発生いたしました能登半島地震のほうでは、被災者になかなか温かい食べ物が行き届かなかつたというのを聞いておりますので、日野町ではそれが、少しでも温かいものが食べれるということは町民にとってとてもありがたいことだなと考えておりますので、ふだんからの災害時に備えた食育というのもとても大切ですので、長期休みなどをを利用して、実際に給食施設、給食調理場を使った防災訓練など、そういうのをまたすることによって今後の課題とかも見つけられるかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になりますが、令和10年開園予定の新こども園での給食の提供は今現在どのような方法で考えておられるのか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 現時点におきましてということで、今度、令和10年4月から予定の新こども園における給食提供につきましては、今の保育所と同様に、0歳から5歳までの園児に対しまして自園調理による給食提供を検討しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 今、現時点では自園調理ということで、安心・安全の給食を提供していただけるということで大変うれしいなと思っておりますが、大規模園となりますので、0歳児から5歳児までの給食を提供していただくということになってくるんですけども、ただ、今、アレルギーを持つ子どもさんも増えてきておりますし、対応の複雑化といいますか多様化というか、課題がとてもあると感じているんですけども、その辺はどのように想定されておりますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） この辺につきましては、本当に今、学校給食のほうもご質問いただきまして次長が答えていただきましたけども、そういった日野町にはノウハウがございますし、学校給食と職場との連携がしっかりと保育所現場にも、

もちろんこども園に関しても連携させてもらうということを思っておりますので、そういった、自園調理ですので、アレルギー対応とかいろんな細かい対応についても、安心して今までどおり町として対応できるかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） そうなってきますと、0歳児だけでも4段階に分けての調理、提供をすることが必要になってくると思うんです。0歳児というのは、固形物がだんだんと変わってきますし、個人差もありますので、今おっしゃっていました様々な家庭環境がありまして、離乳食が進んでいるスピードもかなり差があります。6か月だからといって、みんながみんなこの食材を終わっているという、食べ終わっているとか進んでいる状況が様々ですので、その辺の対応というのはどういうふうに対応していただけますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今、実際に現在の保育所におきましても、うちの調理員のほうでそういった4段階と言われる対応をきめ細かくさせてもらっていますので、ちょっと規模は確かに大きくはなるんですけども、今まで積み上げられたノウハウというのはそのまま安心して継続して実施いただけるかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） それだけ対応していただけるということは、想定する保育人数はあるんですけども、かなりのたくさんの人数を集約することになると思うんですけども、調理員のほうの確保というのは十分いけそうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 確かに、大規模園になりまして給食調理員の数についても心配いただいているところや思うんですけども、今現在、既存の園舎の集約化という形になりますので、こばと園とか桜谷こども園は従来どおりですし、新こども園につきましてもそういった大規模人数となってきますので、調理員のほうの確保、今後はそういった人材の確保も検討していくんですけども、本当に必要数、給食調理員が、学校給食さんのほうとも調理員の連携を図りながら対応していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 新こども園では一応、想定の集約人数が決まっている、園児の数が決まつくると思うんですけども、調理員の配置基準というのが多分あると思うんですが、日野町ではどのぐらいの配置基準を設けて、どれぐらい、何人に1人というのは多分あると思うんです。給食調理員の配置基準があると思うんですけども、そのこども園の規模でいくと、大体何人ぐらいの調理員が必要というのは分か

りますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 実際、今、桜谷こども園のほうがこども園として運営させてもらっていますので、調理員としては正規職員とそれから会計年度職員の、基本ベースお二方で桜谷こども園は対応してもらっています。

新こども園になると285人という、定員ですけれどもそういった形になってまいりますので、こども園の規模に合わせまして、ちょっと、実際、学校給食と違いまして、こども園についてはそういった基準が明確になっていないものがございますので、そういった人数規模と園児の受け入れ人数に合わせまして人数のほう、対応を検討していきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 新たに新こども園でそういうふうな安心な給食が提供できるということは、とてもメリットだと考えております。町内外にそういうものをアピールできれば、日野町への子育て世代の移住・定住が促せるのかなと思っておりますので、そういうところもアピールしながら開園に向けて準備していただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

要望にはなりますが、個人の意識とか配膳とか献立を工夫することで、食べ残しの問題は変わってくるかなと私は考えております。給食の食べ残しは1人当たりにすれば大した量ではありませんが、全体で見ると、とても全国的に大きな食品ロスが生まれておりますので、今後も様々な取組を実践していただき、継続的にいろんな環境の配慮などしていただきまして、ただただ給食を提供するというだけではなくて、食育という観点からもいろんな取組をして、持続可能なまちづくりにつながるように日野町でも取り組んでいただけたらなと思っております。

日野町の給食が近隣市町に負けない給食、負けない食育ができるなどを願って私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時30分から再開いたします。

－休憩 12時05分－

－再開 13時30分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

その前に、子ども支援課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 議長のお許しを頂きましたので、午前中、谷口議員

からご質問いただきました児童育成支援拠点事業についての答弁の訂正と補足をさせていただきます。

この事業の対象者数の把握はというご質問の中で、全体数の把握はしていないと答弁をさせていただきましたが、養育環境に課題があるご家庭、例えば要保護児童地域対策協議会、要対協と言われるところで把握している管理ケースの数などはこの対象者数に該当するものでございまして、町として一定把握をさせてもらっている数ということになります。

ただ、この管理ケースにも様々な事情がございまして、内容も異なります。この本事業の必要性については、この辺、町で判断をさせていただきまして、この事業の利用のほうへつなげているというものでございます。

また、今後、学校や園など様々な支援機関との連携の中で、こういった要対協の管理ケース以外でも、早期に、早い段階から支援が必要なご家庭とつながっていき、支援のほうが広がっていければというふうに考えておる次第でございます。

なるべく、こういった要対協の管理ケースに上がってこないよう、事前にしっかりといろんなご家庭とつながり、支援を広げていきたいという考え方でございます。

議長（杉浦和人君） 次に、2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 昼1番ということで、2番、福永晃仁でございます。

インターネット中継、今は映像がちょっとないということで、音声のみというふうになっていますけども、実は昨年これのインターネットの視聴者数を事務局のほうも出していただきまして、数年前は数十件やったと思うんですけども、昨年500件とか、見ていただいている方が非常に多くなってきたというのが、各議員さんもSNSであったりとか、町も広報を行っていただいているので、今日も私も知り合いで東京のほうからとか、いろいろ平和のことであったりとか青年活動、それからマーケティングで見ていただいている方もいると思いますので、建設的な議論を大局的に行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず1つ目、日野町的マーケティングと持続可能性ということになっております。

参考資料は1枚だけつけさせていただいています。皆さんのはうはサイドブックスかパソコンのほうかなと思いますが、滋賀県の広報戦略、令和7年3月の改訂版ということで、滋賀県がどういうふうな広報戦略を行っているかということで、一応参考になるかなと思ってつけさせていただいているものも参考にしながらやつていきたいと思います。

あとはもう、毎回、最初のときから私、日野町総合計画、これになぞらえてお聞きをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第6次の総合計画、柱の2「暮らしを支えるしごとづくり」、政策の④「まちの魅力を活かした賑わいの創出」、柱の5「みんなではぐくむ地域づくり」、

政策の⑨「住民が主人公の地域形成」関連についてお聞きいたします。

私たちが暮らす日野町の魅力、その魅力を継続的にどのように発信するかは、これから自治体運営、持続可能なまちづくりにおいて重要となってきます。人口増加の時代において、自治体の税収は右肩上がりでした。基本的に、自治体の財源である税収は人口規模と経済規模に比例して大きくなります。そういう現状を踏まえて、地方自治体におけるマーケティングはまちのこれからを考える上で重要であるというふうに考えています。

政策の中にもよく言葉として出てくる「関係人口の創出・拡大」を自治体マーケティングの主眼として捉えることが多くありますが、関係するだけの人口では、財政的、リソース的に厳しい状況である地方自治体にとってあまりメリットがないよう思っています。自治体のマーケティングにおいて関係人口の拡大はあくまで1つの手段であり、その先の持続可能な自治体の運営という目的をもう一度、私も含めて再認識する必要があると考えています。

自治体のマーケティングの効果として、1つ目は地域、自分たちが暮らしているその地域の長所、弱点を明確化できるという点だと思います。自分たちが暮らすまち、その土地のよいところだけではなく、悪いところを補わなければならないところを、単なる知識や印象ではなく、リアリティーを持って言語化することができるという部分です。

2つ目は、使える手段の幅が広いということです。企業のマーケティングは商材やターゲットによって使うべき選択肢が限られたに決められてしまうことがあります。地方自治体のマーケティングは民間の大企業ほど大きな予算規模ではありませんが、ターゲットとなる層の決め方、打ち出す魅力のつくり方次第で選択肢が無限大に広がるというふうに認識しています。

特に自治体が保有する公式のホームページ、ソーシャルアカウントの運用であったりという様々な手法の中で、戦略的に有効であると考えることも民間企業のマーケティングと違った側面があります。

3つ目は、求められる知識量が多い。これは民間企業のマーケティングと最も異なる点であり、各市町村ごとに、選ばれ、認められる点はそれぞれに異なります。気候的な話や歴史・文化にまつわる話、公共交通やそのまちに住む人の気質など、いろいろなことに学びながら、生活に溶け込んだ仕組みをつくることができます。

近江日野商人の魂を受け継ぐ日野町的マーケティングにおいて、いま一度考える必要があるということを踏まえてお聞きいたします。

まず、1つ目、当町の強みと弱みをどのように捉えているか。

2つ目、自治体マーケティングとして取り組んでいる内容と成果はどのようなものがあるか。

3つ目、地域住民や関係機関と連携したこれからマーケティングの可能性をどう考えているか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 日野町的マーケティングと持続可能性についてご質問を頂きました。

まず、自治体のマーケティングについてですが、地域の魅力を最大限に高め、外部から人、モノ、お金を呼び込み、情報発信を通じて住民の満足度を向上させ、地域を持続的に発展させる活動と捉えております。

そのことを踏まえ、近江日野商人の魂を受け継ぐ日野町的マーケティングは、三方よしや陰徳善事など近江日野商人の精神を生かし、単なる観光客誘致にとどまらず、歴史・文化を継承し、地域全体を持続可能な形で活性化させるため、日野の良いところを分析し、情報発信から体験、行動につなげ、それを実践する人、応援する人をつくる活動を広げ、その方々が情報発信していくサイクルをつくることを定義して、答弁させていただきたいと思います。

まず1点目の、まちの良さについてですが、豊かな自然や歴史・文化、近江日野産日野菜やお米を中心とした農林業、また、それぞれの地域性を生かした地区公民館活動や自治会等の地域コミュニティーのつながりなどがあると思います。

一方で、地方の自治体全般に言えることですが、人口減少が進行していることや空き家の増加、また、農商工業をはじめとした各種の人材不足などに弱点といいますか、課題があると考えております。

2点目ですが、自治体マーケティングの取組ですが、当町では昨年12月に文化財保存活用地域計画を策定し、改めてまちの強みである歴史・文化を最大限に活用し、小中学校での学びから町民の郷土愛というシビックプライドを育み、進取の気性により地域づくりにつなげていくため、私自らも先頭に立って、誇れる情報発信を積極的に進めてまいっているところです。また、まちの話題を提供するため定例記者会見を行うことにより、メディアにも多く取り上げていただけるようになってきております。

このほか、北関東をはじめとする近江日野商人ゆかりの皆様との連携も進んでおります。観光や産業、文化・芸術など、まちの魅力を関係団体と連携し、情報発信を行い、体験・行動につなげていけるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の、地域住民等と連携したマーケティングの可能性ですが、情報発信はもとより、日野のまちが好き、この町まちがいいと思っていただけるよう、変えるべきところは変え、変化を取り入れつつも、これまで大切にしてきた歴史・文化や行事などは、町の誇りとして地域住民とともに大切にしていきたいと考えております。

そのためにも、関係機関とも連携し、効果的な発信により、日野に住む人、働く人、訪れる人、関わる人など多くの方に愛着を持っていただけるよう、まちの魅力をしっかりと伝え、活力あるまちづくりに携わる人を増やしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ただいま町長からご答弁いただきました。再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず1つ目、当町の強みと、弱みといいますか課題点はどのように捉えているかということでお答えを頂きました。これに関しては、総合計画の15ページに日野町の強みと弱み、これ少し年度が前になりますけども、あと、チャンスになること、不安なこと、心配なことということで、比較的分かりやすくまとめていただいているものがあるかなというふうに思っています。

この上からの内容と今お答えいただいたような内容と、私もリンクするところがあるんですけども、まず、日野町の強みというのはもうまずやはり歴史・文化、それに関わる事項とそれに関わる方々の気質、これがまず1つ、強く大きくあるかなと思っています。

それから、豊かな地理的利点ということで、以前、有識者の方が、土地に詳しい有識者の方が、綿向山があつて日野川が流れていて城下町があつてというふうなものは、人工的に造ろうと思ってもこれはもう造れるものではないというふうなところを地元の人はどう感じておられますかと聞いたときに、当たり前に生まれたときから、僕は43年ですけども、当たり前にあったものなので空気とか水のようなものだと思って暮らしてきました。ただ、それが外に発信できていないというふうなところは自分でも課題かなというふうに思っている。程よい田舎というところをコンセプトにしているんだろうと思っています。

そして、何よりやはり社会教育、公民館などの住民自治の活動、これが恐らく日野町の一番、総じて言いますと、人が一番の魅力であるというふうなところかなと思っています。

弱みというところ、課題点というところも挙げていただいている。全国的なところで、人口減少とか空き家の増加、農商工業の人材不足というところは、これは全国的にも同じような課題を抱えているというふうに認識しています。

ここで1つ、①で質問させていただきたいのが、日野町の強みとか弱みというものは時代とともに変わっていくものなのか、そうか変わらずにずっと持っていられるものなのか。そこら辺の変化というのが10年ごとに変わってくると思うので、そういういたところをどういうふうに感じておられるかというところを、①からは1つ再質問させていただきます。

それから、大きく②です。自治体マーケティングとして取り組んでいる内容と成果はどのようなものがあるかということでご答弁いただきました。

どうしてもマーケティングといいますと企業というふうなイメージがあるんですが、これから時代、もう官民共創が当たり前になってきています。自治体は住民福祉が一番中心にあって、当然取り組んでいただいているんですが、やはりこれだけ競争が激しい時代になってきますと、当然ふるさと納税とか、あとホームページをどういうふうに構築していくかというものは結構センスが問われるのかなというふうに思っています。

そのセンスというのは、デザイナーの方に頼んで、委託をしてということとはまた違う部分で、自分たちの一番訴えたいものは何なのかというところをしっかりと表せているかどうかというとこにあるのかなと思っています。

そういったことも含めて、再質問、ホームページのアクセス数というのが1つの基準であります。これ総合計画等も見て、決算資料から見ていきますと、令和6年度は約97万件のアクセスがあったということです。ただ、総合計画の指標のほうを見てみると、令和7年度で340万件を目指すというふうに書いています。これはもう総合計画でそういうふうに書いています。これかなりの乖離があるんですが、この乖離の原因、それから、今、改善している内容、それから、注目度の指標とかアクセス数以外に、どういったところで日野町が注目されているかというのは、当局としてはどういうふうなところで基準として判断をされているのかということをお聞きしたいというふうに思っています。

大きく3つ目、地域住民や関係機関と連携したこれからのマーケティングの可能性をどう考えているかということでお答えを頂きました。関係機関とも連携しというふうなところで書いていただいている。具体的にご質問なんですが、この日野町をPRとか広告宣伝いただいている行政以外の機関であったりとか地域住民さんをどのように把握されているか、地域住民さんとの相乗効果はどのようにになっているかというところをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） ただいま再質問を頂きましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の、時代とともに変わることでございます。10年ごとに変わっていくのかというようなところでございますが、当然のことながら時代の変化というのがございますので、そこについては変わっていくものと承知しておりますが、それはその時々のことでございますので、変わっていくだろうというようなことでお答えをさせていただきたいと思います。

2つ目の官民共創の部分で、ホームページのアクセス数の乖離の原因ということ

でございますが、やはり以前からホームページがなかなか分かりにくいというようなご指摘は以前から頂いております。なかなか行政が発信する、この発信力の上手さがないというところが1つの問題ではないかなとは認識しております。

また、いろいろなわゆる情報の媒体がございますので、ホームページにはしっかりと丁寧にさせていただいているということで町は認識はしているんですが、皆さんそのホームページを見られない、いわゆるSNSというような形で情報を取られている方もいらっしゃいますので、今現在進めておりますのは、このホームページに情報を流すものが、ほかの媒体も含めて一斉に配信するような仕組みがつくれないかということで、今そこの部分を改善できるように今考えているところでございますので、そういったところで改善できればなと思います。

もう1つの、注目度の基準、判断基準というところをご質問いただきました。確かに、インパクトのあるものにつきましては注目していただけるということにはなるんですけども、我々、今までから広報、いわゆる情報の伝達が上手でないというようなご指摘も頂いておりますので、今は町長の定例記者会見というのを積極的に行わせていただきまして、いろいろな日野町のよい取組をマスコミさんのほうに取り上げていただくような努力もさせてはいただいておりますので、先ほどの町長の答弁にもございましたように、新聞とかでも取り上げていただくような機会が大変多くなってきたというようなところでございます。そういったところにも力を注ぎながら、日野町の魅力というのが発信していけるような取組というのを進めていきたいと思っております。

判断基準というとなかなか難しいところでございますので、明確な基準を持っているわけではございませんので、そういうような形で取り組んでいきたいというところでございます。

最後に、3つ目のところでございます。PRの広告宣伝の部分で、町以外に地域住民の方との相乗効果ということで、発信していただいている方というのもたくさんいらっしゃいます。全てが全て把握できているわけではないんですけども、まずはその発信していただく方に我々が持っている情報が届かないことには伝わりませんので、そういった方に日野のよさを発信していただけるような題材をいろいろと情報提供するように努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 課長からご答弁を頂きました。再々質問ということでさせていただきたいと思います。

まず1つ目、強みと課題点をどのようにということで、時代とともに、課長の答弁のほうでは、変化をしていくものというふうにお答えいただきました。これ当然、時代とともによさ悪さは変わってきますので、そのとおりかなと思うんですが、一

方で、これ時代とともに変わってはいけないものというか変わらないものが日野町のよきなんじゃないのかというふうに僕は認識して日野町で暮らしています。

ですので、変わっていくものは枝の部分は変わっていくと思うんですけど、木で例えれば、枝の部分は変わっていくんですが、幹の部分がどこなのかということが住民さんが分からないと、多分恐らく、もうどの分野もですけど、結構、枝とか葉の話を最近多くしているような気がしていて、結局、幹がどこなのかというところが、多分、日野町はちょっと計画とかそういうビジョンのところで少し弱いのかなと。特に産業分野とか、観光分野も何度かご質問させていただきましたけども、そういうところがどこなんだというのを住民さんに伝えるのが少し下手なのかなというふうに僕自身も感じています。

ですので、ここは再質問というよりかは要望というんですけども、もう少し住民さんによい部分というのが分かりやすく伝えるような媒体があるのかなというふうに思っています。そういうところの研究をまた行っていただければなというふうに思っています。ここは、①は再々質問のほうはございません。

それから、②のほうの自治体マーケティングで取り組んでいる内容の再質問で、ホームページのアクセス数に課題があるという認識は当町もしているというふうにお答えを頂きました。恐らく全体的にそういうことで思っているんですけども、ここで再々質問なんですが、ホームページを作る上でとか広告宣伝というか広報をする上で、コンセプトというか、そういうビジョンというものは何かこう計画書みたいなものがしっかりと設定されてあって、その範囲内で業者委託というふうなものをされているのかどうかというのをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、1つちょっと話が飛ぶんですけども、例えばテーマパークが、古くからあるテーマパークのコマーシャルとかプロモーションの中で、自虐的プロモーションというものの扱いがあるものを皆さんも特に目にされたことがあります。弱みをあえて表して、感情的に心理的に揺さぶってから、でも、実際ちゃんとやっていますというふうな、これプロモーションの方法なんんですけども、日野町はどちらかというと真面目、生真面目なまちかなと思っています。ですので、表現力はやはりかなり弱い。

幹のところがしっかりと真面目でやっているまちというのは、決算とか予算とか、そういう方針とか骨格を見れば、見る人が見れば分かると思いますが、それがそのまま住民さんとか外に伝わるかどうかは住んでみないと分からないというところが、日野町の一番弱いところかなと私は感じています。

そういうところで、例えば自治体でいくと足立区が、「ワケあり区、足立区。」というふうなプロモーションで、治安がもともと非常によくなかったというふうな

印象がずっと残っているというのがデータで出てきたと。ただ、今、ワケあり区の「ワケ」がもともと悪いイメージやったんですが、「ここに残っているワケがあります」というふうなプロモーションでいろんな住民さんの声を上げて、「足立区に残るワケ」というふうなものでプロモーションを行っておられます。

こういうのが、自らの悪いところをまずちょっと出して、それから実際にはちゃんとやっていますよみたいなところのプロモーションの方法というのは、検討される余地があるのかないのかというのをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

それから③、地域住民や関係機関と連携したというふうなお話でお聞きしています。ここで再々質問なんですが、地域住民さんが発信をしようと思うと、先ほど課長も何を発信してもらいたいのかというところが届いているかどうかというのが大事であるというふうにお答えいただきました。もともと今の時点で何を発信したいかというものは分かっているんだけども、それを住民さんに伝える手法とかツールがいまいちちょっと見つかっていないという状況なのか、何を伝えていいのか分からぬというか曖昧であるというふうなところが問題なのか、今ちょっと問題になっているところをお聞かせいただきたいなと思っています。

マーケティングとか世論分析をする上で、外に向けての発信というのがイメージされるんですが、一番最初にお伝えした、この自治体マーケティングで大事なのは、身内、自らの住民さんがそれにどれだけ納得して外に発信されているか。勝手にやっているということではなくて、ああ、確かにそうやなと思って、それに相乗効果で、一緒に、個人のSNSも今、力を持っていますので、個人でもフォロワー数が多い方もおられます。そこに呼応して個人でもPRを日野町するというふうなところがマーケティングのこれからになっていくかなと思うんですけども、そういういった部分で、今、課題となっているところをもう一度課長のほうからお聞かせいただければなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、ホームページを作る上でのコンセプトがあるかというところでございます。

現在使用していますホームページの作成につきましては、一応ひな形みたいな形の中に情報を入れていくというような形で、直営で職員がやっておりますので、そういう中で、何が住民さんに知らしめたい内容なのかということをしっかりと伝えいただくような形で、職員のほうで作っていただいているというような形になっていますので、その部分については業者委託はしていないというような形になります。

ただ、いわゆる移住・定住とかそういう特化した部分につきましては委託して、その部分に魅力を持っていただくような形で作り上げているようなホームページのサイトもございますので、そういったところはしっかりとその目的に応じた形のホームページを作り上げているというようなところでございます。

次に質問いただきましたのが、いわゆる自虐的な部分のPRができないかというようなところでございます。

なかなか日野町、先ほどもおっしゃっていただいているとおり、生真面目な地域性が出ておりますので、こういったことを今までからやってきていないというようなところでございます。例に例えていただきました足立区さんも、治安が悪いというようなことからなかなか定住につながっていないのではないかというようなことで、それを広報宣伝されたというようなことはお伺いしております。

ほかの自治体でもそういったことの取組をされているということはお伺いしておりますけども、短所を魅力に変換するPRの発想ということで認知度を上げるというような取組が大事やというようなご指摘でございますので、そういったことも今後研究してまいりたいと考えております。

あと、地域住民さんに連携して情報発信していただく部分につきましては、なかなか、協力していくことが大変大事やという認識は持っているんですけども、なかなか職員が仕事に追われている中で、そこまでたどり着けていないというのが今の現状かなと思いますので、伝えてほしいという思いはあるんですけど、そのもう一歩、ご協力をお願いしたいというようなところの発信が弱いんだろうなというふうにも思いますので、そういったところも意識して、今後、情報発信していくけるようにしてまいりたいと思いますので、この辺は職員のほうにも共有してまいりたいと思います。

あと、最終的に身内が納得して発信しているのかというようなところでございますけども、そういった部分も気をつけながら発信をしているんですけども、確かに弱いところもあるかも分かりません。そういう気持ちも含めながら、先ほども言いました、ホームページの作り方から、情報発信をどこに向けて、どういう人をターゲットにして広報宣伝していくのか、何が訴えたいのかということがしっかりと届くような作り方というのを今後も考えていかなければならぬというご指摘を頂いたのかなと思いますので、しっかりとこの部分については職員とも共有しながら、できるだけ、今、ご意見いただいたようなことは取り入れられるよう改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 補足ではないんですけども、私も一言だけ。

時代とともにというお話を頂きました、おっしゃられる、まさにそのとおりかな

と。私、年初の今年の言葉、不易流行と述べさせていただいて、流行する時代の部分というのはあります。特に、具体的に申し上げます日野町の立地というのは、今の現在においては例えばＪＲ沿線にないので、そういう意味の地の利はないわけですけれども、ただ、その一方で、時代に流されないというか、今の時代だからこそそういうことが重要視されているかもしれませんけれども、同じ土俵ではなくて、やっぱり日野町にしかないものをどう磨き上げて、それを我々町民の誇りに持っていくかというのが一番大事だと思っております。

特に、よく教育長や副町長ともしゃべっていますけれども、子どもたちに、例えば「この日野町は何もないんや」と。先ほどの自虐ではないんですけども、それは大人が言ったら一番駄目でありますて、冗談であっても照れ隠しであってもそういうことは絶対言っては駄目でありますて、それは子どもが全部吸収して、ああ、ここは何もないまちなんやと。

なので、私は自虐的マーケティングが日野町ではなくて、ドストライクの日野町の魅力、あるまちなので、それを恥ずかしがら臆することなくストライクで伝えていくというのがこのまちに今まで足りなかつたことだと思いますし、それが必要なマーケティングであり、プロモーションだと思っております。

それは誰に向けてかと。確かに、日野町外の方々に向けてのPRであつたりとかプロモーションであつたりマーケティングということですけれども、それを見て、ああ、うちのまちって、こんだけ多くの方が来られて日野町すごいなと言ってもらって、日野に住んでいる人が、ああ、日野ってやっぱりすごいまちなんやと。

どこか心の中で思っているんですよね、このまちに誇りを持って。それが他者から言われて、褒められて初めて気づくこともたくさんあるわけで、そういうことが、このまちをもっと大切にしていこうとか子どもたちに受け継いでもらおうとか、そして子ども自身が、就職とかで出たとしても、こっちに帰ってこよう、家族を大事にしようとか、そういうことにつながると思っています。

なので、本当に日野町の魅力、こんな魅力があるまちは全国に見てもそうそうないと思っておりますので、それを愚直に積み上げていって伝えていくというのが一番のプロモーションであって、それが一番のまちの誇りにつながるものと考えておりますので、そこは1ミリもぶれておりませんでして、そのために何をするかというのを皆さんと頑張っていきたいなと思っています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 課長と町長からご答弁いただきました。

私、自虐的とかいろいろなことをいろいろ可能性としては言わせていただいたんですが、これ要望という形で思いになるんですけども、僕も堀江町長が思ていやるとおりです。じゃなかつたら、ここにいてないですし、ずっと住民活動というか青年

活動を日野町でやってPRもしていないということで、思いは同じです、全く。子どもたちも、僕も子どももいますし。

ただ、表現の仕方として、よいところをよいよねと言い続けていくことも1つですし、よいんやけども、いろんな人がよいと感じるまでにはいろんな人の多分体験とかいろんなものがあるので、そっちはそっちで当然、今やっていただいている「ひのはよいとこ」もほんまに、よいとこというふうなところは教育長が議場見学でも最後に必ず子どもたちに伝えてくれることと思っていますが、これだけいろんなものが使える手法がある中で、1つのオプションとしてそういった表現が、ど真ん中ではないですけども1つのプロモーションになるのであれば可能性もあるのかなと思って、そういう話をさせていただきました。

職員さんが自らホームページ等も苦労しながら作っていただいているというのも私も認識していますし、限られたリソースの中で、財政の中で、どうしたらいいんだろうと考えていただいているのもあります。ただ、民間とかいろんなところで、日野町はやっぱり民間と提携するというのが少しちょっと遅れてきていたところは私もあるかなと思いますので、そういう意味でそういったお話をさせていただきました。

最後に、私、何でこの話を、自治体マーケティングというのを取り入れようと思ったかというと、実は、先ほど谷口議員もちょっとお話をいただいたんですが、この夏。わたむきお化け屋敷が7年ぶりにありました。私も初期の段階から関わらせていただいて、もう日野町全体の総力戦といいますか、2,500名の方に来ていただくのに相当な思いでやっていました。

ただ、ホールスタッフの方、それから現役の青年団、O B ・ O G、それから役場職員さん若手の方、社協の職員さん、それから消防団のメンバーも手伝いに来ていただいたりとかで、これ総力せんやなというところで、最後に町長、副町長、生涯学習課長がゾンビをしているというふうなまちは恐らくないと思うんです。国スポのPR動画に関しても、3名で野球をしていただいている動画がありますよね。僕、国内見ても、これだけ三役が体を張ってやっていただいているまちというのは、いろんなまち知っていますが、本気でちょっとないと思っています。

ですので、プロモーションの一環として町の三役を全面的に押し出すプロモーションというのか、何かそういったものも僕は本気に面白いのかなと思っていますし、やっぱり日野町は人が大事なので、そのトップに立っている方がどういう方なのかというところを打ち出している市町もございます。

そういったところも、担当課として1つオプションとして思ってもらえばと思いますし、コンセプトとして、例えば「真面目なまちですが、何か問題ありますか」みたいなところとか、「日本一生真面目なまち日野町」とか「認めます。融通が利

かないまち日野町。でも、真面目にまちづくりやっています」みたいなところが、おふざけじゃなくて、やっぱりちゃんとやっていることはやっていますというのが住民さんは一番知ってくれてやりますので、外に向けていかにキャッチ一にするかというのが大事かなと思いますので、誤解のないように、しっかりと真面目にやっているというのを議会も執行側も住民さんも一緒にですので、そういったところの可能性を1つ提案して、1つ目の質問を終わりたいと思います。

それでは、お題のほうが大きく変わりまして、2つ目、あれから80年、私たちはどう生きるのかということでご質問をさせていただきます。

これも参考資料としまして第6次総合計画も当然使わせていただきますし、あと添付資料としまして、日本青年団協議会が全国に向けての「ユースポスト」という機関紙を発行しています。その中で、8月号の先月号で、石川県の青年団協議会が戦争の記録を声を残していくというふうな活動を、10年ほど前に株洲市の、被災された株洲市の青年団がやられた活動を石川県が取り入れたというふうな資料を1つ参考資料として掲げさせていただいているので、それも見ながら一緒にやっていきたいというふうに思っています。

それでは、あれから80年、私たちはどう生きるのか。

第6次総合計画、柱1「未来を担うひとづくり」政策の②「生涯にわたる学びと活躍の推進」、柱3「安心、助け合いのくらしづくり」政策⑤「健やかで思いやりのある地域共生社会の形成」ということで、関連についてお聞きいたします。

この戦後80年という内容は6月に加藤議員のほうも少し触れられて、どういった取組を展開していくのかというふうなお話もありました。少し重なるところもあるんですけども、私はどちらかというと教育とか、子どもがいますので、これからこの子たちが数十年生きていく上で何が大事なのかなというところを、これも夏に考えたときに、ちょうどこのテーマが浮かんできました。

8月15日正午の12時、私は自宅でテレビに映し出された全国戦没者追悼式の模様を見ながら、子どもたちとともに黙祷をささげました。同日夜、スタジオジブリ作の「火垂るの墓」がテレビで放映され、子どもたちと鑑賞しました。先の5月には同じくスタジオジブリ作の「君たちはどう生きるか」がテレビで初放映され、どの作品も戦争と人間の生き方が描写されており、全世代に訴えかける内容となっています。この夏に放映された各種ドキュメンタリーについても、多くの方が目にされたことだと思います。

全国戦没者追悼式、首相の式辞の文中、「あの戦争の反省と教訓を、今改めて深く胸に刻まねばならない」との言葉は、私たち地域に暮らす者としても改めて受け止めなければなりません。あの惨劇から80年、戦争を知る人は間もなくゼロになると言われている今、全世代における地域での平和学習が改めて重要となってきます。

小中学校で行われている平和学習は平和教育とも呼ばれ、児童生徒の発達段階に応じて、平和に関する教育が行われています。平和学習の推進はSDGsにおいても重要と考えられています。地球上の誰ひとり取り残さないことを宣誓し、2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指す持続可能な開発目標として掲げられるSDGs、その17のゴールには「平和と公正を全ての人に」という目標も含まれています。

青年期、成人期を見てみると、様々な学びの場があります。私自身は19年間の青年団活動を通じて、多くの学びと気づきがありました。この8月末に開催された滋賀県の青年大会や全国の青年大会は平和を希求した大会で、約70年の歴史があります。特に、日本青年団協議会の役員として活動した7年間の間には、広島、長崎での式典の参加、日青協主催の平和集会など多くの取組を行いました。特に、昨年ノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の当時事務局長、田中熙巳さんの実体験に基づくお話は今も鮮明に記憶に残っています。

現在の課題として、戦禍を直接知る人、語り部の減少、惨禍の歴史を伝える取組、各地の戦争遺跡、民間戦争資料館の運営継続、保存資料の散逸が懸念されています。世界を見渡してみると、ウクライナにとどまらず、パレスチナ情勢や台湾、北朝鮮、サイバー空間、地球規模の気候変動と、世界各地で安全保障が揺れています。

戦後80年となる今、改めて過去の事実から私たちは何を学び、どう生きるのかを試されている気がします。住民、行政、関係者をはじめ全世代がこれからの時代の平和についての学びを再考していく必要性を認識して、議論を深めたいと思います。

一問一答でお聞きします。

まず1つ目。平和行政の観点から、戦後80年を町はどのように捉えているか、お答え下さい。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 平和行政についてご質問を頂きました。

今年は終戦から80年という大変意味深い年であるかなと思います。終戦から80年という大きな節目である今年につきましては、過去の戦争の記憶・記録を次世代に確実に継承し、戦争のない平和な暮らしを未来に引き継ぐ思いを再確認すべき年であると認識させていただいております。今年を節目に、さらに恒久平和を願い、後世につないでいかなければならぬと思いを強くしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 主監のほうからお答えいただきました。平和行政というものは、ホームページを開いてもどの市町でも出てくるような内容です。一番の原点にあるのかなというふうに思っています。この日野町を見てみると、非核日野町宣言というものがございます。ちょうど、昭和59年ですので、私は57年生まれなので、そ

の少し後に日野町議会で採択された非核日野町宣言ということで、こういったもののがございます。「非核三原則を堅持し、日野町を「非核の町」とする」というふうなところが最後に記されています。これが日野町の1つ大きな核となるものということです。

それから、ちょっと調べましたところ、世界に平和市長会議というものが、名称変更されて現在は平和首長会議というものがあるんですけども、これは一応、日野町も加盟されているというふうなところの認識なんですが、これはどういった経緯で加盟されたのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 日野町におきましては、これまで平和の取組を進めてまいりました。今おっしゃいましたように、昭和59年12月は非核日野町宣言が議会のほうでなされております。

また、日野町の取組といたしましては、毎年、広島、長崎の原爆が投下されました日時には黙禱の呼びかけをさせていただいておりますし、また、広報への平和の記事の掲載、また、平和運動の取組を住民主体でされておりますので、そういうところの支援もさせていただいてきたところでございます。

今おっしゃいますように、日野町も核兵器廃絶とやはり恒久平和の願いを同じとする自治体への連帶としまして、こういった組織に加入させていただいております。平成21年には平和首長会議に、そしてその前には、平成16年には日本非核宣言自治体協議会にも加入させていただいております。この日本非核宣言自治体協議会には全国で360を超える自治体が加入されまして、志を共にしているわけでございます。また、平和首長会議につきましては、全世界に及びます166か国、8,500を超える都市が加入しているということでございます。

この加入の経過につきましては、やはり日野町がこういった平和行政に取り組んできた経緯の中で、やはり日本全国、また、世界各国でこういった思いと一緒に進めていかなければならない、こういった思いからこの各団体、組織のほうに加入して、共に同じ方向に向けて取組を進めていると、こういったところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。よく分かりました。

それでは2つ目なんですけども、平和を取り巻く今年度に行われてきた関係事業の内容とその成果をどのように捉えているかと、また、これから予定されている取組に期待することは何か、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ご質問いただきました。関連事業ということあります。

戦後80年の関連事業といたしましては、大きなものとしましては、去る8月24日

に戦没者追悼式と併せた平和祈念式典を開催させていただいております。ご来場いただいた方々につきましては、戦争の悲惨さや平和の尊さを再確認いただける機会になったのかなと、こんなふうに思っております。

内容につきましては、第1部では先の大戦の戦没者に対しまして追悼の意を表すとともに、第2部では小中学生による次世代戦跡訪問研修の体験報告、また、戦争体験の手記の朗読劇、日野少年少女合唱団による合唱を披露いただきました。また、同日、館内には「戦争の記憶展」としまして貴重な戦争資料を展示し、ご覧いただいたところでございます。

この中で、特に戦争体験の手記の朗読劇では、戦跡がないこの日野町で実際に起こった悲劇を取り上げさせていただいております。8月16日、終戦の翌日に、陸軍中尉であった内倉光秀さんが妻と3人の子どもとともに命を絶つという大変悲しい出来事が起きたところです。この悲劇を風化させることなく次世代に継承させたいという町長の強い思いがございまして、今回の朗読劇に至り、これをわたくしホール虹で披露させていただいたところです。

今後ということでございますけども、これからもいろんな形で伝えていく必要があるかと思います。伝える形はどのようなものであれ、このような取組を継承することで住民の記憶に残していただいて、もって戦争の悲惨さでありますとか平和の尊さが後世まで継承されることに期待しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 特に、平和祈念式典というものはこういった形で2部で構成いただいて、1部は追悼式という形、戦没者追悼式のメインということで、2部は特に子どもたちをメインに、どういうふうに感じておられるかの表現であったり合唱であったりというのは日野町でしかできないことかなというて私も見させていただきました。

1点、この平和祈念式典に実は一般参加をされた親子さんがおられました。皆さんも多分目にした方もおられると。私ちょっと知り合いの方でして、次の日にお会いするございまして、どういうふうな経緯で参加されたんですかというふうに聞いたら、「すぐーる」でそういった告知があったので、ちょっと興味があつてきましたということで、そういった部分で、当然いろんなところでこれの周知はされていたんですが、そういった「すぐーる」とか、特に子どもさんを持たれる保護者の方の層へというのは、一定どういうふうな形でPRというかされたのかということと、この平和祈念式典にはどういった方に参加いただきましたかといったところの詳細があれば、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） ただいまご質問いただいた件ですけれども、「す

ぐーる」において平和祈念式典のことについては呼びかけをさせていただきました。この後またお伝えもさせていただく部分ではあるのですけれども、子どもたちの学校教育の中での平和教育という部分においても、子どもたちにやっぱりそういった平和祈念をする式典というものの大きさ、そこに参加してほしいという願いから、そういう「すぐーる」などの媒体を使わせていただいて紹介のほうをさせていただいたという次第であります。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 今、子どもたちというふうなフレーズを出したので、参事のほうからお答えをいただいたのかなというふうに思っています。

少し戻ると、戦後70年のときは日本遺族会の名誉顧問の古賀誠さん、それから長崎市長のその後は田上さんにお越しいただいて講演をいただいたのも結構記憶に新しいところなんですが、そういった意味で地元の子どもさんたちとか、そういった雰囲気を感じていただくというところが非常に大事かなと思うんですが、一定この平和祈念式典は町が思えるようなイメージどおりに、来ていただく方とかもなったのかどうかだけ、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 平和祈念式典への参加のほうですけども、基本的には、これまでに戦没者追悼式ということで開催させていただいておりました。今回は戦後80年ということで少し拡大したということで、平和祈念式典という形でさせていただいております。そして、戦没者の追悼を大事にしつつ、新たに平和の取組も、拡大してといいますか、より広げた形でさせていただいたところでございます。

ここへの参加者の呼びかけということでございますけども、基本的にはいろんな方に来ていただきたいという思いがございました。そしていろんな年代、特に、どうしても追悼式というのがございますので、そういった方の遺族でありますとかそういう方が主になると思いますけども、やはり広く呼びかけることで、今おっしゃったような親子連れが来ていただいたということは大変うれしく思っております。

今後こういうことを繰り返す中でより広い年代に来ていただくことに期待もしておりますし、そういったことで本来の目的である戦争の悲惨さであるとか平和の尊さを次世代につないでいくということの目的が達成されるのではないかということで、そういうことを思い、こういったことを繰り返ししていく必要があるかなと思っておりますので、また来年以降、形は変わるか、どのような形になるかは今後の検討になりますけども、続けてまいりたいなど、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 継続していくということが大事かなというふうに思っています。この間幾つか講演会が国スポ関係でもありました。結構たくさん子どもたちが来ら

れていたと思うんですが、こういったやっぱり平和を考える式典にもそういったぐらい子どもたちが来ていただけるように、僕ら親としても努力をしていきたいなと思っています。

それでは3つ目、主席参事のほうから先ほど少しお答えいただきましたが、学校教育とか社会教育（青年教育）の中で平和教育はどのような位置づけと捉えられているか、また、地域の中でどのような効果をもたらすと考えているかをお答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） ただいまご質問いただいたことにお答えいたします。

学校教育において平和教育は、児童生徒が人権を尊重し、他者との共生を図る力を育むための中核となる大変重要な教育であると捉えております。道徳教育、社会科、総合的な学習の時間など教育計画全体を通じて体系的に実施しております。

平和教育により、児童生徒が個人の価値観の形成、人権意識の向上、命の貴さを学習し、他者への共感や暴力に頼らない問題解決の態度が育まれると考えています。

また、その効果としてですけれども、子どもが平和教育を学ぶことで、先ほどもちょっとお伝えさせていただいたのですが、保護者も共に学ぶ機会が拡充する、そして、地域との連携による地域資源を生かした学びの推進、そして、高齢者の知識や経験を教育資源として活用することで、地域のつながりが強化されると考えております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 続きまして、社会教育の中での平和教育についてということでお答えさせていただきます。

戦争は、人々が様々な権利を制約されたり否定されたりすることから最大の人権侵害と言われており、平和教育を人権教育と捉え、日野町に残された記録や遺品などを基に、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていくことはとても大切なことを考えております。

本年は戦後80周年として、近江日野商人館にて「日野町と太平洋戦争」、ふるさと館にて「昭和と戦争と子どもたち」の企画展を開催中で、日野町に残る資料を中心に展示しております。期間中は親子で学べるようにと入場料を無料とし、ご来館いただいた方には職員ができる限り展示内容について解説させていただいております。

私たち大人が、次代を担う子どもや若者たちに戦争体験を語り継いでいかなければならないと思っております。住民の方々に戦争の悲惨さや平和文化を共有できる場を提供し続けることで、未来へつなぐ平和の構築に効果があるものと考えております。

ます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 学校教育、社会教育のそれぞれの立場からお答えを頂きました。

言葉として人権というものが出てきました。日野町の先ほどよさというところがあつたんですが、日野町は人権のまちだというふうに私も認識しています。先進的に人権が守られるように取組をされてきた先人の方もたくさんおられます。そういうことも忘れるべきではないというふうなものは私も平和教育の1つかなと思っています。

S D G s 的にも、まだ教育機関は、S D G s を多分尊重されているところはあると思うんですが、やっぱり誰ひとり取り残さないというところ、今、学校教育は学習支援とか学力の向上とかS N Sへの対応等、教職員とか教育行政の皆さんも必死に、保護者も一緒になってやっていますが、本当に一番学んでもらいたいのは子どもたちに何なのかと親として考えることができます。

そのときには、この平和教育というものは欠かせないもの、当たり前にあるものじやないというものは、これ保護者もやっぱりしっかりと分からないと駄目やなと思いますが、学校教育、社会教育でこの人権というところに対して、この平和教育は非常に有意義なものになっているのかどうか、学校教育、生涯学習のそれぞれの観点から一言ずつお答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（音羽克之君） まず、学校教育の点ですけれども、学校教育としては、人権教育というのに非常に力を入れております。各校で人権の日と呼ばれる、各校で実施しております、毎月テーマを変えて、例えば先生からの講話であつたりとか子どもたち同士での話合いであつたりとか、振り返りをしていくなどを行っています。

テーマにつきましては、例えば友達のことであつたりとか、それからアメリカとの友情の人形のことであつたりとか、それから障がいを持った方との交流、そこへの考え方、子どもたちの考え方であつたりとか、そのようにテーマを変えながら、そういった話合い、振り返りなどを行っております。

また、平和教育として、地域に、もう大変少なくなりましたが、戦争を体験された方、そういった方々のお話を聞きする機会であつたりとか、なかなかもう今おられないで、遺しておかかる資料等を使っての学習であつたりというふうに、そういったことから、先ほど福永議員がおっしゃられたS D G s 、誰ひとり取り残さない人権教育、平和教育ということで進めさせていただいております。大変重要なことであるというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君）　社会教育の中の人権教育ということで、まさに平和教育は人権教育というふうに捉えております。ふるさと館、近江日野商人館の展示を見させてもらっても、やはり特にふるさと館、今年は子どもたちが戦争のときに描いた絵などが展示されているわけですけども、やはり子どもに及ぼす戦争の、もう何気ない、そういう戦争に加担していくその教育というのはすごく悲惨なものだと、そういうことではあってはいけないなということが身にしみたところでございます。

そういった意味でも、やはり社会教育の中で平和教育を人権教育として捉えて、こうやってふるさと館、日野商人館などで皆さんにこの悲惨さを伝えていくということは、これからも続けていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君）　福永晃仁君。

2番（福永晃仁君）　学校教育、社会教育の分野でも人権と絡めて非常に大事であるとお答えいただきました。

家庭教育にそれぞれ、いろんな差といいますか、が出てきているような気はしています、いいとか悪いではなくて、そういった中で子どもたちが、やはり学校とかそういった場、若者たちがそういう社会教育の場でそういったことを学べる機会を引き続きつくっていただきたいと思いますので、お願いします。

それでは4つ目、教育長にお聞きしたいと思います。長年関わってこられた教育者の観点から、これから時代をつくる子ども、青年、若者と平和教育を取り巻く課題をどのように捉えているか、お答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君）　教育長。

教育長（安田寛次君）　福永議員からご質問いただきました。

町民憲章の言葉の中に、「わたくしたち日野町民は、平和を愛し住みよい町をつくりましょう」という一文がございます。戦後80年、平和への思いを町民みんなで再確認し合う、大変大事な節目であるというふうに感じています。80年という歳月が流れ、戦争を直接体験された方々やご遺族の多くが高齢を迎える中、様々な悲劇を決して風化させることなく、次の世代へ戦争の記憶・記録を確実に継承していくことは、教育に課せられた本当に重要な使命だというふうに感じているところです。

そのような意味からも、先ほどありました、学校教育の中に平和を大事にする教育をしっかりと位置づけること、そしてまた、そこでの学びを親子での学習や社会教育という、家庭や地域へと広げていくことも重要な取組であると感じています。

そして、そのような平和を大事にする教育の根幹となるのは、人が人として大事にされる人権の教育であるというふうに思います。一人ひとりの命が大切にされ、私たち一人ひとりが平和の担い手として記憶を胸に刻み、未来へとしっかりと継承

していきたいというふうに考えながら仕事をしております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 日野町の教育を全般見ていただく教育長のほうから、そういうお言葉を頂きました。非常に大事であるということで、教育長も以前取り上げていただきました「アンパンマン」のやなせたかしさんのお話は、実は私も「アンパンマンの遺書」という本が一番自分で心に残っている本で、実は、高知県香美市香北町のやなせたかし記念館も以前、家族と行って、どういったことがあったのかというのを著書も読みながら感じていました。

戦時中の体験、そういうものをアンパンマンという表現で表現をされたと。今はお亡くなりになられましたけども、そういう切り口からも、全世界が多分、平和というものは感じていることかなと思っています。

V U C Aの時代と呼ばれています、予測不可能ということで。いろいろな考えがある中でもやっぱり結構反論ばっかりが目立つ世論になっているんですけども、平和というものに関しては誰も反論できないかなと私は思っています。そういうたつ搖るぎない事実を教育にも取り入れていただくということは、合理的でもあり、普遍的なものかなと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは最後に、堀江町長のほうにお聞きします。中期的な日野町のまちづくりにおけるこれから平和行政の在り方をどのように考えておられるかをお答え下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 我々は今は平和な暮らしをさせていただいておりますけど、80年前に犠牲になられた方や当時を生きられた方のおかげで、今、我々はこのような生活をさせていただけますと、これは本当に忘れてはいけないことですし、それを伝えられる方々が減っていく中で、やはり知恵を絞って伝えていくということが本当に大事だと感じているところでございます。

先ほど、こういった取組、平和教育というお話をございました。そのまさに究極の人権教育といいますか、だと思っておりますし、戦争を許すということは目的によつては正当化される暴力があるということを認めるということと同義でございますので、これは国レベルでは戦争ですし、地域社会とか我々の人間関係においては、いざこざ、けんかであつたり仲たがいであつたり、誹謗中傷であつたり差別であつたりハラスメントであつたり、あらゆるものにつながつていて、根本的な人の尊厳に関わることだと思っております。

そういう意味で、そういうことも含めた上でも、この平和教育やこの平和の取組、先ほど、引き続きこういう取組を頑張っていきたいという話がありましたとおり、しっかりとやっていくということが諸先輩のその思いに応えていくことにも

なるというふうな思いでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 町長のほうからもご答弁を頂きました。

最後に、なぜ私がこれを取り上げたか、ちょっと思いをお話しさせていただいて終わりにしたいと思います。私は小さい頃、祖父等もそういったところで戦争に関わっていたというふうなところで、呉のほうに行ってというふうな話を聞いていました。もう今はいませんけども。

そういったことを聞く機会が子どもたちやっぱりないのかなというふうに思つて、危機感を親としても感じています。そういったところは恐らくデジタルとかいろんなものが発達してきていますので、代替できるところもあるだろうと。でも、やっぱり人権のところでは、今も生き残っていただいている方々の人権ということも考えると、今できることを最大限やる必要もあるのかなというふうなところで、こういったテーマを取り上げました。

最後に、先の8月5日、平和祈念式典の広島市の松井市長による平和宣言の一文、一部だけ紹介して終わりたいと思います。

心に留めておくべきことは、自分よりも他者の立場を重視する考え方を優先することが大切であり、そうすることで人類は多くの混乱や紛争を解決し、現在に至っているということです。こうしたことを踏まえれば、国家は自国のことのみに専念して他国を無視してはならないということです。

また、市民レベルの取組の輪を広げる際には、連帯が不可欠となることから、「平和文化」の振興にもつながる文化芸術活動やスポーツを通じた交流などを活性化していくことが重要になります。とりわけ若い世代が先導する「平和文化」の振興とは、決して難しいことではなく、例えば、平和をテーマとした絵の制作や音楽活動に参加する、あるいは被爆樹木の種や2世の苗木を育てるなど、自分たちが日々の生活の中でできることを見つけて、行動することです。広島市は、皆さんのが「平和文化」に触れることのできる場を提供し続けます。

というふうな文章でつづっておられます。

日野町もそういった平和に関する意識を提供し続けるようなまちになるよう、執行側、議会とともにやっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、13番西澤、一般質問させていただきます。私は1題だけですので、ひとつよろしくお願ひいたします。

近江日野産日野菜の生産振興についてということでお伺いしたいと思います。

我がふるさとである鎌掛の地で発見された日野菜、令和4年に日野菜が農林水産省の地理的表示（G I）保護制度の認証を受け、鎌掛の地域としても大変喜んでいるところでもございます。しかし、その生産体制を見れば、生産者の高齢化、また、後継者の不在、また、将来に向けた生産体制の脆弱など課題は山積していると言わざるを得ません。

当鎌掛地区では、地域住民だけではなく、広く地域内外の方々にも呼びかけ、日野菜の一畠運動に取り組んでいただいております。住民が支え合いながら日野菜の生産振興と地域の誇りを次の世代に受け継いでいけるよう取り組んでいるところでもございます。G I認証から3年を経過しようとしている今、改めて日野菜振興にかける町の考えをお伺いしたいと、このように思います。

まず1つ目に、過去5年間における日野菜の生産量、生産者の数の推移をお伺いしたいと思います。

2番目に、令和7年の日野菜の生産量、また、生産者の数の見込みをお伺いしたいと思います。

3つ目に、日野菜の種子は古来より深山口の地域で連綿と厳正に守り、受け継がれているが、過去5年間の種子の生産量の状況をお伺いしたいと思います。

4つ目として、令和7年度から、JA、町、県において日野菜生産モデル事業が取り組まれており、鎌掛の農事組合法人ファームかやのも圃場の提供などに協力をされているとお伺いしております。モデル事業の目的、事業期間や事業内容についてお伺いしたいと思います。

以上4点について、住民にも分かりやすく、簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 近江日野産日野菜の生産振興についてご質問を頂きました。

1点目の、過去5年間の日野菜生産量、生産者数の推移については、令和2年が32トン、60名、令和3年が46トン、68名、令和4年が32トン、60名、令和5年が27トン、58名、令和6年が20トン、52名となっております。

2点目の、令和7年産の見込みについては、現在のところ、生産量が約25トンから30トン、生産者数は約60名程度と見込んでおります。

3点目の、深山口日野菜原種組合による種子生産量については、令和2年が11.9キロ、令和3年が46.3キロ、令和4年が50.5キロ、令和5年が30.6キロ、令和6年が20.4キロとなっております。

4点目のモデル事業については、農事組合法人ファームかやのが管理する約1ヘクタールの農地を、JAグリーン近江が令和7年の春作と秋作の日野菜を、機械化

による省力化や生産効率の向上による面積拡大の実証圃として、畠立て同時播種による少人数での作業等を行われているものです。実証結果等を検証し、来期の実施も検討される予定でございます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、再質問をさせていただきます。

①ですが、毎年増産されていると思っておりましたが、生産量が減少していると。これはどういうことかなとこのように思っておるところでもございます。毎年ですと、8月20日頃から9月20日頃までに長野の圃地では耕うんし畠を立て、日野菜をまいておるところでもございますが、今年はその時期にはもう本当に暑くて、種をまいてもすぐ枯れてしまう、水をやったら毎日かけんならん、ほんなことはできんということで、なかなか作業も進まないようでございました。やっと四、五日前からちょっとましになって、耕うんもされ、種まきもされている方もございます。

こんな猛暑の中で今年は雨も少なく、大きく減産、減量になると、このように思いますが、生産者も気候変動に本当に悩まされ、面積も大きく拡大されるようになりましたが、これはJAの指導員さんやら、また町やら、いろいろと生産者と協力しながら増産を期待するところでもございます。

ひとつ、十分なこういう指導には町の皆さんも行政の皆さんも応援していただきたいなど、このように思うところでもございますが、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目の種子でございますが、種子も今までを遡って5年間、この量を今聞かせていただいていると、多い年やら少ない年も非常にございます。これはやはり、これも気候が変動しているのか、それとも深山口で作っていただいている種子の面積が減っているのかということも分かれば教えていただきたいなと思います。

それから、令和3年は46トンという非常な大きな量が、毎年50トンを目指して生産されていたんですが、令和3年には46トンという大きな量が取れたということでございましたが、これは今ここにおられる谷口議員なんかが一生懸命に日野菜を生産してくれたたまものだと、また、増田地域でも農事組合法人さんが日野菜を生産していただいたおかげでたくさん取れたということでございますが、これから、今度から鎌掛の農事組合法人が圃場を提示して、機械化されて作っていくということで、今お話を聞くとそのようでございますが、本当にこれできるかなと、このように不安を感じているところでもございますが、そこら辺が分かればもう一度お願ひしたいと思います。

そしてから、もう1点でございますが、モデル事業としてJAが機械化して省力化して日野菜生産を向上させていくというご答弁でございましたが、本当に、労力

提供はどこがされるのかなと。いろいろな団体、それぞれ労力提供がどこの団体でしていただけるか、農協さんだけではこれとてもやない、できないように思うわけでございますが、そこら辺も分かればお聞かせ願いたいなと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま西澤議員のほうから再質問を頂きました。

まず1点目の、生産量が減っている部分ということでございます。非常に心配もしているところなんですが、議員もご指摘のとおり、近年の高温の障害というのはやはり顕著に出ておりまして、なかなか、お盆が過ぎて今までどおりの播種ができないという状況が続いております。令和5年度にはJAがそういった早まきの支援ということで、お盆過ぎてから先にまいていただいて、収穫時期が重ならないようということで工夫もいただいたんですけども、同じようなことを令和6年、そしてまた7年としたんですが、この最近の異常気象、異常高温ということで、まいてもすぐに駄目になるということで、なかなかうまくいっていないという、そういうものがございます。

また、害虫の発生等にも昨年度は非常に悩まされたということがございましたので、そういう気象変動と、そしてまた害虫の部分、そういった部分で生産量の増大、増進につながってきていないう�があるかなというふうに思います。

こういった部分につきまして、町、そしてからJAのほうでは定期的に圃場巡回とかもさせていただく中で、生産者さんに寄り添う形で指導や支援をさせていただいております。令和6年度からは日野菜の生産コーディネーターを採用しておりますので、今まで以上に圃場のほうに入っていただく機会も増えてございますので、そういったところでしっかりと支えていきたいなというふうに思います。

また、生産量を確保するという意味で、かつてといいますか、谷口議員のお話も出していただきました。今年の作付も土づくりをしっかりと議員のほうもして準備をしてきたということでございますので、秋作の播種もしていただいて、また、そういった生産量の拡大に努めていただけるかなと。また、この議場の中には山本議員もいらっしゃって、特産農産物のマイスターの資格もお持ちいただきましたので、共に日野町における日野菜の生産振興のリーダーとして、また旗を振って頑張っていただけるのかなと思います。

それ以外にも口コミや声かけといった形で生産者を増やす努力もしておりますので、地道な積み重ねによりまして、そういった人数を増やしていく、そしてまた、生産量を増やしていくければというふうに考えているところでございます。

折しも補助金、加工場への出荷を確保する意味での補助金を今年度やりました関係から、一畝会の方の中でも1畝だけじゃなしにもう少し増やすというようなうれしいお話を聞いておりますので、効果が出るまでしばらくかかりますが、見守って

いきたいなというふうに思っております。

続きまして、3点目の種子の関係でございます。こちらも量が減ってきてているので心配ということでございますが、私たちも心配をしております。同じように高温の障害等でなかなかうまく採れなかつたということが1つというふうに聞いております。また、人材不足ということも相談を受けておりまして、なかなか種を採取するところまでの作業に従事いただく方の手間を確保するのは難しいんだということも聞いておりますので、こういった部分についても私どもやJAのほうで何か支援できることがないか、今後また相談に乗らせていただければというふうに思っているところでございます。

モデル事業につきましては、こちらにつきましては日野菜生産部会の役員さんの中でもお話を出していただいて、JAグリーン近江のほうで取組を、ではやってみようというようなことで決めていただいたものでございます。町のほうもJAの幹部の方と話し合いをする中で、そういった生産拡大につながるような取組を何とかしていただけないかということでお声かけをしておりましたので、その部分も働きかけが効果が出たのかなというふうに思っております。

畝立て同時播種機と同時の畝引によりまして、ほぼ1人で作業ができたということで効率化にはつながったというようなお声も頂戴はしておりますので、引き続きそういった実証をやっていただく中でどういった効果が出てくるのかということも、もう少しJAや町と一緒に研究をしていきたいなというふうにも思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 詳細に再質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、もう1点、再々質問をさせていただきます。

それぞれ詳細に答弁を頂いたところでございますが、やはり日野菜にしても種子にしても、その生産体制の脆弱さが、やはりお話を聞いていると改めて心配されることでございます。

現在、面積に対して日野菜の生産振興補助がされているところですが、やはりここは生産体制に対する支援がなければ、もうやはり安心して生産できる状況を持続していくということはなかなかできないのではないかということでございます。日野菜を生産、また、種子を生産されている組織に対して、いま一度、支援策の拡大を考えることはできないものか、改めて町の考えを再度お伺いしたいと思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 西澤議員のほうから、厳しさを増す生産者さんへの支援、さらなる支援をということでの呼びかけであったかなというふうに思います。

町ではこれまでから、生産される方々に補助事業として機械導入の際も有利な補助金を設定させていただいたり、それから、生産される部会の方々に対して支援とかもさせていただいてきた。そして、何より生産される方の意欲が向上するようということで、今年度からまた新たな補助金等もつくって、加工場へ出る部分を支援しながら、それが生産者のところへの実入りとして直接つながるような仕掛けも考えているところでございます。

引き続きどのようなことをしていけばよいのかということについては、直ちに今お答えをさせていただくものではないかなと思いますが、頂きましたそういったご意見を十分参考にさせていただきながら、次年度以降どういうふうにしていくのか考えていければなというふうに思います。

種の部分についても状況が、種が絶えてしまったのではせっかくの近江日野産日野菜が途絶えてしまうことになりますので、その辺りについても、近年の上昇します資材高騰やそれから肥料高騰に対応する形で、種の買取り価格については昨年度より大幅に買取り額を上げさせていただいたということで支援もさせていただいているんですが、ほかにどういったことをさせていただくのがよいか、またご意見なんかを聞きながら考えたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 買取り額を上げてやるということでございますので、鎌掛へ帰ってまた言えると思いますので、よろしくお願ひします。

日野菜も新しく焼酎を作っていましたので、これからますます日野菜も名が上がってくるのではないかなど、このように思いますので、どうぞ町を挙げて、また、生産者も挙げて一生懸命に頑張りますので、ひとつ日野菜の力を上げていただきたいなど、このように思います。

以上で終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時10分から再開いたします。

—休憩 15時00分—

—再開 15時10分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） 発言通告要旨に基づいて、2つのこと、2項目で質問させていただきます。

午前中に錦戸議員が給食のことについていろいろ一問一答の質問をされまして、日野町の学校給食がいかにすばらしいか、本当に今日でよく分かりました。それと

同時に、こんなにすばらしい給食が無償化になつたら、県下で一番、給食行政はすばらしい日野町ということで訴えられると思いますので、頑張っていきます。

学校給食の無償化について、その2。

深刻な物価高騰が続く下で住民の方々の暮らしが深刻となる中、教育費における保護者負担の軽減の観点からも学校給食費の無償化が求められています。昨年の文部科学省の調査（2024年6月12日公表）では、公立小中学校等で何らかの方法で学校給食費の無償化を実施中と答えたのは722自治体で、4割に達しました。東京でも今年1月から全自治体で無償化が広がっています。

無償化の目的については「保護者の経済的負担の軽減」「子育て支援」との回答が最も多く652自治体で、次いで「少子化対策」66自治体などが続きます。

石破首相は2月の国会で「2026年度以降、できるだけ早期に制度化を目指したい」と言明。2025年度予算成立のために結んだ自民・公明・維新の3党合意文書には「まず小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する」とされ、6月の骨太の方針（2025年）において、給食無償化は「令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」とされました。

私は6月議会の一般質問で、給食費の無償化について町の姿勢をただしました。「国の無償化の動向を注視して考える」との回答でした。

そこで、次の2点について質問します。

前段でも述べましたが、国は令和8年度に小学校給食無償化の予算計上を予定していますが、日野町において令和8年度からの給食費の無償化を実現するのか伺います。

それと、2つ目に、現行の就学援助の対象となる境界より収入が少し多いために給付対象から外される家庭に対して、給食費の無償化が実現するまでの期間において、準要保護者の定義、生活保護基準の1.2倍を1.5倍に引き上げることができないか伺います。滋賀県下では1.2倍の市町が多いのですが、甲賀市や米原市では1.5倍、長浜市は1.35倍、類似団体とされている愛荘町と多賀町は1.3倍です。

この2つについて、ご回答よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 4番、松田洋子君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） 学校給食の無償化についてご質問を頂きました。

まず1点目の、次年度の給食費無償化の予定につきましては、これまでの議会でお答えをさせていただいておりますとおり、現時点では、町の財政状況や優先すべき施策などを総合的に考慮すると、町単独での実施は非常に困難な状況であると判断しております。

しかしながら、国の施策として無償化の方向性が打ち出されておりすることから、今後、具体的な国からの方向性が示された段階で、町としましても無償化の対応をしてまいりたいと考えています。

次の、給食費の無償化が実現するまでの期間における就学援助費の判定基準を引き上げることについては、現行の就学援助制度は経済的に厳しいご家庭の子どもたちが安心して学校生活を送るために必要な支援を提供する重要な制度であると認識しております。日野町では就学援助率が1.2以上の率を乗じている他市町よりも多い現状であり、町の財政事情や他の施策とのバランスを総合的に考慮した中で、現行の援助率を維持するという判断をしております。

ただし、これにより必要な支援を受けられないご家庭が生じることのないよう、個別の相談対応や各家庭の状況に応じた柔軟な支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 回答いただきました。あくまでも国の動向を見て、国が給食費の無償化をすれば日野町もするということのようです。

ほかの自治体がなぜ給食費の無償化を実施しているのかといえば、何度も言いますが、保護者の経済的負担軽減、子育て支援と、次いで少子化対策を理由に無償化実現をさせています。私もこれがいいと思います。

日野町は物価高騰の中でも給食費は上げずに保護者負担を町で補っている、有機米のお米を提供している、県下で一番よく地元の材料を使っているとよく回答されます。私も、自校方式なので作っている人の顔が見え、お昼になればおいしそうにおいが漂ってくる、本当に日野町の給食は誇りに思います。保護者の経済的軽減にも子育て支援にもなっている給食費無償化をやっぱりしてほしいと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

まず、1番目のところでは、もう国では令和8年度から、小学校だけですけども、給食の無償化をするように予算化されていると言われているんですけども、まだ日野町の中では、どうなるか分からんということがあるので国の動向を見るということだと思うんですけども、もしこれが令和8年度の予算を考えるときに、国ではまだ回答ができない、今、総裁選挙やいろいろなことをしてはって、野党から国会を開けというあれも出ているんですけども、そんな状態の中で予算化されなかったら日野町では8年度にはしないのか。それとも、やられる予定がありそうなので8年度からは予算化してみようかなというか、小学校だけでもという考えなのか、お聞きします。

それともう1つ、2番目の就学援助金なんですが、これは去年の12月議会で加藤議員が同じように給食の無償化の質問をして、次に就学援助制度の拡充で質問され

たところで、加藤議員が就学援助費の拡充を求めるため次の試算を伺うということで、現行の準要保護者の定義1.2倍を仮に1.3倍にした場合、人数、経費はどれぐらいかかるか、1.5倍にした場合はどうなるかということで回答されている中で、1.3倍にしたら76人で、1.5倍では90人、支給額は学年によって違うんですけども1人当たり7万円で、例えば1.3倍であったら105万円、1.5倍であったら287万円の増となると回答されているんですけども、やはりそれでも就学援助金、給食費の無償化が実現するまでの間、上げるということはできないのか、もう一遍どうお考えか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 松田議員のほうから、給食費の無償化について2回目のご質問ということで、今回も再質問を頂戴いたしました。

まず1点目の、令和8年度、国のほうが小学校からというような一部報道のほうでされていますが、政権もいろいろ、今、首相がお替わりになるような話もある中で、もし国が町の予算時にその方向性が出ていなかつたときにどうするかというご質問を頂戴しました。

こちらにつきましては、先ほどの教育長の答弁のとおりでございまして、国がどのような方向性で、どういうふうに予算をつけられるかということが見えない中で、町独自で予算化をすることはただいまのところ考えておりません。

そのことで保護者の方は無償になると思ってしまわれたら、もし国が予算化されなかつたときに給食費の滞納が増えてしまうようなことも危惧されますので、そこは國の方針がきちんと出た時点で町としてもそこに対応したいなと思っています。

ただ、予測されますのは、前からも言っていますように、今、日野町が自校直営方式でやっている給食費、年間約2億2,000万円、このうち給食費で入ってくるのは8,000万円、それ以外の分は町で給食を支えているということでいいますと、そこにプラス8,000万円が全部補償される確証はないので、そうすると、今打ち出している一般財源にプラスということでこれから給食運営をせざるを得なくなってきます。

加えて、物価高騰する中で10月からまたお米の値段が上がります。去年の9月までは394円でした。それが去年の10月からは518円、ここにさらに200円ぐらい、700円近くまで上がるということで、今、JAさんとやり取りをしているところです。これだけ米代が上がるとなると、米代は今、町単独で無償でしているという中での給食費ですので、大変厳しい中です。ですので、材料のほうも、旬の食材をという話を今日午前中に錦戸議員さんともやり取りさせていただいたんですが、そこを使うのをやっぱり工夫していく。

ただし、例えばホウレンソウにしても冷凍食品を使うのではなくて、やっぱり食

感とかそういうところも大事にしながらというところで給食を作っているというところを、やっぱりまずは大事にしたいなど。そこで子どもたちの味覚をつくる、食育ということを大事にしていきたいので、無償化については、国がやられるということの方向性があったときには、そこに同じようにするということですが、先にそれを先行してやるという予算化のところはただいま考えておりません。

それから、2点目の就学援助費につきましては、昨年度、加藤議員からもご質問を頂戴しましたが、こちらも実は件数が日野町どんどん上がっていまして、教育長の答弁にもありましたように、近隣市町でうちよりも高い率で取られているところよりもかなりの認定率が増えています。

ということは、町の持ち出しもそこに増えているということで、これが三位一体の平成17年の改革のときに国庫補助が廃止になりましたので、いわゆる地方財政措置、権限移譲、税源移譲の中でやるということになりましたので、交付税の算定率には入っておりますが、結局は町の裁量でやっていくというふうになりましたので、ここも近隣に比べると、率というか支給者の数が多いということになりますので、こういう中でそこをさらに町単独で見ていくというところはなかなか厳しい状況にあるので、給食費がもし無償化になるまでというような期間についても、ただいまのところは考えておりません。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 大変厳しい状況だということなんですけども、一応、令和8年度は小学校のみという形で国は言っていると思いますが、その部分だけですので、8,800万円で大変難しいとは思うんですけれども、でも、やはり子育て支援というのを本当にいかんと、日野町で子どもを産んで育てたいというところはいくと、なかなか給食費、これはこの間のサンライズの夏まつりのところで、子どもさんがおなかにいて、「3人目ができるん」と言うて、すごい言わはって、「頑張ってぎょうさん産んで。おばちゃんが頑張って給食費無償化で頑張るで」と言うて希望が持てるように声かけたりして、「頑張りますので」というて言うてたので、やっぱり給食の無償化、本当に3人4人と産んでいただいたら、ほんまに親御さんの負担が何万円と増えていくので、もっと違う形で、例えばという形で補助というものを考えてほしいなと思います。これについて答弁は結構です。

続きまして、日野町認定こども園整備基本構想（案）のパブリックコメントについて。

今回、建設を予定している認定こども園に関わって日野町認定こども園整備基本構想（案）が策定されましたが、その中で、目的、内容、建設候補地が公表されました。そして、7月11日から8月8日までの29日間で広く住民の意見を聞くためのパブリックコメントが実施されて、5名の方から18件の意見が提出されました。

パブリックコメントに提出された意見の要旨と町の考え方をまとめたものがホームページに掲載されています。その中のナンバー8、子どもの人口について、5年後にまた再編成の必要性がないように、子育てをしようとする人が住みたくなる住環境整備に積極的に予算を投じるようにと意見が出されています。町の考え方としては、令和6年度から「少子化対策・こども未来戦略会議」を設置し、各課と連携した子育て施策を検討・実施していますと回答されています。

日野町認定こども園整備基本構想（案）では、新こども園の園舎規模は再編対象となる既存の幼児教育保育施設の合計面積である約3,200平方メートル同じ程度とした設定となっていますが、日野幼稚園の定員180人に対して1,043平方メートル、あおぞら保育園は定員75人に対して706平方メートル、必佐幼稚園は定員180人に対して1,160平方メートル、桜谷こども園（第1園舎）は64人の定員に対して469平方メートルとなっており、再編対象になる日野幼稚園、あおぞら園、必佐幼稚園、桜谷こども園（第1園舎）、4つの園の定員を合わせると500人となります。その人数の子どもさんを保育するのに対して3,200平方メートル必要だということです。

一方、新こども園の定員は285名で、大体1人につき5平方メートル必要と国の基準はなっているので、1,425平方メートルで国の最低基準はクリアできることになります。少し余裕を見込んだとしても2,000平方メートルで十分だと考えます。1.6倍にもなる大規模な園舎は必要とは考えていません。

また、認定こども園基本構想の中に書かれている「最低限必要となる面積」を計算すると、保育室は469.2平方メートル、乳児室が49.5平方メートル、ほふく室が89.1平方メートル、園庭が1,000平方メートルを足すと1,607.8平方メートルとなり、これでも2,000平方メートルで十分であります。建設予定地は1万平方メートルで、園舎分2,000平方メートルを引くと8,000平方メートルが駐車場になりますが、広過ぎると思います。

また、パブリックコメント、ナンバー3の新こども園の通園対象が全町的になることから、立地する地域とのつながりをどのように構築するのかという意見に対しては、多世代が関わり、温かい交流ができる場を目指し、様々な人々や地域とのつながりが構築できるように検討しますと回答しています。そこで私が心配するのは、他の地域などから転入される子育て世帯の方々が、保育園、小学校があり役場の近くにあると大変便利だと感じ、この地域に移住希望者が集中して、他の地域への移住者が減っていくのではないかと思います。

そこで、次の3点について質問します。

1つ目。少子化対策・こども未来戦略会議が開かれている中ではどのような施策が考えられているのか、また、今後の方向性について伺います。

2つ目。新こども園の園舎として3,200平方メートルは、今後の子どもの人口の

推移や建設基準を考慮していくとあまりにも大き過ぎるため、見直すべきと考えます。どうしても3,200平方メートルの園舎が必要である理由を伺います。

3つ目。新こども園の建設予定地が日野町の中央に位置し、また、通園対象が全町となることから、中央から離れた地域に子育て世代が住居をためらうことにならないか心配されます。日野町として、子育て世代の定住についてどのように考えているのか伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） こども園についてご質問を頂きました。

まず、1点目につきましては、少子化・子育て支援対策は近年様々な住民ニーズや課題等がある中、この少子化対策・未来戦略会議を中心に各関係課が連携できる体制を整え、取組内容等を協議しております。

今年度におきましては、各種事業の進捗管理や次年度において新たに取組を行う事業等についての検討・協議を行っており、引き続き住民ニーズや課題に対応できるよう努めてまいります。

次の、新こども園施設の面積につきましては、認定こども園整備基本構想にも記載しているとおり、新こども園の定員は285名としており、法令等に基づく各諸室等の設置基準に加え、保育現場における意見や「子育て環境の未来に向けての提言」の内容等も踏まえ、病後児保育室や職員休憩室など新たな諸室の配置も検討しており、子どもたちにとって安心して過ごせる環境、また、保育者にとっても働きやすい施設整備を検討しております。こうしたことから、既存園舎の合計面積である約3,200平方メートルを目安としております。

次の3つ目であります、子育て世代の定住の考え方については、新こども園は町立図書館の東側と北側の用地を建設予定地としていますが、再編整備後には新こども園のほか、必佐のこども園、桜谷のこども園、わらべ保育園や鎌掛と南比都佐の小規模保育施設、そして西大路には子育て支援施設という計画としており、これまでと同様に、保護者の通勤等を考慮して通園する施設を選択していただくこととなります。

今後も町内全域において、子育て世代が安心して定住できる環境整備を推進してまいります。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） ご回答を頂きました。

1番目の、少子化対策・こども未来戦略会議の設置メンバーというか、それは各課の課長がメンバーと聞いておりますが、若い職員さんなどに子育て支援で何かしてほしいことはないかとか聞いたりはしていないのかどうか伺いたいと思います。

何でこんなことを聞くかというと、ある自治体の市長さんが初めて市長さんにな

らはったときに、何をしていこうということで、まずは全職員に、子育て支援のことについてか、内容はそれはちょっと分からなかつたんだけども、ある1つの発案を出して、こういうことをしたらどうやということでそれができたという、そういう例があつたので、やっぱり子育て世代のことは子育て世代の人に聞かんと、子育てを終わつた私たちの時代の者が、こうやろな、ああやろうなと想像しても、その子育て世代の人にはマッチしないのかもしれない、どんどんそうやって若い人、役場の人へ聞いたら、さつきの錦戸さんの質問の中で教育次長が言うてはつたけど、給食を作つてはる人が、大変やけども、子どもたちが喜ぶ、その顔が見たいからやつてはいる。自分たちがやつたことで誰かが喜ぶということが本当に行政職員のほんまに冥利に尽きることだと思うんです。そのような機会をどんどん日野町でもつくつてほしいなと思って、ちょっとそこら辺を聞かせてもらいます。

次に、2番目の平方メートルについてですが、広めの廊下、病後児室や保育室以外の部屋もあるからという回答でしたが、3,200平方メートル必要としても、まず園舎の大きさでいうと、これ跡地を利用するということを私は考えてしまつて、日野幼なら4,842平方メートルあるので3,200平方メートルの園舎は建てられるのではないか。その700メートル先でちょっと遠いかなとも思うんですけども、あおぞら保育園が3,625平方メートルあると。

これで、跡地を使うということでは考えてはらへんだったんか、そのことも1つ質問ですが、もう1つ、給食無償化に関しては予算がないと言われました中で、同じ日野町の税金を使う中で、こども子育ての認定こども園についても、建てたらあかんとかそういうことじやなくて、どこかを利用してどうにかして安く、安くというか費用がかからないようにして建てられへんもんかいなという模索というか考えは誰も出なかつたのか。

土地にしても、はじめ1万平方メートルと言つてはつたけども、予定地を全部足すと約1万3,000平方メートルぐらいになるんです。これ3,000平方メートルはお金要らないのかと言つたら、そういうわけでもないと思うんです。そうやって、何で新しいとこでこのたくさんのお金を使ってやるのか、そこら辺をもう一遍聞きたいのと、1つは、民間でしたら補助金はいっぱい出ます。だから、いろんな地域で公立保育園がなくなつていきます。その中で日野町は公立で認定こども園をしようという、ほんまにすばらしい方針やと思うし、そこんとこも日野町に住んでてよかつたなと誇りに思うんですけども、その一方で、こうやって空いている土地があるのに新しく土地を買ってという、予算的にもすごく苦しい中でそういうふうにするのはなぜか、再質問とさせてもらいます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま松田議員から再質問を頂きました。

まず1点目の、未来戦略会議の中で若い人の意見を聞いているのかというご質問だったと思います。今回のこの未来戦略会議、昨年度から立ち上げまして、構成メンバーとしては副町長を筆頭に政策監と教育次長、それから厚生主監、産業建設主監とあと総務主監という形で、各関係幹部の職員と未来戦略会議の事務局で企画振興課と子ども支援課が入っておるという状況です。

この未来戦略会議、私もちよつとなかなか今までなかった会議構成のやり方でございまして、本当に各部門で、主監なり教育次長がそれぞれの部門の中で、担当課長、また、その担当職員を集めて、各部門で子育て世代におけるいろんな施策、検討できるだけの事業を、今までの住民ニーズやアンケートを基に、それぞれまず検討してこいという形で、もちろん若い方の意見も原課で、担当課で話し合った中、その主監を中心に、また、次長を中心に検証した結果をこども未来戦略会議の場に持ち寄るという形を取らせてもらった会議でございまして、本当に若い方々の意見も、こういう施策が町として必要ではないかという意見がストレートにこの未来戦略会議に上げられてきたのかなというふうに思っておりますので、その中で昨年度から引き続き検討事項ということで、今、町長答弁にもありましたように、本当にこれからまだまだできそうな施策、町としてできる施策を今現在検討しているというところでございますので、若い方々の意見も反映いただいているかなというふうに思っております。

そしてまた、2点目の跡地利用の件にということで、考えていなかったのかということでございます。予算がない中ということもお話しいただきました。

今回、議員のほうのお話にありましたように、まず、公立園をそれぞれ集約化するという形で、もちろん民間のほうが有利なこともよくよく調べさせてもらっているんですけども、日野町についてはまず公立園が数多く施設がございましたもので、まず集約化して、住民さんの安心、もちろん子育て環境のよりよい環境整備ということを検討いたしました。

その中で、確かに日野幼稚園でありますとかあおぞら園でありますとか必佐幼稚園等もあるんですけども、そういったところでの跡地利用というのも、実際、協議はさせてもらっていましたけども、何せ施設面積が、建築面積も踏まえて、駐車場や園庭を踏まえますと1万平方メートル以上という敷地がどうしても必要になつてきしたこと、そういったことと、あと、今この基本構想の中にもございますが、町内にあります民間園でありますとか残しますこばと園でありますとか桜谷こども園、そういった配置バランス等も踏まえた中で、いろいろ、エリア選定、それから最終的な予定地の選定を評価いたしまして、この構想にありました今の図書館の東側、北側の土地という形で、順番に段階を踏んで選定してきたという経過もございますので、そういった、交通渋滞の緩和とかそういったこともご意見も頂きまし

た。もうほんまに策定委員会の中でもそういった議論もさせてもらった中で今の場所が適地やということに至った経過がございますので、町としては、今、基本構想にあるとおり、この図書館北側、東側の土地を候補地としてさせていただいたということでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 先ほど、未来戦略会議の中で若い職員なり若い人の声を聞いているのかというようなところがございましたので、ちょっと補足させていただきたいと思います。

今回、未来戦略会議の中で検討しているところにつきましては、子育てに関するアンケートを町民さんに取らせていただいているのと、あと、幼児保育の在り方懇の中でも検討いただいております。また、それとは別に、職員の提案というような形でいろんな方から子育てに関する提案をたくさん頂きました。その頂いたものを企画振興課のほうで取りまとめ、若い職員の中でのグループワークというのをさせていただいて、どういうものが施策につながるかというようなことの検討もさせていただいて、そのまとめたものが戦略会議の中に上がってきて、いろいろと子育ての施策を打ち出していく中に上がってきたということで、しっかりと、今おっしゃつていただいているようなところの議論は踏んできたということでございますので、補足させていただきます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君）若い人の意見も聞いていろいろ考えているということで、また出てきたときにいろいろ聞かせてもらっていきたいと思います。

今、給食無償化についても大きなお金が動くし認定こども園についても大きなお金が動くんですけども、給食無償化の回答を頂いたところで、「現時点では町の財政状況や優先すべき施策などを総合的に考慮すると、町単独での実施は非常に困難な状況であると判断しております」と。いろんな優先順位があって、その中ではなかなか給食無償化のほうには行かないということになっているのかなと思うんですけども、これ前の6月議会でも言ったんですけど、やっぱり議会でたくさんの議員さんに賛成してもらって決めて、署名を取って、その結果、財政がないからできないという、国がちゃんと予算化をせえへんだら難しいという、そこの論調がなかなか私も納得できないんですけども、ない袖は振れんと言われてしまえばそうなのかもしれませんけども、でも、私たちはいろんな予算の状況とかそういうのを分かっているしあれなんですけども、でも、住民さんの目線でいたらやっぱり、令和6年度は7億円のお金が、余るという言い方は悪いけれども、そういう状況にあるのに、給食無償化はしてもらへんのかというお母さんやら保護者の方の思いを、私は議員でそういう事情を知っているから何も言わないんじゃなくて、議員のくせ

にいろいろなこと分かってて、ようそんなこと言えるなと言われてもいいから、住民さんの目線で、やっぱり住民さんは給食ほんまに高うて大変やし、署名に行ったときにも「ありがとうございます」というてそういうふうに言われているので、この順番、優先順位とかそういうことに対してちょっと町長の意見をお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 前回の議会でもお伝えしたとおり、また、今、次長等や教育長等が申し上げましたとおり、できることならしたいという思いは当然ございます。あと、所得が基準に合っておられる方は既にもう無償化はなされているというところはまづご理解いただきたいと思います。

その上で、例えば私も子どもいっぱいいますので、3人おりますので、私も含めての無償化ということでございますので、無償化になってあかんと思うこの世代は誰ひとりいないと思っていますので、そういった中で国の動向を見ながら、一方でちょっと財政のことも、当然、毎年かかることでございますので、そこは慎重に見ながら判断していかなければならぬというふうな思いでございます。

—議長、動議。と発言する議員あり—

議長（杉浦和人君） 暫時休憩いたします。

—休憩 15時52分—

—再開 15時53分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。要望で終わって下さい。

4番（松田洋子君） 最後に要望として、0・1・2・3歳の子どもたちに3,200平方メートルの保育園、よくあるのは、保育園を大きくしたら事故が多くなるという統計が結構出ているんです。やっぱり大きくなると目の行き場所が、大人の目の行きどころがちょっと抜けたりしやすいということもあるので、子どもにとってほんまにそんな大きい保育園がええのか。働く職員にはええのかもしれない。そこはちょっと分からぬんですけども、事故がないように、大きな保育園で子どもたちに事故が起きないようには、まずそれだけは付け加えて、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、通告書に従い、分割で3点質問してまいります。

まず1点目は、美味しい近江日野米を構築し、日野町の持続可能な農業にと題してです。

はじめに、毎日、農業新聞を読ませていただいていますが、新しい情報が入ってきてています。10日の新聞には、昨年度日野町でも取り組んだ地域計画について、全国分をまとめた分析結果が掲載されました。「10年後の耕作者はどうなるか」との問い合わせて「耕作者は分からぬ」とした未定農地が17の都府県で5割を超えていたという記事でした。幸い滋賀県は11.9パーセントということで、この割合

が非常に低くて安心したものの、日野町の値はどうやったんかなとちょっと思った次第です。また調べなあかんなど、そんな思いをさせてもらいました。

同じその農業新聞に、桜谷地区の農村RMOの皆さんのが8月下旬に開催された一日居酒屋の記事が出ていました。地元食材を使った郷土料理を楽しみながら、町長、それからJAの組合長と気軽に地域のことについて会話を楽しんだと、そんな記事が出ていました。いろんな取組をされていて、もう本当に大変喜ばしいことだと思わせていただきました。

今日お話しする近江日野米のことは柚木議員も3月議会で、もっとアピールすればということも言ってもらっており、それに続くものだと思っていただければありがたいです。

それでは、文面のほうに入ります。

今年は令和の米騒動が極端な米不足になって表れ、備蓄米の放出や外国産米の輸入など、私たちの食卓に欠かせないお米が需給面や価格を含め今後どのようにしていくのか、不安が付きまとう事態になってきています。お米の価格の高止まりが影響してか、外国産米の輸入がますます増えているとの報道もあり、選択肢が増えてよいと思う反面、日本の食卓で日本のお米が食べられない、大変な事態に陥ってきていると思っています。

お米の価格については、今、高止まりしているとはいえども、30年前は相応の価格であったことを踏まえると、生産者にとって安定経営ができる価格に、消費者にとっても喜ばしい適正な価格で安定的に購入できるようにと、今、日本の主食であるお米の政策を万全にしなければならない、そのように考えています。

国は輸出も含めた増産にかじを切ると言われているものの、価格下落に備えた所得補償も必要であろうし、消費者にとっては日本のお米を安く買えるようにしなければお米離れにつながってしまう。日々このようなことを心配しているところです。

そして、もう1点気がかりな点がございます。お隣の東近江市では、国営による農地の再編整備の取組、スマート農業機械の導入などを進められる話が聞こえてきました。一方では大規模化やスマート農業が進み、中山間地の条件不利地の多い日野町での農業をどう支えて守っていくのか、大きな課題です。これからは町の農業は町で守る取組が最も必要ではないかと考えるようになりました。

では、日野町の農業の売りは何なのか。すばり言って、美味しいお米。農家さんから、「日野の米は美味しいと言つてもらえるからこそ頑張れるのだ」と口々に言って下さいます。私はこれが日野町の農業を支える原動力だと思っています。

猛暑の中においても、町のあちらこちらで新米の収穫が始まりました。新しい栽培技術の取組として地元西大路で乾田直播された水稻も、課題はあるものの実りを見せていると伺っています。日野の美味しいお米を消費者の方に分かりやすく流通

させていくか、これが町の農業を支える手だてになるのではないかと考えています。美味しい近江日野米を地域ブランドとして、地消はもとより広く上手に拡販できれば、町の農業を支え守ることができると確信しています。

そこで、町の農業の実態と今後の農業を支える取組を考案していきたく、以下のとおり伺います。

1つ目。昨年、町の各地で地域計画が策定されました。この地域計画は、10年先の農業経営体は大幅に減少する見込みだと言われています。国は大規模化、スマート農業を進めるが、日野町の中山間地にはそぐわない。町が考える持続可能な農業経営体とはどのようなものと捉えているのか。

2つ目。日野の農地は中山間地域に指定されているところも多くあり、効率的に水稻が栽培できる圃場と条件不利な圃場が存在します。圃場、土壤条件に適した農業、作付を考え、産地交付金など支援拡充で町の農業を支えていく必要があると思うが、どうか。

3点目。水田活用の直接支払交付金。これを水活と言っていますが、5年に一度の水張りルールはしなくてもよい、不要との認識をしておりますが、現状はどうか。畠地化促進事業も変わりはないか。

4つ目。多面的機能支払交付金事業（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）が今年度予算で多面的機能増進加算されております。取組集落数が減ってきていると聞いていますが、増進加算でどのような効果を得ようとしているのか。

5つ目。中山間地域等直接支払交付金事業は今年度から勾配50分の1以上の緩傾斜地まで拡大しています。対象地区の集落は全て活用される見込みなのか。

6点目。現在、継続して農業における収入保険加入促進事業があります。収入保険の加入者はどれぐらいなのか。これは気象リスクや獣害リスクに備えたものだと思うが、どうか。

7点目。新しい栽培技術、直播栽培の動向はいかがか。地元西大路では乾田直播の取組をされております。町はどの程度把握されているのでしょうか。

8点目。美味しい近江日野米をブランド化し拡販していくことを考えたい。町内飲食店や日野町内の企業の食堂での使用、ふるさと納税での返礼品としてのお米の拡大、安定的に購入してもらえる諸団体等の発掘など、アクションは起こてきてているのか。

9点目。日野町で栽培された近江日野米を購入するにはどこがあるのか。以前はジエネット日野で精米してもらって購入できたが、どうか。

10点目。オーガニック米の学校給食が月1回、全校に拡充されてきて喜ばしく思っています。現在は生産者のご好意により慣行米相応の価格で提供されていると聞きますが、かかる労力と、さらに増やしていこうとするなら、相当価格で購入して

いくことが望ましいと思います。町の考えはいかがか。

11点目。滋賀県のみどりの食料システム戦略推進事業において、日野町の蓮花寺、上迫の両地区が特定地域に指定されています。現在の有機米の栽培動向はいかがか。

12点目。桜谷地区においては農村型地域運営組織（農村RMO）を令和5年9月に立ち上げられ丸2年、今年は「米づくりオーナー事業」を約6反で進められ、8月30日には収穫体験の報道がございました。また、夏休みの学童の子どもたちに配食サービスを始めたともお聞きし、随分と活性化してきたと思っています。次年度からは自走していくことが求められていると言われています。まだまだ資金面での支援も欠かせないと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 近江米を軸とした持続可能な農業についてご質問を頂きました。

1点目の、町が考える持続可能な農業経営体については、農業者には様々な方がおられます。認定農業者や認定新規就農者をはじめ、サラリーマンをしながら兼業農家をされている方、集落営農組織で農業従事されている方などがおられ、規模や労働時間、地理的条件等も様々であります。町としては、効率化や経営規模だけでなく、やりがいを持ち、地域を支え、未来を見据えて前向きに農業に取り組まれている方こそが持続可能な農業経営体ではないかと考えております。

2点目の、圃場や土壤条件に適した農業支援については、国の経営所得安定対策と併せ、滋賀県設定や町の地域設定枠により柔軟に対応しているところです。

3点目の水田活用直接支払交付金については、令和7年1月30日に今後の水田政策の見直しの方向性が示され、交付対象水田における5年水張りの要件は令和9年度以降求められないことが決定されています。今後は1か月以上の湛水または連作障害を回避する取組のどちらかを行えば交付対象水田となります。畠地化促進事業については、特にルール変更はございません。

4点目の、多面的機能の増進加算の効果については、これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援してきた長期中干し等の環境負荷低減の取組を、多面的機能支払交付金事業として地域で取り組むことにより、より効率的かつ効果的に実施されることが期待されます。

5点目の、中山間地域等直接支払交付金事業の取組集落については、勾配50分の1以上の緩傾斜地の対象集落23集落のうち、17集落が取り組まれています。

6点目の、当町の収入保険の加入者数については、令和6年度末時点で76者となっております。収入保険は気象や獣害リスクをはじめ、災害や盗難、市場価格の低下による収入減少についても対象となります。

7点目の直播栽培については、当町でもこれまでから水田での取組がございます。

今回ご質問の乾田直播については新しい技術として報道でも耳にしており、町内では西大路の1法人が取り組まれていると聞き及んでおります。

8点目の、近江日野米の販売拡大へのアクションについては、JAや他の自治体との連携を検討しています。ただ、おいしいというだけでは消費者へのアピールに欠けるため、他産地の米との差別化等をしっかりとアピールする必要があると考えています。JAでは近江米新品種の「きらみずき」について日野環境こだわり米部会の中にきらみずきグループを設立され、令和7年産米から有利販売の準備を進めていただいております。このほかに、有機米の出口対策やふるさと納税での返礼品として米を扱う事業者を増やす取組も進めております。

9点目の、近江日野米の購入先については、全国的な米不足もあり、ジェネット日野においても4月頃より完売状態であり、令和7年産米が並ぶのを待つしかない状況です。今後、ジェネット日野だけではなく近江日野米が購入できる店舗等の検討をJAに働きかけたいと思います。

10点目の、学校給食でのオーガニック米の価格については、現在は試験導入であることから慣行米相当の価格となっています。生産に係る労力や経費等に見合う価格になることは当然のことですが、オーガニック給食を望まれる方のご意見等もお伺いし、毎年の計画の中で相談いただいているものと考えます。なお、学校給食以外で、農家所得に直結するようオーガニック米の有利販売を検討しています。

11点目の、特定区域の設定については、中山間地域で持続可能な農業を続けるため積極的に有機農業に取り組まれている地区を設定しています。両地区では様々な実証等を行っており、あぜのり面への防草シート設置による雑草対策の省力化や、乗用型水田除草機やアイガモロボ、水位センサー等のスマート農業による各作業の省力化等に取り組んでおられます。特定区域内の栽培面積は増加傾向となっています。

12点目の、桜台地域農村RMO推進協議会への伴走支援についてですが、本年で協議会立ち上げから3年目となり、農林水産省の農山漁村振興交付金による活動支援の最終年度となっています。協議会では自走に向けて、農地保全や地域資源活用、生活支援の取組で収益の期待できる米づくりオーナー事業やラジコン草刈り機派遣サービス、学童配食サービスなどの実証実験や検討を進められています。桜台地域農村RMO推進協議会が今後実施される各種事業に対し、支援できる制度を検討・提案していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、順番に再質問をさせていただきます。

1つ目の農業経営体のことは、多様な扱い手によって農業を支えていくことと、2点目の農業支援は、対象作物ごとの経営所得安定対策などの交付額が決められて

柔軟にできているということは分かりました。ただ、10年後の担い手にお願いすることができたとしても、今の農業をそのまま続けられるかという大きな課題があります。

といいますのは、今から何十年も前に整備された農地の区画整備の水路やとかU字溝の亀裂、漏れが指摘されている問題があります。これを全面的に改修しなければならない時期はそう遠くないのではないかなど、そんなことを思っています。今は農村まるごと保全向上対策で少しづつは直せるんでしょうけども、これでは何年もかかるわと、そんなお話を聞いており、抜本的に改善しなければならないと考えております。この点、町の考えはいかがでしょうかかということがまず1つ目。

それから、3つ目の水田活用の直接支払金のことは、5年に一度の水張りルールが見直されたことによって、よかったですと正直思っております。実際1か月以上の湛水は難しく、連作障害の取組やったらできんことないわと、そんな思いですので、そちらの方向で進むものと考えております。答弁は結構でございます。

4点目の多面的機能増進加算については、予算が今年度ついておりますので、その現状を聞かせていただきたいなと思っております。

5点目の、中山間地域直接支払交付金事業は緩傾斜地への拡大がされたものの、取組集落数が全てではなかったと。23の集落のうち17集落が取り組まれ、5集落が断念されているという現状を聞かせていただきました。なぜ取り組むことができなかつたのか、課題が何なのか、どう対応されてきたのか、お聞かせ願いたいと思います。

次、6点目の収入保険についてですが、名前のとおり市場価格の低下による収入減少も対象ということですので、今後、価格の低下に備えられるものだと理解させていただきました。ただ、加入できる対象者は青色申告をしている農業者さんに限られるということですので、現状、白色申告している農業者さんが青色申告をすることは、どこに違いがあるのかなというところをちょっとお聞かせ願えればありがたいなと思います。経営規模に縛りなどがあるものなのでしょうか、ちょっとその点をお願いしたいと思います。

また、納める保険料に国庫補助があって、町からも継続的に補助されております。ありがたいことだと思っています。どれぐらいの割合で補助をされておるのか、分かるのであれば教えて下さい。

7点目の乾田直播のことは行政も把握されておられるとのことですので、今後の動向を見守ってほしいなと思っています。

8点目の、近江日野米新品種のきらみずきが、JAさんの日野環境こだわり米部会が設立されて、令和7年産米から有利販売の準備を進めているということを今お聞きし、今年日野で収穫されたきらみずきが早速取り組まれていく、よい話かなと

思いました。期待したいと思います。どういった内容のものか、お聞かせ願えればありがたいです。

ほかにも有機米の出口戦略、ふるさと納税での返礼品で事業者を増やす取組も非常にうれしいことだと思わせていただきました。有機米に力を入れてもらうこともいいのですが、一般の農家さんも手がけておられる環境こだわり米「みずかがみ」も展開できればよいなと思っておるんですが、その点はお考えいかがでしょうか。

9点目の、近江日野米の購入先のことですが、「地元のお米を買いたいのですが」といった声をちょっと耳にすることがあります。何とかジェネット日野さんに復活してもらえばよいなと思っているんですが、これはもう引き続きお声かけ、働きかけ、これよろしくお願ひしたいなと思います。答弁は結構です。

10点目の、学校給食でのオーガニック米の提供も拡大され、これもありがたいと思っています。ただ、慣行米相当の価格で本当に赤字ではないかと思うのです。これから少しづつ増えていったりした場合に対応できるものなのか、いずれ見直しの時期が来ると考えていますので、その点はお願ひをしておきます。これも答弁は結構です。

11点目の、特定地域の2地区で有機農業の様々な実証実験に取り組まれていること、これもうまく軌道に乗ればよいなと思いました。ただ、有機農業に取り組まれている方は、地元西大路地区でも西明寺の方が取り組まれておったりして、ほかの地域でも取り組まれていることを聞いております。特定地域以外で生産されている有機農業者さんにとっても、この実証実験事業に取り組まれているものなのでしょうか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、10点目と11点目のオーガニックのこと、みどりの食料システム戦略、これ、通称みどり戦略といつて国が言っているんですが、私は令和5年6月の定例会の一般質問で、国が推進しているこのみどりの食料システム戦略のことをお話しさせてもらいました。そのときに、有機米の推進と環境負荷低減の取組を行って、オーガニックビレッジ宣言をして推進していくと、多くの交付金が頂けるというメニューのお話もさせてもらった記憶がございます。

あれから2年たってるなと思ったんですが、町も随分とこれらオーガニックに関しての取組も進んでいると思いますので、上手に見計らってこのオーガニックビレッジ宣言をして、「自然豊かで環境に優しいまちで、おいしい近江日野米を提供します」といったPRをすればよいのではないかと思うのです。町の考えをお聞きます。

最後12点目、農村RMO推進協議会の皆さんも本当に努力していただいているなということを思わせていただきました。これはよい先進事例になっているのかなと思いました。広報もしっかりされているし、テレビニュースにも即なったりして、

こうやって新聞にも掲載されて、さらに人の輪が広がっているなど、大変申し分ないと思っています。

新たに支援できる制度を考えてみると、この夏、学童の配食サービスをされたことで好評やったということをお聞きしましたので、この配食サービスの横展開ができればいいなど。例えば福祉なんかに横展開すれば福祉からの支援を頂けるとか、そんなことも可能かなと思わせていただきました。これもよく推進協議会と連携していただいて推進していただきたいと思います。これもお願いにさせていただきます。

再質問はそうしたら、農地の水路の根本的な改善のこと、それから多面的機能増進加算の現状、それから中山間地域等直接支払交付金事業での取組集落数が少なかったことの要因、課題、対応策、それと収入保険のこと、近江米新品種きらみずきの有利販売のこと、これが環境こだわり米みずかがみにも展開できなかといつたこと、それから有機農業の特定区域以外での取組をされている農業者さんの対応のこと、最後、オーガニックビレッジ宣言のこと。以上、ちょっとたくさんありますけども、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま山本議員のほうから再質問を頂きました。

まず、冒頭に地域計画のことに触れていただきまして、ありがとうございます。日野町はおかげさまで担い手の決まっていない圃場はないということで、それは保全管理という部分も含めての割当てでございますので、全てが全て青々とした、そして黄金色の米や麦や大豆ができているかというと、そうでなしに、保全管理の部分も含めて人が張りついている状況が一旦はできたということでございますので、全てにおいて100パーセントいけたというような状況です。それで終わることなく、今後より完成度の高いものにということで、毎年毎年また見直しもしていきたいなというふうに思っております。

さて、本題でございます。

再質問の1つ目でございますが、農業用の施設等が随分傷んできているということで、そのとおりかなというふうに思います。施設等をいかに維持管理しながらその寿命を延ばしていくかという、いわゆる長寿命化という部分につきましては、まるごとの交付金事業の中の資源向上支払いの中に施設の長寿命化というメニューがございます。水路の更新等の長寿命化を支援しております、事業採択によりまして、水路の事業採択については水路の劣化状況等によって判断されるというふうになっております。

令和6年度におきましては3組織が事業採択を受けて活動されているところでございます。なお、東近江地区で行われております国営の農地再編整備事業につき

ましては、令和3年から3年間にわたり国が地区調査等を実施されて、土地改良の事業計画案を作成されたというふうに聞き及んでおりまして、その際、国・県・市の担当者が計画をどのようにしていくのかということで関わってされたというふうに聞いております。今年度から順次事業が始められればいいなというふうに、計画を進められるというふうに聞いているところでございます。

それから2つ目の、多面的機能の増進加算の取組についてでございます。多面的機能の増進加算につきましては、令和7年度におきまして27の組織が取組を実施しておられます。実施にあたりましては、昨年度と今年度に対象集落に対しまして説明会を開催しておるということでございまして、水管理等を通じた環境負荷低減の活動の強化等に1筆でも取り組んでいただきますと、反当たり300円の加算が得られるというようなものになってございます。

3つ目の、中山間地域等の直払交付金の緩傾斜地の取組をされない集落があるということでの理由をお尋ねでございます。理由といたしましては、役員の成り手不足や事務手間、そして、対象農用地が限定的であることで集落が一体的に取組が難しいといった、そういうような声を聞いておりまして、また、対象農地を長期的に保存できる見込みが難しいというようなことも理由として挙げておられる集落もございます。

町としましてはできる限り取組をしていただきたいということで、昨年度から対象集落に対しまして個別に説明を行うなど丁寧な対応に努めてまいったところでございます。事務手間の軽減策も、提出書類の工夫ということでデータ入力する箇所をできるだけ少なくするなど、そういうようなことを行いまして支援をしてきたところでございます。

今後、取組をされなかつた対象集落に関しましても、国の予算の関係もあるわけなんですが、来年すぐにということにはいきませんが、もし取組をまた再開あるいはスタートしたいということであれば、令和9年度以降からの取組を開始することも可能でございますので、引き続きできる限りの支援等も努めてまいりたいなというふうに思っております。

4つ目の、収入保険の関係で青色申告をすることのメリット等をお尋ねいただいたかなというふうに思います。青色申告の何よりのメリットにつきましては、控除金額の大きさというものが挙げられるかなというふうに思います。お人さんによってその収入、所得状況が変わりますので、ご自身で税務署なりにご相談いただくなりシミュレーションをしていただいて、有利なほうを取っていただければなというふうに思うわけでございます。

そういう青色申告をしていただくことを条件に収入保険に加入できるというふうになっておったんですが、これまで収入保険に入るのに2年以上の青色申告

の実績が必要であったものを、令和6年1月の加入からは1年分の青色申告の実績で加入できるようにされるというふうにしておりまして、国のはうは収入保険の制度についても改善していただいておりまして、より多くの方に加入していただこうというような工夫をされているところでございます。

国の補助金につきましては、保険料の50パーセントが国庫補助、また、積立てタイプもございますので、そちらにつきましては75パーセントの国の補助が入っているというようなものでございます。

5つ目の、日野の米をいかに有利に売っていくかという、きらみずきでの取組のお話でございます。このお話につきましては、議員がおっしゃいましたように、柚木議員からも何とか日野の米を日野町の米として売っていくことができませんかというようなご質問等も頂いておったわけでございます。堀江町長の就任のときからも、日野の米はうまいということで、何とか日野だけの米で売れませんかと、私も課長になりましたから、また方々のところで、そしてまた、いわゆる稻作経営者会の皆さん方からもそういうようなご意見等も頂いておって、関係機関等に働きかけもしておったところでございます。

そういった日野町産の日野の米としての販売につきましては、このたびJAグリーン近江が先ほど申しましたようにきらみずきグループをつくりましてやっていくということになったわけでございます。米とか食品等を販売する事業者と協力いたしまして、日野町産の、今回、令和7年産のきらみずきを特殊な精米技術を用いて金芽ロウカット玄米として加工した上で、日野町の米としてコープしがさん等から販売いただけこととなりました。後日、JA等の関係者とともにお披露目の機会を設けることができればというふうに考えているところでございます。

こういったものをみずかがみ等の慣行米とかにも拡大できないかというご意見等につきましては、直ちにというのはちょっと難しいかなというふうに思います。こういった特別栽培米でそういうのをお望みされる消費者の方々に確実に届けることによって需要が伸びていけば、さらにそういう特別栽培米の生産を生産者の皆さんにお願いする、そうすると所得の向上につながるという部分がございまして、いわゆる生産とそしてまた実需のところがつながる、そこが太くなればなるほど生産者の方はたくさん作っていただける。それがいわゆる、いずれまた慣行の米のほうにも広がっていけば、1つの手応えとして慣行栽培のものでもやろうじゃないかという動きもつながる可能性はゼロではないかなと思います。

ただ、どこの地域におきましても「うちところの米はうまい」というふうに言っておりまでの、その「うまい」をどういうふうに消費者のほうに響いて届けるかということにやはり工夫をする必要があるかなというふうに思います。区別、差別をしながら、これだけの違いがあるものを「どうぞお試し下さい。ご賞味下さい」

ということで訴える必要があるのかなというふうに思いますので、まずは特別栽培米での実績を見ていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、特定区域以外でも有機農業に取り組んでいる方がおられるというお話を聞きいたしました。特定区域以外でも環境負荷低減等のこだわりを持って生産される方が複数、日野町内にはおられます。地域や圃場によりましても雑草対策やその効果に違いもございますので、試行錯誤をしながら取組をいただいているところでございます。

最後、オーガニックの取組についてご質問いただいたかなと思います。オーガニックビレッジの宣言に向けてといいますか、オーガニックの取組につきましては、昨年度はオーガニック給食に関する映画の上映会を市民団体の方と一緒にさせていただいたり、有機米でパックご飯を製造し、町村合併の記念式典等で配布等をさせていただいたところでございます。今年度におきましても、今後、周知・啓発に係る取組を進めていこうと考えているところでございます。

町は慣行農業、環境こだわり農業、そして、さらに深掘りした有機農業のいずれも大切な取組と捉えておりまして、今後も実需者に合った生産が続していくよう、当町の農業を守っていく必要があるというふうに考えております。オーガニックビレッジ宣言につきましては、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民の参画、そして有機農業の生産から消費までを一貫して取り組むモデル的な地域として、近い将来にこのビレッジ宣言ができればいいなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それぞれお答えいただきまして、非常に、さっきの特別栽培米きらみずきの拡販について、ロウカット玄米のやり方、あんまり知れてないんですけども、そういう工法を使ってされたものを販売していくと、非常に特徴あるお米になるのかなという思いをさせていただきました。

そういうことで差別化して販売していくということは、非常に日野町の米が、何というか、有名なといいましょうか、魅力になるといいましょうか、そんな形でなるのが第一歩かなと。それから、慣行米にも広がればいいなということを思わせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと気になったのが、やっぱり中山間地の事務手間で、取組集落数が、まるごとでもそうやったかな、取組集落数が減っているというのが、ちょっと事務手間のところとかが気になるところがございまして、そういうところの、何といいましょうか、前も柚木議員のときと同じようなお話もあったと思うんですが、少しサポートしていただける外部団体でもあればなということを、町職員さんが気張ってサポートしていただいているのは存じ上げているんですけど、それでもやっぱり手間

が、職員さんの手間もかかるだろうし、少しそういう点が考えられないものなのか、その点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 山本議員から再度質問いただきました、中山間やまるごとの事務手間が大変なので何とか軽減できないかというようなことでの質問でございます。やはりこの部分については課題というふうに町も思っておりまして、町でできるところの省力化については随分と手を尽くさせていただいているところでございます。

この先でいいますと、他市町でいいますと、やはり広域の組織といいますか広域でそういった事務をしていただくようなものをされておったり、あるいは外部委託ということで、そういうようなことにたけた事業者さんに書類作成等をお願いしたり、もちろん有料にはなるんですけども、そういったものがございますので、町でもそういった事例をちょっと研究して集落組織や団体のほうにご提案ができればいいかなというふうなことも考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 今お答えいただきました。広域でとか外部の委託も視野にあるということでございますので、そういう面も考慮してちゃんと、せっかく交付金があるので使っていただければありがたいなと思うので、また推進していただきたいと思います。よろしくお願ひします。1番目の質問は終わりにします。

続きまして、2問目の質問に参ります。G I 認証「近江日野産日野菜」の生産拡大について。

これ先ほど西澤議員も日野菜のことについて質問していただきました。大変関心を持っていただいて、うれしく思っています。質問のちょっと視点が異なっていますので、私も同じように文書を読ませてもろて進めさせていただきたいと思います。

G I（地理的表示制度）の認証を受けた日野町の伝統野菜、近江日野産日野菜の秋作の播種作業が始まりました。この記録的な猛暑の中、雨不足の中、芽出しに水やりをしなければならず、きっちりと発芽するのか、いつもどおりの美しい日野菜が取れるのか。私も本格的に栽培を始めて5年目になります。変化が激しい気象条件に気をもんでいるところでございます。

今年の春作においては降雨の影響で水田で栽培することは断念、家の畑地と鎌掛の長野団地の圃場をお借りして栽培してみました。家の畑地では順調に収穫できたものの、鎌掛の長野団地の圃場では根こぶ病という、根にこぶができる病気なんですが、対策を施したにもかかわらず再度根こぶ病が発生して、根本的に土壌改良しなければならないと頭を悩ませています。長野団地の砂地のよい圃場を何とか守らなければならない。私の圃場だけではなくて、ほかの圃場でも根こぶが出てきてい

るという情報も得ております。そのためにはどのような対策を打てばよいのか、今、勉強させてもらっているところでございます。

さて、このような状況ですが、近江日野産日野菜は、行政、JAさんによって新たに商品化も進み、日野菜の焼酎のことですね、本場の日野菜漬け、日野菜加工品販売、PRにも奮闘され、ホテルや飲食店での日野菜の提供拡大、地域の皆さんとの日野菜漬け教室など、様々な協力があって、知名度、産地ブランドとして随分と浸透してきたと思っています。ありがたいことです。

いま一度、私が作させていただきました参考資料、これ日野菜のPRをするのに使っているんです。「原種日野菜の歴史」、それから「美味しい日野菜の秘密」、右上の写真、これは私の圃場なんです。また見て下さい。それから3枚目が、行政、JA、生産者が一体となった取組として、日野菜の生産拡大の動向やとか、それから、一番下の行なんですが、JA、行政、生産者が一体となって、町では日野菜を町の宝として位置づけ、日野菜振興に取り組んでいただいていると。

平成30年にはJAグリーン近江が日野菜を中心とした日野農産物加工施設を建設され、学校給食にも日野菜漬けや日野菜コロッケを提供。令和6年12月に日野菜を使用した日野菜焼酎を販売、ホテルや飲食店での利用や都市部での販売・PRを頻繁に行っていただいていると。こんな資料を使って、日野菜を作つてやということをお願いして回っています。

そんなことをちょっと紹介させていただいて、日野菜の加工品販売も好調であることから、生産拡大は必須となっています。現状の栽培実績値、日野菜漬けなど加工品生産状況などを確認しながら拡大を考えていきたいとおり伺います。

1つ目。日野菜の栽培面積の実績値、令和5年度、6年度、7年度春作の面積は増えてきているのか。

2点目。JA加工品の生産数量の実績値、令和5年度、6年度、伸びはどうなのか。

3つ目。JA加工品の販売数量の実績値、5年度、6年度、伸びはどうなのか。
4つ目。昨年秋作、今年の春作で日野菜焼酎が製造されました。販売状況はいかがか。ほかに新しい商品開発は進めているのか。

5点目。令和7年度に日野菜振興施策として、特色ある地域活性化事業の取組がございます。事業の進捗状況はいかがでしょうか。

6点目。昨年、今年と鎌掛長野圃地において薬剤散布を施したにもかかわらず、根こぶ病に侵された圃場が少なからず存在しました。対応策は考えられているものなのか。

7点目。日野町の伝統野菜、近江日野産日野菜をもっと全国に広めたい。販路拡大や生産意欲の向上のための施策は考えられているのか。

以上、お願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 近江日野産日野菜の生産拡大についてご質問を頂きました。

1点目の、日野菜の栽培面積については、令和5年度が約5.7ヘクタール、令和6年度が約5.5ヘクタール、令和7年度の春作が約2.2ヘクタールとなっています。直近の令和7年度の春作の面積は前年度の春作の面積約0.5ヘクタールから大きく増加しております。

2点目の、JAにおける日野菜加工品の生産数量については、令和5年度は約7万6,000個、令和6年度は約6万6,000個となっております。令和6年度は原材料である日野菜の出荷量の減少が影響しております。

3点目の、JAにおける日野菜加工品の販売数量については、令和5年度が約7万3,000個、令和6年度が約6万3,000個となっています。2点目の回答と同様の理由により、出荷量の影響により販売数量も減少しております。

4点目の、日野菜焼酎の販売状況については、昨年製造分は約2週間で完売し、今年の製造分についても8月に販売を開始され、順調にお買い求めいただいていると聞いております。新たな加工品については現在、日野菜のタルタルソース等の開発を進めています。

5点目の、特色ある地域活性化事業については、昨年、原材料となる日野菜が不足したことから、JA加工施設へ日野菜の出荷を促す支援策として、JA加工施設の買取額と同額を町から助成するものでございます。既に春作を出荷いただいた全員への支援は終了し、これから本番となる秋作についてもより多くの方に日野菜を作付いただき、加工施設へ出荷いただけるよう、JAとともに生産者への働きかけを強めてまいりたいと考えます。

6点目の根こぶ病対策については、県農産普及課の普及指導員やJA営農指導員と連携し、土壤分析を実施し、適切な薬剤の組合せ等による技術対策を検討しています。引き続き、安定した栽培が行えるよう技術的な支援を進めてまいります。

7点目の、近江日野産日野菜の全国へのアピールについては、今年12月に町村合併70周年記念事業として「近江の伝統野菜サミット」の開催を予定しております。県内の伝統野菜関係者が集まり、伝統野菜をどのように未来につないでいくか、アピールしていくかを議論できる場にしたいと考えております。

販路拡大や生産意欲の向上については、各種展示会への出展やイベントでの利活用等を通じ、さらなる知名度向上を図るとともに、日野菜生産部会をはじめとする生産者の皆様のご意見等を伺いながら考えてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 回答いただきました。今年、令和7年は春作が増加しているこ

と、この秋作でさらに増やさなければ、加工品の生産量、販売にも大きな影響を与えてきているものだと思わせていただきました。私も生産者の1人として頑張らなかんなど、そんな思いを持たせていただきました。谷口議員も若手として既に播種していただいたということを聞いていますので、一緒に課題をシェアしながら、拡大に努めていきたいなと思っています。

1つ目の再質問で、先ほどの西澤議員の質問で生産量の話が出てきましたが、令和7年は25トンから30トンの見込みやということなので、その生産量に見合った、要は春作が2.2ヘクタールやということなので、今年、何ヘクタール栽培面積を上げなあかんのというところをどう把握しておられるのか。目指すところはどこなのか、何ヘクタールなのか確認させていただきたいと思います。

それから続いて、飛ばして4点目へ行きます。日野菜焼酎も2回目販売されております。風味もこの2回目のほうが非常に日野菜の味がするなど、そんな思いを持たせていただきました。ふるさと納税の返礼品にもお使いするよということで聞かせてもらひたんですが、それはどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

5点目、特色ある地域活性化事業で支援もいただいております。大変ありがたいことかなと思っております。これでより生産拡大できればいいなというふうに思っています。ただ、今年度以降も継続してもらえれば、より生産者の意欲も向上するのではないかと思っていますが、その点、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

続いての根こぶ病対策は、私も一緒にになってテストトライをしていきたいと思っております。

最後、7点目の、「近江の伝統野菜サミット」ということを70周年記念事業でしていただけるということ、これもうれしいことだと思っています。これで日野菜をもっとPRして、伝統野菜を後世に引き続いているためにも、皆さんと課題を共有することも必要かなと、そんな思いで、いい試みだと思っています。具体的な日程やとか場所やとか、もう少し詳細が公表できるなら教えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。その点、再質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 山本議員から再質問いただきました。

まず、生産の必須となります栽培の面積でございます。目指すところはいつも10ヘクタールというふうに言っておりますので、そこが目標かなというふうに思っておりますが、当面はその8割の8ヘクタールというのが現実的なところかなというふうに思います。実際、近年そこまで到達しないということがやはり課題となっておりますので、いかにそこの面積に近づけていくか、これからが正念場かなというふうに思っているところでございます。

それから2つ目、日野菜焼酎のふるさと納税の返礼品としての扱いでございます。

こちらのほうは、ふるさと納税サイトのところに掲載されていることを確認しております。私も探したんですが、なかなかちょっとたどり着きにくかったかなという感じなので、ちょっとその扱いのサイトによっても見方があるのかもしれませんけれども、掲載されておりますので、載っております。

なお、この4点目に町長のほうもお答えいたしました日野菜のタルタルソースですが、今朝ちょっとJAのほうから話が入ってまいりまして、明日の氏郷まつりのほうで数量限定の先行販売をするというふうに決めたというふうに言っておりますので、朝、突然入ってきたニュースではあったんですが、明日また氏郷まつりへ行っていただいた方は、ぜひお買い求めいただければというふうに思います。

常温の保存が利くもので開発しております。今、最終的に賞味期限が180日もつかどうかというところの試験をやっております。120日まで今来ていますので大丈夫かなというふうには思っているんですけども、こちらの製品の発表は10月の町長の定例記者会見でお披露目させていただければなということで準備を進めているところでございますので、いましばらくお待ちいただいて、明日を楽しみにしていただければと思います。

それから、日野菜の加工場への出荷のための助成の関係でございます。そういうことが必要ではないか、継続する意思はどうなのかということだったかなと思いますが、予算を伴うもので来年必ずということを今ここではちょっとお約束は難しいかなと思います。しかしながら、単年度で終わるべきものではないかなというふうに思いますので、少なくとも複数年こういった取組をして、その間にしっかりとJAのほうにはある程度の高価格でやはり売れる仕組みのところに出していくってもらって、生産者さんのところに還元できる、そういうような流れをしっかりとつくってほしいということをお願いしておりますので、そういったこと、複数年の取組ができればいいかなというふうに思っております。

「近江の伝統野菜サミット」につきましては12月14日日曜日の午後の開催を予定しております。わたむきホール虹の大ホールで山形大学の江頭先生という伝統野菜の第一人者の方の講演を第1部に、そしてまた、その間ちょっと違う催しも挟みますが、後半はそういった伝統野菜に関わる生産者や県やJAや、そしてまた、いろんな業者さん等の関係者がグループワークをしてということで、課題の共有と解決に向けた取組について話し合ができますというふうにも考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

山本議員。

8番（山本秀喜君） 先ほど、タルタルソースも明日買わせていただきましょうと、

そんな思いをさせていただきました。農業、日野菜も入れ、どちらも随分と進展というか進んでいるなという思いをさせてもらいました。ただ、日野菜についてはもう生産者がいかに意欲を持って作ってもらえるかというところがキーになっておりますので、今後も我々も谷口議員と一緒に同じような仲間を増やしていって、生産拡大に努めたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

続いて、3点目へ行きます。3点目、民間による鳥居平・松尾工業団地の産業立地から見える課題についてに入っていきます。

鳥居平・松尾の地先で工業団地の造成工事が始まりました。約60ヘクタールの大規模な工業団地が新たに造成されることになります。造成区画は11区画の予定であることを聞かせていただきました。

私はこの鳥居平・松尾工業団地の造成整備計画のことを令和5年9月議会定例会で一般質問し、以降、産業建設常任委員会などで進捗や道路問題などを伺ってまいりました。民間での工事といえども、町の発展に大きく影響し、魅力ある産業立地とし、一刻も早く企業誘致にも取り組んでいかなければならない、そう考えているからです。

企業の進出は言うまでもなく税収増につながり、雇用も生まれます。商業も活性化し、まちにさらなるにぎわいも生まれてくることでしょう。期待が大きいものの、既存の大手事業所、第1・第2工業団地にも多くの事業所が操業され、朝夕の通勤渋滞や交通安全の問題、雇用確保の課題も考えられます。また、造成期間中や工場建設工事期間中における住民の皆さんの生活環境への影響も低減させなければなりません。造成工事の現状確認と今後想定される課題について、以下のとおり伺います。

1つ目。現在、造成工事が進められているが、完了予定はいつの見込みなのか。

2点目。工事会社との課題共有、情報交換は町が大きく関わっているのか。

3点目。造成工事期間中における生活環境（騒音、振動）について、月1回のモニタリング調査は計画されているのか。現状、問題は発生していないのか。

4点目。進出企業が建設や操業を始めるとなると、通勤時間帯の渋滞を懸念している。交通渋滞にならないように、道路の拡幅や信号機の設置など公安対策は考えられているのか。

5点目。企業誘致の窓口は役場商工観光課になるのか、外部委託されるのか。

6点目。地元雇用のよい機会となります。地元雇用に対して創業支援は考えているのか。

7点目。創業に対して人材が確保できるのか。県下各地には多くの企業が存在し、業種によっては人手不足が年々深刻化していると聞きます。雇用確保のためにも町から若者の流出を防ぐ必要があり、もう少し柔軟に住宅施設建設を可能にしていく

必要がございます。そのためにも都市計画制度の緩和が不可欠、町の取組状況を伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 工業団地のご質問を頂きました。

1点目の、鳥居平・松尾地先での工業団地の造成工事の完了予定時期につきましては、第1期の事業用地の造成完了は令和10年3月、第2期事業用地の造成完了は令和12年3月の予定と伺っております。

2点目の、開発業者との課題共有や情報交換などの町の関わりについては、地域住民の生活に影響を及ぼすことが予想される道路環境、生活環境に係るもの、造成後、町に帰属する工業団地内の道路や上下水道などのインフラ整備についても、開発業者と課題共有を図り、必要に応じ、適宜課題解決のための情報共有を行っております。

3点目の、騒音等のモニタリングについては、これまで現場作業員によりモニタリングされていましたが、工事車両の出入りが多くなってきことから、今月から専門の調査業者によりモニタリング調査をされると伺っています。なお、これまで工事に関する騒音および振動の苦情は町には入っておりません。

4点目の、周辺道路の渋滞対策については、新たな信号機の設置計画はありませんが、国道307号に新しく計画されている交差点は株式会社橋本倉庫より大谷側の位置に計画されており、丁字交差点で左折進入、左折退出の構造となっております。また、国道307号の大谷交差点には右折レーンを新設する計画となっております。

5点目の、企業誘致の窓口については、当事業用地の開発業者が行っているところです。また、町も滋賀県と連携した事業用地紹介を行っており、官民両面から企業誘致に取り組んでおります。

6点目の、地元雇用に対する創業支援については、町独自の施策としまして雇用促進奨励金を交付しています。これは町内に住所を有する方を雇用された場合に、雇用人数に応じて一定の交付金を企業に交付するものです。これにより地元雇用に対する支援を実施してまいります。

7点目の、都市計画制度の緩和に向けて、町の取組については、滋賀県知事への要望事項に都市計画制度の緩和を重点要望として挙げ、規制の緩和を要望しているところです。特に市街化調整区域の規制が緩和されるよう、今後も取組を進めてまいります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、再質問してまいります。

造成工事は1期、2期に分けて工事をされることを伺いました。第1期分は令和10年3月、造成区画は全部で11区画と聞いていますので、その分、何区画が第1

期に当たるものなのでしょうか。

水道、下水道も含めたインフラ整備も完了する、1期分のところは1期分で完了していくことの理解でよろしいでしょうか。

あと、第1期分が完了すれば、第1期分のところだけ企業誘致に進んでいくものなのか。そういう点をちょっとお伺いしたいと思います。

2点目の、課題共有、課題解決のための情報共有は行っているということなので、これはもう継続してよろしくお願ひしたいと思います。

3点目のモニタリング調査も、専門の業者を入れるということですので、きっちりと調査されることは企業の企業倫理にもつながることだと思いましたので、これもよろしくお願ひしたいと思います。

4点目の周辺道路としては、新しく工業団地にできる交差点として、307号線沿いに左折進入、これは多分、東近江から来て曲がる、左折するというもの、そして左折退出の、この一方通行制にすることを今お聞きしました。もう1つは、現行の大谷交差点に右折レーンを新設するということです。

もう1つ、見させてもらったところ、白寿荘前にT字の交差点ができる予定ですが、先ほどの307号の左折進入、左折退出となると、工業団地から東近江方面に行く場合は白寿荘前のT字路の交差点の交通量がちょっと増えるんやないかなと、そういう心配をしております。交通量が少なかつたらいいんですけども、多くなつた場合、渋滞となつた場合、安全のために信号機の設置の可能性は考えられるものなのか、その点をお伺いします。

5点目の企業誘致の窓口は、事業用地の開発業者が行つていて、官民両面で取り組むと。これも取り組まれますので、官民両面でサポートをよろしくお願ひしたいと思います。現時点で企業誘致について、企業さんからここに来たいわというご相談など来ているものなのか、ちょっとその状況を教えて下さい。

6点目の、現在も創業支援されていますということですが、何年間使えるものなのでしょうか。それと、現状の雇用促進奨励金の活用実態を教えていただきたいと思います。

7点目、私は以前から、企業誘致はできても人材が集まるのか、このことを非常に心配していることを話させてもらっています。地方の人口減少、若者の転出増加、今は高度成長時代と全く異なります。都市計画制度と市街化調整区域の緩和を重点要望として挙げていただきていること、大きく進んでいるなというふうに思いました。ありがとうございます。県に要望された、そのとき柴田主監も同席されたということを伺いましたので、要望を受けて県はどんな感触やったのかなということをお聞かせ願いたいと思います。その点、再質問します。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま山本議員のほうから再質問を頂きました。

まず1点目の、第1期工事の区画は何区画あるかということでございますが、現在聞かせていただいているのは6区画が第1期工事というふうに伺っております。

上下水道のインフラも同時にされるのかというところでございますが、その1期工事の中に町道、町道というか道路が全て入っておりますので、その道路敷に上水道・下水道管が敷設されるということでございますので、その時点で完了するものというふうに考えております。

そして、第1期から企業誘致をするかということでございますが、第1期の令和10年3月の完了をもって第1期の中の工事の区画の分譲が始まるということで聞いております。

続いて、交通渋滞対策でございまして、白寿荘前の東近江方面に抜ける車等が集中する可能性があるので、信号機の設置についてどうかというところでございますが、現在の協議の状況の中では東近江警察署から信号機の設置についての必要性の指示というのではありませんが、今後、工場の進出が増えて、通勤者が増えることで安全面や渋滞等の課題が発生した場合には、信号機の設置についても町と工業団地が協力して要望してまいります。

続いて5点目の、企業誘致の契約状況について既にどれぐらいのお話があるかということでございますが、窓口は開発業者でございますので、詳細については把握はなかなか難しいところがありますが、今年度に入って役場のほうに問合せがあったのは3から4件ぐらいの問合せがございまして、その都度、開発業者につないでおります。同時に、県のほうにも問合せがあった場合は、県を経由して開発業者のほうに紹介されているということでございます。また、開発業者においても随時その商談が進められているというふうに聞いております。

6点目の、雇用促進の奨励金につきましては、この奨励金の期間は3年間ということでございまして、現在の活用状況は、既に1社が令和5年から令和7年の3年間でこの奨励金を受けていただいておりまして、その状況としましては、新規雇用者がそこの会社は11名、町内が11名、障がい者雇用で1名ということで、合計130万円の支出を令和6年でさせていただいています。

併せて工場設置の奨励金もその企業は受けさせていただいていまして、固定資産税のうち土地に相応する部分の額の範囲内ということで、令和6年度は382万1,000円の支出をさせていただいております。

そして、最後に、都市計画制度の緩和についての県の反応というところでございます。7月に知事要望に伺いまして、町の一番の要望ということでさせていただきました。この際に奈良県の事例を挙げまして、市街化調整区域にあっても、奈良県の場合ですが、町の計画がしっかりと位置づけをされていて、乱開発にならない範

囲で住宅地や店舗等の建築ができるような土地の利用の緩和を図られたという事例がございまして、それを基に要望を滋賀県でもできないかというところで、要望をさせていただきました。

知事のご回答の中では、奈良と滋賀はその時々の条件も違うということではございますが、実際の課題について県も一緒に考えていきたいというようなところで、町に寄り添って、どうしたら町の思いがかなうのかということを、県でもワーキングや相談に乗っていきたいというところで、知事ご自身もこの奈良の事例については勉強したいというようなお言葉を頂いております。

そのような判断でございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） この件も順調に進められているなという思いをさせていただきました。

最後に、昨日も後藤議員のほうからこの市街化調整区域の緩和の話を質疑のほうでされていましたけども、企業の進出とともに日野で雇用の確保ができるなら、両面で、固定資産税、それから今の法人税、それから住んでいただけるならそこにも税収が見込める事となりますし、人が来ることによってやっぱりまちが活性化すること、大きく日野町に寄与できるかなと、そんな思いを思っております。

一度、副町長がこの件について熱い思いを持っているということを聞いておりますので、今の都市計画制度、とりわけ市街化調整区域の緩和の必要性とできる可能性がどれほどあるのか、この点、副町長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 山本議員から意気込みをみたいなところをいただきましたけども、先ほどからありますように、都市計画法自体がもう50年以上前に定められた。当然その当時からいえば人口も右肩上がりで、さらにいろんな開発計画がどんどん上がってきていると。こうした中で、その町を守らなあかんということから言えば、私は大きな役割を果たしてきたなど、それは十分承知しています。

ただ、50年を超える経過の中で、途中から人はだんだん減ってくる、開発をどうやこうやというそんなエネルギーもどうやという中で、今までいいのかという中でちょっとずつは見直していただいているけども、実際に今その地域を守っているそれぞれの市街化調整区域の集落がどういう状態なんだと。これをどうしていくのか。

それ今、その土地を守っているのは集落ではないのかということも含めて、秩序ある土地利用をしようとするならば、そこの規制で、ここおかしいんちゃうか、ここはなぜだ、これは何でこうせなあかんなというところをしっかりともう一度議論して、町の思いを伝え、そして、いろんな政治的なこともありますけども、ま

ずはやっぱり行政の中で、しっかりとそこを詰めていく必要があるのではないかと、
このように考えておりますので、またどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 副町長の熱い思いを聞かせていただきました。

以上で私の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、今日の最後の一般質問となります。もう大変、皆さんお疲れかと思いますが、お付き合いをお願いしたいと思います。

私は通告書に従いまして、大きい問題、大きい2問で、分割方式で質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1点目は、町消防団の定数と集落の現状についてということで、これは7月末の行政懇談会、西桜谷地区の行政懇談会でこれが1つの大きなテーマになりましたので、そこで区長さんはじめその地域の人の多くの意見だったというようなことで、これを受けた私も質問させていただくことになります。

西桜谷地区では町の消防団の団員確保の困難さについて現状が述べられて、定数の見直しを求める要望が強く出されました。その要旨はどういうことかというと、消防団員の定数、西桜谷地区については現行、各字4名の5字で20名、第2分団は東桜谷、西桜谷を合わせてなんですか、そのうち西桜谷分の20名を選出することは現実的、物理的に困難だと。3分団編成の見直し等を行って、定数の地区割り人数の見直しを要望。

仮に団員定数185人を町の人口割、単純平均で割ると、西桜谷地区は約9人の団員数と試算されると。その単純平均9人のところを現在は20名出している、こういう現状だと。これを何とかしてくれというのが地区の行政懇談会の要望書です。

このことは数年前から指摘されており、近いうちにも予想される南海トラフ地震とか集中豪雨等の大規模災害を前にして、消防団の必要性を否定するものではありません。これはもういささかも減じるものではない。そのことはまず大前提として申し上げておかないと、定数を減らしたらええやないかというようなことを言うて、大きな災害が起こったらどうすんのやということになると、それは問題ですので、決してそういうことを言っているわけではございません。

このことは十分承知の上で、若者流出を食い止め、団員確保に努める役員の労苦、次、誰になってもらうかというのは区の役員さん、主として区長さんが次の候補者を選ぶという作業をやっておられますので、その区長さんをはじめ区役員の労苦には多大なものがあります。

団員の人数については、総務省が「消防力の整備指針」という文書の中で、「総消防団員数の確保方策」というところがあって、そこでは人口10万人当たり563人

を標準とすると、こういう規定があるわけです。ただ、これは面積やとか地域の歴史等様々な条件があって、10万人当たり563人というのを機械的に決められるものではないというふうに、もちろん総務省自身がそういうふうに言っています。

ところが、どうなのかというと、団員減少については全県的な傾向です。これお手持ちのタブレットに表があるかと思いますので、表1を見ていただくと、赤い折れ線グラフと青い折れ線グラフがあるわけですが、赤い折れ線グラフのほうが消防団員です。青い折れ線グラフのほうが消防吏員。消防吏員ということはいわゆるプロの消防職員です。初めはもう消防団員のほうが圧倒的に多かったんですけど、それが今ではもう完全にもう減ってきていると、こういう状態。これ滋賀県のホームページから抜粋したものなんですけれど、こういう状態になっていると。近年、特に急激に減ってきてている、そういう状態になっているわけです。

これらのこと前提にして、日野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例というのが昭和41年、もう大分前になるわけですけど、1966年かな、私がまだ中学生やったときやと思うんですけど、そのときに制定された条例第19号。もちろん、そこから改定があったりして、一部改正が平成2年6号、これが一応、現在も使っている一番直近の数なんですけれど、その第2条にあるのが定員185人という数字です。この根拠およびそれに基づく町内3分団制のいきさつ、何でこういうふうに3分団になって、こういう人数割になっているのかという、そこら辺のいきさつをお伺いします。

それから2点目。別表の3で見ると、日野町は県下でただ1つ、唯一、条例定数どおりに団員を確保している。条例定数が185で実団員数も185。そこを見ていたら分かりますように、ほかの市町は、あの18市町は全部、多い少ないの差はあるものの、皆、条例定数よりも少ない数になっているわけです。

そういう意味では、条例定数どおり出しているというのは本来あるべき望ましい姿を示している、基本的にはそういうことだろうと思うんですが、この辺、条例に反していても問題にはならないのかということです。じゃ、これ問題にならなんなら日野も減らしたらええやないかというようなことを言いたいわけではないんですけど、こういう状況をどういうふうに見るのかという点をお伺いします。これが2点目です。

それから3番目ですけれど、団員の平均年齢とか在職年数、これも同じこの表の中にそういう欄がございますけれど、それを見ていただいたら分かりますように、日野町は他市町より抜きん出て若い方々に就任いただいております。この点でも区役員の努力が大きい。つまり、どんどんどんどん若い人に当たって、「あんた来年やってや」というて頼んでいかんならんと。

そういう意味で区役員の努力が最も大きいと思われるんですけど、この辺につ

いて町当局、これは本当は団でないと分からぬのかも分かりませんが、町当局の見解をお伺いします。

それから4点目ですけれど、これ非常に残念なことなんですけれど、若者の町外、あるいは町外でなくとも町内でも、いわゆる在来集落に住んでいる人が団地等へ出していくという、こういう流出があるわけですけれど、そういう町外流出や団地等への流出の口実に、「何でお宅は出していくんや」言うたら、「消防がかなん」と。ポン操というのはもう皆さんご存じやと思いますが、ポンプ操法訓練大会の練習のことを主に言っているわけですが、「ポン操が負担や」と、こういうような声があります。これも、訓練なしでは現実の火災等に対応することは大変危険でありますし、訓練の必要性というのも十分承知の上で、団員の勤務形態の変遷、これは表2を見ていただいたら分かるかと思いますが、もう完全に以前と逆転しているわけです。

以前は自営業者とかそういう、つまりいつでも出られる、家にいらっしゃる方が主に消防団員をやっておられたんですけど、今はもう圧倒的に被雇用者、勤め人がほとんどなっていると。だから、朝早くに練習をして、そしてその後、勤務につく、どこかに出かけていく。特に遠くへ出していく人にとっては大変なんです。そういう状態になっていると。その勤務形態の変遷に見合う訓練の在り方についてどのようにお考えか、その辺の見解をお伺いします。

それから、行政懇談会を受けて団のほうでもさらに見直しを進めているんだというふうな話はお伺いしておりますが、その方向性であるとか、あるいは改革のスケジュールと、これもちろん、団のほうとの協議がないと行政だけで答えられるものじやないかと思うんですが、お答えいただける範囲で結構ですので、その辺りについてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） 日野町消防団の定数と集落の現状についてご質問を頂きました。

1点目の、消防団員の定数については、平成2年に定められた現在の定数について、有事の対応や団活動を適正に行える人数等を鑑み、消防団幹部会での協議を経て、これを維持してきたところです。また、3分団制の経緯と分団ごとの定数の根拠については、地域の特性を十分把握した効率的な活動のため、旧村単位のつながりを考慮し、定めたものであります。

2点目の、消防団員が条例定数を下回っても問題にならないかについては、消防団員の人数は災害時に地域の安全を確保するために必要とされる人数を条例で定めております。減員となることで防災力の低下や現役団員の負担増などが懸念されます。

3点目の、若い団員が多いことについての町の見解については、区長様をはじめ地域の皆様のご苦労に大変感謝をするところでございます。若い団員は体力や機動

性、また、広報活動におけるデジタルツールの活用等も期待ができ、何より将来の担い手の維持や地域の活性化が図れる側面があると認識しております。

4点目の、訓練の在り方については、若者流出の一要因となる声があることは認識しております。火災現場での安全確保の点から機械器具操作や指揮命令の訓練を行うことは大変重要ではありますが、町のポンプ操法訓練大会については、団員へのアンケート結果を基に幹部会で検討を行い、練習期間の縮小などを図ってきたところです。今後も町として団員の負担軽減を考えた消防団運営に引き続き努めてまいります。

5点目の、消防団員の定数見直しの方向性やスケジュールについては、先般の消防団幹部会に私が出席させていただき、具体的な数字は示しておりませんが、一定の削減を視野に入れた検討を行うことを消防団幹部にお伝えしたところです。人口減少が進む中、地域のご苦労に加え、火災や災害時の対応、平時の火災予防活動などを維持していくことも大切であるため、慎重かつ総合的に協議をしていきたいと考えております。

また、新入団員の選出時期に反映するよう、今後、幹部会での協議を経た上で必要団員数を決定していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

3つの分団が旧村単位のつながりから来ているということは、これはもちろんよく理解できます。人数的には、ところが、アンバランスです。そういう意味で、分団ごとの人数、それから定数をお伺いしたいと思います。

例えば、先に挙げましたように、西桜谷地区は人口規模が150人から250人程度の比較的似通った5つの集落から成っているためか、各字4名というふうに、もう半ば機械的に決められているんです。

これはほかの地区で、大きな集落やら小さな集落やらがあるところとはちょっとまた条件が違うかと思うんですけど、しかし、こういうふうな決め方は集落の区長さんには選出のプレッシャーが大変かかるわけです。分団をなくす形での公平を求めるに、例えばもう全町1団というふうな形にすると、これはまた出動機会の増加とか、それから、団員の仕事の中で、もし火事が起こったりしたときに残火処理というんですか、あとをずっと見てんならんという、そういう部分があるんですが、その辺でさらにまた団員の負担が今まで以上に大きくなると。

こういうことがありますので、ほんで、消防防災力の低下やとか負担増というの、これはやっぱり私としても不本意でありますし、地域の区長さんやらとしても、それはもちろん望むところではないわけです。そういう意味で、柔軟な選出の在り方、そういうことはできないのか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

それから、若い団員の問題ですけれど、若い団員が多いということは、組織論的にいえば、今、町長おっしゃったように、機動力があって、将来にわたって地域の活性化が図れると、それは回答のとおりで、大変望ましいことなんです。だけど、現状はどうかというと、仕事の面、あるいは家庭面、体力面などから、これはやむを得ず退団するという退団希望が多くて、結局、区役員はその代わりを探すために奔走していると、これが実情なんです。

だから、平均年齢が若いということは機動力があつていいんだけれど、入団を依頼する対象者の年齢がそこまで下がってしまっているというのが現状で、今はもうほとんど限界まで来ている。ということは、このままで行つたら今の若い団員はどうなるかというたら、後継者がいなければいつまでも続けなければならぬと。ほかの市町の平均年齢が高いという、そこら辺まで当然行くだろうと。次第に今度は平均年齢が上がっていくというふうに予想されるので、だから大変なことだと、そんなように憂慮しているわけです。

それから、ポンプ操法大会の問題ですけれど、ポン操の在り方が若者流出の1つの要因だという声があることは認識しているというふうに、今、町長おっしゃったわけですけれど、先ほどから申し上げているように、実際の火事や災害の現場に行つたときに、十分な訓練や心構えなしに立ち向かえば、それは団員自身やあるいは住民さんの命の危機にも直面する、そういう問題です。だから、こうした訓練をおろそかにすることは許されないと思うんです。だから、訓練は必要です。

ただ、先日も、私がこのことを質問するというふうなことを、長年、消防団員として活躍してこられた方と話をしておりましたら、その方は「ポンプ操法を身につけることは絶対必要や。そやけど、大会に出ることが必要やとは思わへんで」と、こういうふうなことをおっしゃったんです。このような声は何人かの方から私も伺いました。

ただ、大会に出ることで技術の俊敏さやとか正確さが高まるということももちろん確かやろうと。大会に出ることが名誉であって、それが励みになって団員の結束が深まって好循環が生まれる、そういうこともあったと思うと。その方の言い方です。けど、今の時代、ポン操が一因で消防を避けたいというふうに思われるしたら、そういうポン操大会というのもも考え直さなかんの違うかと。私よりも年上の年配の方ですけど。

難しい問題で、全町的な課題でもあるので、そういう意味で、今ご回答いただいたように、慎重かつ総合的に協議してとおっしゃったんですけど、一方、役員は早急な答えを求めている。その辺でどうなのかなということを伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君）　総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君）　ただいま加藤議員より再質問を頂戴いたしました。

まずははじめに、各分団の今の人数をお答えさせていただきます。第1分団59名で第2分団47名、第3分団員が70名でございます。

この3分団制を町が取っていることにつきましては、大きく4点、理由があると考えております。指揮命令系統が行き渡りやすいこと。例えば火災現場の指揮は団長なり副団長が現場本部で指揮を執るわけでございますが、最前線の火災現場では、やはり分団長が独自の判断で、やはり一定、権限を分団長に渡すことで早期の俊敏な対応ができるということで大きなメリットがございます。したがいまして、やはり小さな単位の分団というのは指揮命令系統が行き渡るかなと、1つあります。

それと、あと、全団員の出動でするよりも、それぞれの地先の火災に対応する、分団で対応したほうが、手当の問題もございます。必要な適正な手当の支出という面もございます。あと、他分団の出動が不要になるということで、団員さんの負担軽減にもつながっていくのかなと考えています。

そして、何よりも旧村単位のつながり、古くから旧村のつながりがあると思いますので、火災のとき以外、平時の会議や地域の文化祭行事への参加とか、そういうところも想像以上に大きなものがあると考えておりますので、やはり1つの大きな分団よりも3つの分団に分けてするほうが効率的であるという判断の下から分団制を敷いておるわけでございます。

西桜谷さんの例で挙げますと、各集落、今4名ずつ、現状は5名と3名、蓮花寺さん5名で野出さん3名が現状になっていますが、第2分団さんでいきますと、西桜谷でいきますと、5つの集落、基本的に4人ずつで20名という選出をいただいております。最終的には、これは分団の中での人の選出を決めていただくことになります。どうしても1つの分団で選出が難しい場合は、毎年、幹部会、新入団員選出の時期に、他分団からの応援とかそういう調整を幹部会でしておりますが、最終185人の定員に合うように各分団で調整を図っております。

ですので、分団内ですと柔軟な選出が、そこはできるのかなと。どうしても1つの集落で難しい、今の4人とか出すのが難しい場合は分団でご相談いただく。本年度は初めて、機能別消防団員といいまして、団員経験3年以上された方が有事の際だけ活動いただく。ふだんの訓練は参加の必要はないんですが、有事のときだけ活動いただく機能別団員制度を2名、第2分団に初めて活用されておられます。そういう制度の活用も必要かなと考えております。

次の、若い団員さんのことでございますが、早くに退団される方もたくさんおられる現状はどう思っているのかということでございますが、他市町と比較しまして、資料のとおり、団歴の浅い、つまり早くに退団される状況も、新たな団員を探されるという区長様のご苦労、大変なものとは十分に理解しております。一、二年とか早くに退団される団員につきましては、様々な事情があるとは思いますが、ポンプ

操法の訓練が大変とか昼夜を問わない火災の出動がとか、消防団に対する負担が大きいことが一要因となっていると推測します。

やはりこの現状をしっかりと受け止めまして、常に幹部会ではそういう議論はしておりますところでございます。ですので、早期の退団を少しでも防ぐために、また、団員の負担軽減につながりますよう、幹部会での協議、いろんな負担軽減につながるよう、町でも今まで対応してきましたし、継続した対応を考えていきたいと思っております。

続きまして、ポンプ操法について、いろいろ考え直す時期とか、確かに訓練は必要ですが、慎重な協議が必要という、ごもっともの話でございます。ただ、町では火災の種類に応じました地元分団の出動や実際の消火活動で何人の団員が集まるとか、そういう現状も考慮しなければなりません。また、現場でホース連結とか消火活動に必要な人数の団員も確保しなければなりません。

また、勤務体系の変わることに、様々な勤務体系のある中、必ず団員さんが集まる状況にあるとは限りません。常にそういう、何人募集していただけるかという見込みも必要でございます。そういうことを、いろんなことを鑑みまして、平成2年以来、185人という定員が消防団運営、町を守る防災力の上で一番、一番といいますか最も適正である団員数という判断をして、今まで至ってきました。

先ほども町長答弁ございましたが、その定員を割るということは、法的には問題はございませんが、一定185必要だと町が判断しているのに達しないということは、必然的に町の防災力も低下することになりますし、何よりも現役団員にかかる負担が大きくなると考えております。ですので、人口がだんだん減ってきている現状ではございますが、災害は人口減少に関係なく同じ災害が起きます。

ですので、この定員数等をいろいろ今後考えていくわけでございますが、その考える材料といたしまして、地域の負担軽減は当然考えていかなければならないことです。一定、町の防災力も維持しなければならない問題と考えております。実際の今、集落でどれだけの人数が、普通の20代から40代の人が何人おられるかという、今、算出を事務的にしているところでございます。そういうことも考慮しなければなりません。ですので、同時に現役の負担増の回避もしなければなりません。そういうことを総合的に判断して、今後検討していきたいと考えております。

ただ、今以上、やはり地域の自警団さんのご協力も今後必要になってくるかと思いますし、また、地域の新たなご協力、ご理解も必要になってくるとは思っているところでございます。そういう面から慎重に、今後、幹部会等で協議していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 基本的には今おっしゃっていただいたご回答でいいかと思うん

ですけれど、地域の現状というかそういう、団員が割と早く、辞めていくと言うたらあれかも分からぬけれど、そういうのに対して何か対策というのか施策というのか、そんなものは考えておられますか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、若い団員が早く辞める対策等の施策について再々質問を頂戴いたしました。

やはり、直接の施策ではございませんが、何度も申し上げておりますように、団員さんの負担軽減を図っていくことが間接的につながっていく、直接的につながっていくのかなと思っております。やはり早く辞められる原因で考えられますのが、訓練が大変とか、ポンプ操法訓練大会の練習の、早朝、朝早く起きるのが大変だとか、そういうことが要因と思われますので、極力その負担をなくしていく方向。

ただ、一定、朝の訓練、いざというときの操法の、そういう訓練を積み重ねないと、器具操作の安全面等もございますので一定は必要かと考えておりますが、やはり負担を少なくするように、一定ラインをキープしつつ負担をなくすようにすることが、やはりこの若い、早く辞めないようにしていただくような要因になっていくのかなと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 大変難しい問題だと私自身も思っております。だから、くれぐれもそういう、何というか、消防力の減衰になってしまったらいかんので、そういう意味ではしっかりと消防力を高めていく方向で物事が機能しないといけないという、これはもう基本だと思いますので、そういう観点で今後も一生懸命考えていただきたい、一緒に考えたい、そのように思います。

2つ目の質問に移ろうと思います。2つ目は国民健康保険税の問題です。

共産党の議員団として、高過ぎる国民健康保険税、国民健康保険特別会計制度の問題点について、これまでから何度も質問をしてまいりました。しかし、なかなか明快な回答がないままに国保税は年々引き上げられて、国保会計の将来展望も見えない状態が続いている、これが現状だというふうに思います。

そこで、これまでの議論を振り返りながら、現状と今後の展望をお伺いしたいと思います。

まず、国保の構造上の問題です。このことはもう今までから何度も言ってきましたし、多くの方がもうご存じやと思います。

国民健康保険制度というのはほかの医療保険、ほかの医療保険というのは会社なんかの組合健保、それから協会けんぽ、それから共済組合、それから後期高齢者医療など、そういうものに加入していない全ての住民を加入対象とすることで、いわゆる国民皆保険制度を支える仕組みであって、国庫が十分な基盤の安定を図るべき

もの、これが基本だろうと思います。

何で国が十分な基盤の安定を図るべきものなのかというと、その対象は自営業者、それから年金生活者、非正規雇用者等であって、1人当たりの平均所得が組合健保や共済加入者の半分から3分の1程度であるにもかかわらず、保険料負担は2倍近くもある、これが現状です。

新聞報道によりますと、今年度の県内市町の国保料、日野町の場合は国保税という言い方だと思うんですけど、の平均額は43万8,765円、これも表にあります。別表の4です。日野町は45万4,100円、平均よりもちょっと高い。こうなって、もう払えないという声が上がっている。

国は国保会計の行き詰まりを、本来あるべき国庫負担の増額ではなくて、被用者保険の適用範囲拡大、つまり、これまで国保やった人をできるだけ国保やない形で、協会けんぽに入る条件を広げたり、そんなふうにして、そしてそこを乗り切ろうと、そういう対応をして、その結果、その被保険者数の減少がさらに進むと。

75歳以上の国保加入者を後期高齢者医療制度という形にしましたから、切り離しましたから、その結果、団塊の世代が国保からもうほとんどみんな離脱する、そういう形になって、国保の被保険者がますます減少し、国保会計はもう言わば展望が見えなくなってきた、これが現状だと思います。

それに拍車をかけるように、あるいは、国が言ったからということかも分かりませんが、滋賀県は第3期国保運営方針に基づいて、保険料・保険税水準を2027年（令和9年）に全県統一すると、こういうことを言っています。既にもうそういう形で年々進んできているわけです。

物価高騰が社会問題になっている中で、米や野菜、あるいは食品などは日々メディアに取り上げられます。米がこんなに上がったと、今年はそのことが大きくメディアの話題になりました。所得税103万円の壁やとか社会保険料が生じる106万円の壁のことが問題になったりしましたが、高額の国保税のことは加入者以外ではほとんど話題には上りません。これが実情やと思います。

これらを踏まえて、1つ目です。国保加入者には高齢者や低所得者の加入割合が高いという、はじめに申しましたように構造上の問題があって、これ以上税額を上げることが、これはもう加入者の限界であるというふうに考えますが、その辺りの見解をお伺いします。

2つ目ですが、別表の4でみると、都道府県統一化提唱後の8年間で、日野町はその上げ幅がすごく多いんです。一番多いのは多賀町なんですが、日野町はその8年間で8万5,100円の値上げ。単純平均すれば1年に1万円ずつ上がっていると。県内で2番目、今申しましたように多賀町に次いで2番目の高い上げ幅やと。2年後に統一化が実施されれば、これまで税の収納率が。日野町はそういう意味で

は立派なんですよね。収納率が高くて、皆さんちゃんと納めてはって、生活習慣病予防などの保健事業のスコアも高い。

そういうことで保険料を今まで低く抑えてきたんですけど、そういう日野町にとって、だから、8年前は安かったわけです、ほかの市町に比べて。それが今、統一化に向かってどんどん進んできている中で、今後、日野町、これらの今までやつてきた努力要素というのはどのように生かされていくのか。結局、高いところに一緒になって飲まれてしまうだけなんじゃないかと。そういう辺りについてどういうふうに生かされていくのか伺います。

3点目です。町の国民健康保険財政調整基金の取崩しは少しづつ行われているようなんですが、町の努力でできること、今もう町の努力でできることというの非常に少なくなっています。町の努力でできることはどういうことなのか。それから取崩しをしていく限界というもの、すっからかんにしてしまうわけにもいかんやろうし、どうなるのかという、その限界辺りはどう考えておられるのか。

4番目。国庫負担割合の増加を求めるなどですが、もう国保の場合、もう制度改革が絶対必要だというふうに考えます。国への要望が不可欠だというふうに考えていますが、その辺りの見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 国保税の引下げについてご質問を頂きました。

1点目については、本年度に令和5年度以来の税額改定を実施いたしました。改定にあたっては、急激な負担増とならないよう、国民健康保険財政調整基金を取崩しながら、段階的な引上げを実施させていただいたところです。今後の税額につきましても、国保財政が維持できるよう、基金を活用しつつ、できるだけ被保険者の負担に留意しながら検討したいと考えております。

2点目の、保健事業への取組については、町民の健康増進につながるほか、国の特別調整交付金において取組に応じた評価額が反映されております。また、国保税の徴収率が向上しますと、それに伴い国保財政が改善され、被保険者の負担の公平化が図れるものと考えております。

保険料水準の統一化によって町の取組が全県的に分散化される点もございますが、負担を分かち合うことで、保険者全体にとって将来的に持続可能な保険運営が見込めるものと考えております。

町としましては、保健事業の推進や収納率向上への努力は、取組そのものが町民の健康増進や国保財政の改善に生かされるものと考えております。

3点目の、町の努力としてできることは、継続した保健事業の推進により医療費の抑制を図ることや、保険税の徴収努力を続けることなどであると考えております。基金の取崩しの限界については、基金の残高に限りがありますことから、被保険者

の保険税負担に留意しつつ、全体的な財政状況を見据えながら判断したいと考えております。

4点目の、国への要望については、国保の安定的な運営には国の財政措置や適切な制度設計は欠かせないものであると考えております。このことから町としましても、先の知事要望において、国に対しても必要な施策を推進するよう、県を通じて要望させていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきます。

一番最初のことについては、基本的なところは、そういう形で、今後も国民皆保険の骨格としていくために制度改革が不可欠だというふうに思いますので、その辺、何といいますか、改革をしていかんともうどうにもならんやろうと、現状のままではもうどうにもならんということをあえて確認しておきたいと思います。

それから2点目については、表は1つの計算の例です。県の統一化が提唱される前というのは、この前も住民課さんと話をしていたんですけど、例えば資産割があつたりとか、いろんな形で、ほかの市町との整合性やらそんなものも見ていたんですけど、日野町の場合はさっきも申しましたように、国保税の収納率の高さであるとか、それから良好な保健事業スコアなどが反映されていて、そして8年前は安かったんだろうと。

このこと自体は、何度も言っていますように、日野町というのはやっぱりすばらしいんだろうなというふうに思っています。ところが、そうした町民の努力によつて安かった保険料が結果的に高いところに統一するということになってしまったわけです、都道府県一本化というのは。だから、日野町の上げ幅が大きいと。

これやっぱり、どう考えても納得ができないんですよね。その辺りをどう考えるのか、もう少しお伺いしたいと思います。全体で分かち合うというふうに言つたらそうですけれど、例えば日野町なんかはそういう意味ではたまたもんやないなどいう、そんな感じがするわけです。

それから、3点目と4点目についてですけれど、その辺を併せて考えていくと、国保税の被保険者負担を減らすためには、方法はもう限られているかと思うんです。1つはやっぱりもう国が財政措置を講じることやと思うんです。もうそれしか、本当を言うたら、もうないやろと思うんです。

ただ、じゃ、町はどうなのかということですけれど、都道府県一本化が進んでいく中で、基金取崩しもそんなん限度があるという中でどうしていくのかということですけれど、1つ目は、だから、もう国に要望していくしかないやろと。既に知事会やら町村長会やらいろんなものを通じて言っていますよということですけど、そこをやっぱり強めていかないと、払えない人が増える。払えない人が増えたらどう

なるかいうたら、制度自体も成り立たなくなっていく。結果的に、国民皆保険制度というのがもう意味を持たないようになってくる。

はじめにも申しましたように、諸物価高騰の問題というのはメディアも取り上げるわけです。ところが、国保税がこんだけ上がったあるでというのについては、ほとんど話題にならないんです。それは国保税の対象者が大変少ないというふうなこともあって、だからそうなると思うんです。だから、そういう意味で、しかも、国保税の対象者というのはほとんどが、そういう意味ではあまり所得を持たない、そういう高齢者であるとか、あるいは自営業者でも十分な収入が得られないというふうな方やら、そういう方がいっぱいいらっしゃるわけで、そういう方が本当に医療を受けられるようにするために、やっぱりここがすごく大事だというふうに思います。だから、国への要望を強めていっていただくと。

それから2点目の、町でできることはどうなのかということなんですが、1つの例として、もうご存じの方も多いかと思うんですけれど、米原市がやっていることがあるんです。米原市はどういうことをやっているかというと、国保税のうち18歳以下の子どもに係る均等割相当額を子育て世帯応援金として支給すると。国は今、ペナルティーを言いますから、だから、均等割をゼロにするというたら、これ問題になるらしいんです。

だから、均等割は取って、そして、その分、これ2分の1ですけど、それを取つて、そして、子育て世帯応援金として支給すると、そんなような形で子どもの国保税の均等割を実質免除すると、こういうことをやっておられるわけですけれど、そういうふうな、ほかにもっといろんなところがあるのかも分かりませんけれど、いろんな工夫を研究してもらって、そして軽減できないのか。そのようなことは考えておられるのかどうか、その辺りを伺います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） まず、物価高騰で住民の方、国民の皆様が苦しんでおられるんですけども、行く行くは保険料というのは統一化に向けて、医療費も上がって、高度な医療費もありますし薬も上がってきているので、やはりもう少し上げなきゃいけないのかなと思っております。今のところ令和9年度に統一されるということなんですけども、各市町、今、表を見たらばらばらなんんですけども、大きいところは思い切って上げないといけなくなるということになります。

そして、今、日野町は令和7年度に上げさせてもらったんですけども、徐々に徐々に、負担のないようにさせてもらいたいなと思っているところです。そして、最終的にはやっぱり制度に問題があって、国の要望、あと国庫の負担金を強く要望していくというのが根本にあるんですけども、あと基金の取崩しは、令和7年度で4,000万円取り崩そうと思っているんですけども、あと残り約1億円あるんです。このま

ま行くと基金はなくなっていくということになりますて、さすがに高度な医療とかがあつたら、1人高度な医療があつたらこの基金も出ていくことになりますので、少しあは残しておかなきやいけないのかなという思いであります。

その辺り、いろんな制度、米原市のお話とか、それはまた日野町の国民健康保険の運営協議会とかでまたご意見とか頂いて、考えさせてもらいたいなとは思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 当局が大変苦慮しておられるというのは、もう私もこの間、こんないろいろ今までからやつていて、もう非常によく分かります。だから、当局の努力でもうできることというのはそんなにないわけです。だけど、住民さんにとってみたら、とにかくこの物価高騰の中で払えないという、そういう実情をどのように救っていくのかという、やっぱりその観点をみんなが持つていかんとあかんやろうというふうに思つます。

そういう意味でどうしていったらいいのかということを今後も考えていただきて、要望すべきところは要望していくと、そういうようにしていかんとあかんのじやないのかなということを思います。

以上、要望という形で終わらせていただこうと思います。

議長（杉浦和人君） 以上で9名の諸君の質問は終わりました。

その他の諸君の一般質問は次週16日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一異議なし

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は次週16日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

一同起立、礼。

一起立・礼

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

—散会 18時05分—